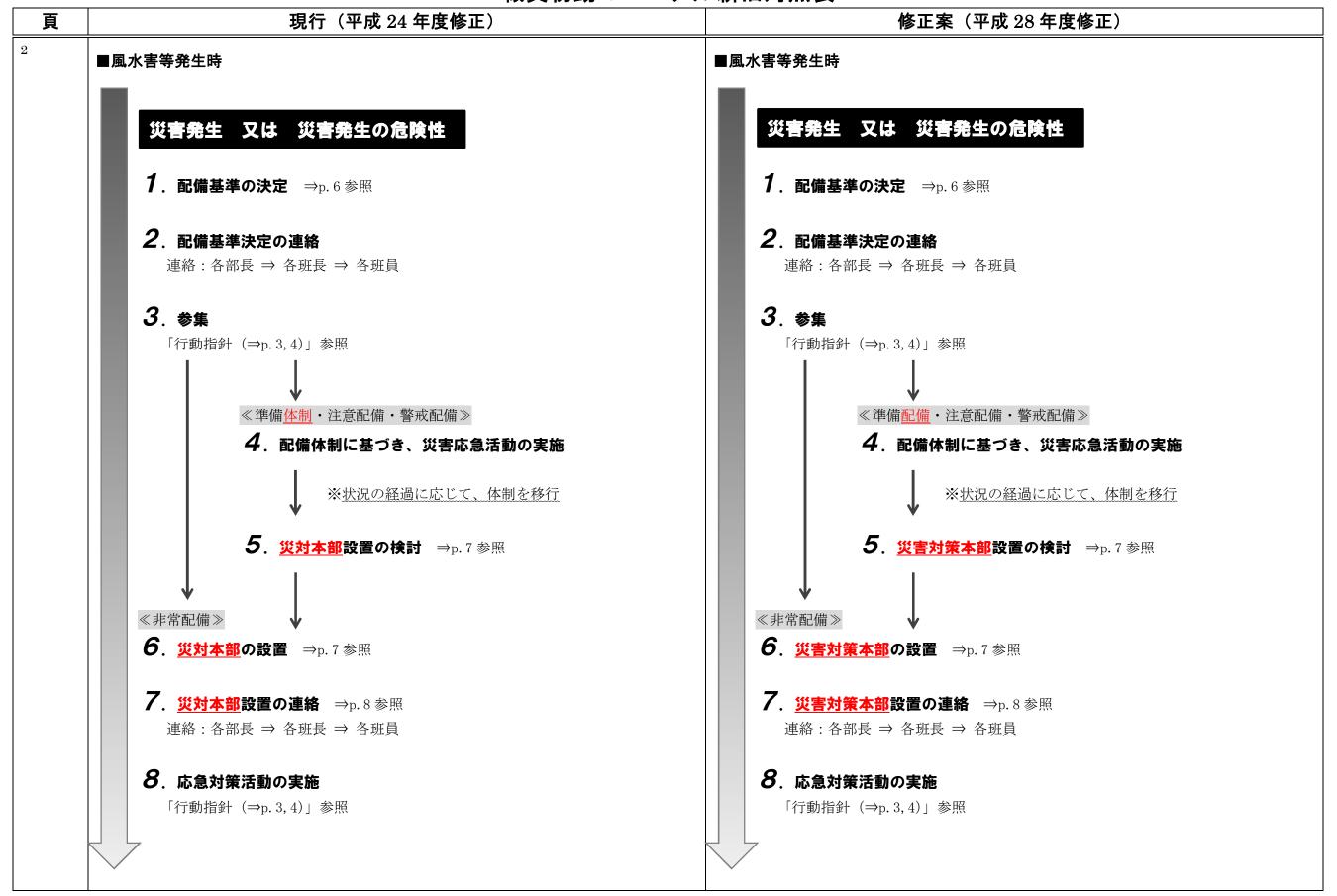
平成28年度修正

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
表紙裏面	■「災害時職員初動マニュアル」について	■「災害時職員初動マニュアル」について
	➤ このマニュアルは、大規模災害時に、「流山市地域防災計画」に位置づけられた応急対策等について、職員一人ひとりがどう行動するかをできる限り具体的に示すことで、最も混乱が予想される発災後24時間において、迅速かつ的確に応急対策が実施されることを目的として作成している。	➤ このマニュアルは、大規模災害時に、「流山市地域防災計画」に位置づけられた応急対策等について、職員一人ひとりがどう行動するかをできる限り具体的に示すことで、最も混乱が予想される発災後 24 時間において、迅速かつ的確に応急対策が実施されることを目的として作成している。
	➤ このマニュアルは、「流山市地域防災計画(平成 24 年 8 月 修正)」及び「流山市事業継続計画(BCP)(平成 25 年 2 月策定)」等を参考に、大規模災害が発生して流山市に影響があった場合における、発災から 24 時間以内に対応が必要な業務を記載したものである。	➤ このマニュアルは、「流山市地域防災計画(<u>平成 29 年 3 月</u> 修正)」及び「流山市事業継続計画(BCP)(<u>平成 29 年 3 月修正</u>)」等を参考に、大規模災害が発生して流山市に影響があった場合における、発災から 24 時間以内に対応が必要な業務を記載したものである。
	➤ このマニュアルは、災害の状況によって、また個々の職員の状況によっては適合しない場合もあり得る。したがって、実際には、個々の職員が上長の指示及び適切な判断のもとに行動することが必要である。	
	➤ このマニュアルは、「流山市地域防災計画」及び「流山市事業継続計画(BCP)」の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正するものとする。	➤ このマニュアルは、「流山市地域防災計画」及び「流山市事業継続計画(BCP)」の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正するものとする。
	□ 平常時に行うこと	□ 平常時に行うこと
	▶ 発災から 24 時間以内は、正確な情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施することが大変重要となる。そのため、関係する部署や機関、団体等の連絡先については、常に最新版にしておくことが必要である。	➤ 発災から 24 時間以内は、正確な情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施することが大変重要となる。そのため、関係する部署や機関、団体等の連絡先については、常に最新版にしておくことが必要である。
	➤ このマニュアルには、各個人が初動時における行動及び関連するデータについて、あらかじめ確認・整理できるように「個人行動カード」(p.69)を設けている。平常時からこの「個人行動カード」を作成し、携行することが必要である。また、異動時には必ず最新版に更新して携行すべきものである。	

頁	現行(平成 24 年度修正)	エ プ ル 利 I ロ 列 照 2
1	第1 大規模災害が発生した場合の行動フロー	第1 大規模災害が発生した場合の行動フロー
	■地震発生時	■地震発生時
	大規模地震発生	大規模地震発生
	1. 参集	1. 参集
	「行動指針(⇒p. 3, 4)」参照 ※地震時の配備基準(⇒p. 5)参照	「行動指針(⇒p. 3, 4)」参照 ※地震時の配備基準(⇒p. 5)参照
	2 . <mark>災対本部</mark> 設置の検討 ⇒p. 7 参照	2 . <u>災害対策本部</u> 設置の検討 ⇒p. 7 参照
	3 . <mark>災対本部</mark> の設置(震度 5 強以上で自動設置) ⇒p. 7 参照	3 . <u>災害対策本部</u> の設置(震度 5 強以上で自動設置) ⇒p. 7 参照
	4. <u>災対本部</u>設置の連絡 ⇒p.8 参照	4. <u>災害対策本部</u>設置の連絡 ⇒p.8 参照
	連絡:各部長 ⇒ 各班長 ⇒ 各班員	連絡:各部長 → 各班長 → 各班員
	5. 応急対策活動の実施	5. 応急対策活動の実施
	「行動指針(⇒p. 3, 4)」参照	「行動指針(⇒p. 3, 4)」参照



第2 大規模災害が発生した場合の行動指針

1 大規模災害時流山市職員初動指針

時間帯	執務日	持間内		執務時	間外
居場所	居場所 勤務先 外出先			自宅	外出先
状況①		大地	也震	是発生	
	自身と市民等及び 他の職員の安全確 保	自身と市民等の 安全確保		自身と市民等の安 全確保	自身と市民等の安 全確保
行動①	重傷者の救護	周辺の被災状況 を把握		周辺の被災状況を 把握	周辺の被災状況を 把握
1] 刬①	家族と自宅の状況 確認 ¹	家族と自宅の状況 確認		家族の状況確認	家族と自宅の状況 確認
	所属長等へ報告	所属長等へ報告	L	所属長等へ報告	所属長等へ報告
			ı		
状況②		流山市内	で混	 夏度6強以上	
行動②	所属長等の指示を 受けて行動する。	勤務先へ参集 し、所属長の指 示を受けて行動 する。		勤務先へ参集し、 <u>災対本部</u> 事務局の 指示を受けて行動 する。	勤務先へ参集し、 <u>災</u> 対本部事務局の指 示を受けて行動す る。
状況③		自分自身又は家族	が	被災した場合の指針	

右表のような状況が発生 した場合、職員はいったん登 庁して、自身と家族の情報を 所属長に報告した上で、所属 長の指示に従う。

所属長は、被災した職員への指示にあたっては、次表の指針を基準とし、状況を勘案して、自宅待機/勤務継続等を判断する。

	被害種別	自宅待機日数の指針
自宅被害	全壊・全焼、半壊・半焼等	0日
	死亡(家族)	1日
	重傷(本人)	勤務可能な状態となるまで
本人や 家族の死傷	重傷(家族)	1日
3,00,00,00	軽傷(本人)	0日
	軽傷(家族)	0日

なお自宅待機中は、周辺状況の把握に努め、常に所属長からの連絡が取れるようにするとと もに、周辺状況を把握して、報告できるようにする。

1家族と自宅の状況確認に時間を要する場合は、先ず、所属長等への報告を優先するものとする。

第2 大規模災害が発生した場合の行動指針

1 大規模災害時流山市職員初動指針

時間帯	執務	寺間内		執務時間外				
居場所	居場所 勤務先 外出先		自宅	外出先				
状況①		大地	也是	建				
	自身と市民等及び 他の職員の安全確 保	自身と市民等の安 全確保		自身と市民等の安 全確保	自身と市民等の安 全確保			
 行動①	重傷者の救護 周辺の被災状況を 把握	周辺の被災状況を 把握	周辺の被災状況を 把握					
1 1 到 ①	家族と自宅の状況家族と自宅の状況確認確認		家族の状況確認	家族と自宅の状況 確認				
	所属長等へ報告	所属長等へ報告		所属長等へ報告	所属長等へ報告			
状況②		流山市内	で震度6強以上					
行動②	所属長等の指示を 受けて行動する。	勤務先へ参集し、 所属長の指示を受 けて行動する。		勤務先へ参集し、 <u>災害対策本部</u> 事務 局の指示を受けて 行動する。	勤務先へ参集し、 <u>災</u> <u>害対策本部</u> 事務局 の指示を受けて行動 する。			
状況③		自分自身又は家族	Ęが	被災した場合の指針				

右表のような状況が発生 した場合、職員はいったん登 庁して、自身と家族の情報を 所属長に報告した上で、所属 長の指示に従う。

所属長は、被災した職員への指示にあたっては、次表の指針を基準とし、状況を勘案して、自宅待機/勤務継続等を判断する。

	被害種別	自宅待機日数の指針
自宅被害	全壊・全焼、半壊・半焼等	0日
	死亡(家族)	1日
<u> </u>	重傷(本人)	勤務可能な状態となるまで
本人や 家族の死傷	重傷(家族)	1日
37.11/2 42.71 [8]	軽傷(本人)	0日
	軽傷(家族)	0日
	•	**

なお自宅待機中は、周辺状況の把握に努め、常に所属長からの連絡が取れるようにするとと もに、周辺状況を把握して、報告できるようにする。

1家族と自宅の状況確認に時間を要する場合は、先ず、所属長等への報告を優先するものとする。

頁	現行(平成 24 年度修正)			修正案(平成 28 年度修正)					
	2 参集時における留意事	項		2	2 参集時における留意事項				
	2 初期消火、人命救出	等の安全確保を最優先に行動する 等の安全確保を最優先に行動する こ努める	る。 ご努めるとともに、倒壊家屋から	2	初期消火、人命救出に	 の安全確保を最優先に行動す 努める	る。 こ努めるとともに、倒壊家屋から		
	3 登庁時の携行品			3	■ 登庁時の携行品				
	【服装】	【携	行品】			【抄	《行品】		
	□ 作業着 □ 帽子 □ 軍手 □ 厚手の靴下 □ 厚底の靴 など	□ 身分証明書□ 食料(1食分程度)□ 飲料水□ ラジオ等□ 携帯電話□ 現金(小銭)	□ 筆記用具□ 着替え□ 常備薬 など事前に準備しておく。		□ 作業着□ 帽子□ 軍手□ 厚手の靴下□ 厚底の靴 など	□ 身分証明書□ 食料(1食分程度)□ 飲料水□ ラジオ等□ 携帯電話□ 現金(小銭)	□ 筆記用具□ 着替え□ 常備薬 など事前に準備しておく。		
	する。		自転車、徒歩のいずれかで登庁	する			自転車、徒歩のいずれかで登庁		
	5 登庁時には情報収集を行い、勤務先に参集 ① 登庁の際、公共施設、道路、家屋の倒壊等あらゆる被害状況を把握し、 <u>災対本部</u> 参集報告 書 (様式 <u>63</u> ⇒p. <u>70</u> 参照) に記載する。※「被害なし」ということも重要かつ大切な情報であることを認識し、この点も含めて報告する。			① 登庁の際、公共施設、道路、家屋の倒壊等あらゆる被害状況を把握し、 <mark>災害対策本部</mark> 参り報告(様式 <u>60</u> ⇒p. <u>71</u> 参照)に記載する。※「被害なし」ということも重要かつ大切な情報であることを認識し、この点も含めて報告する。					
	 ② 勤務先に参集する。 ③ <u>災対本部</u>室に様式 <u>63</u>を提出し、参集人員掌握表に参集時間を記録する。 ④ <u>災対本部</u>事務局から付与された当初の任務に基づき行動する。 ⑤ <u>災対本部</u>の決定に基づき、所要の業務を実施する。 			 ② 勤務先に参集する。 ③ <u>災害対策本部</u>室に様式 <u>60</u>を提出し、参集人員掌握表に参集時間を記録する。 ④ <u>災害対策本部</u>事務局から付与された当初の任務に基づき行動する。 ⑤ <u>災害対策本部</u>の決定に基づき、所要の業務を実施する。 					
	【連絡先】	きない場合 務局に報告し、最寄りの市の施記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7	属する班又は <mark>災害対策本部</mark> 【連絡先】	ない場合 事務局に報告し、最寄りの市 (害対策本部室の電話番号):			

				現行(平成 24 年度修正)	戦貝別割ヾ―ユアノ	修正案(平成 28 年度修正)					
第	3	<u>#</u>	備基	基準及び <mark>災対本部</mark> の設置		第3 配備基準及び <mark>災害対策本部</mark> の設置					
	1 🛮	记備基	準			1 配備基準					
	執務時間外の職員登庁については、次の配備基準により参集する。					執務	時間	外の鵈	裁員登庁については、次の配備基準により参集	きする。	
	■地震時の配備基準				■地震	夏時の	配備	基準			
	体	制区	分	配備基準	配備人員	1	本制区	分	配備基準	配備人員	
	市災対	注意	配備	ア 市内で震度4を記録したとき イ 災害の発生その他の状況により必要と 認めるとき	・防災危機管理課の全職員 ・各課長等が予め指名する職 員(1名基準)	市災害対	注意	で配備	ア 市内で震度4を記録したとき イ 災害の発生その他の状況により必要と 認めるとき	・防災危機管理課の全職員 ・各課長等が予め指名する職 員(1 名基準)	
	本部設置前	警戒	配備	ア 市内で震度5弱を記録したとき イ 東海地震注意情報が発表されたとき ウ 災害の発生その他の状況により必要と 認めるとき	・防災危機管理課の全職員・全課長等・各課長等の指名する職員(1/4 基準)	策本部設置前	警戒	 配備	ア 市内で震度5弱を記録したとき イ 東海地震注意情報が発表されたとき ウ 災害の発生その他の状況により必要と 認めるとき	・防災危機管理課の全職員・全課長等・各課長等<u>が予め</u>指名する職員(1/4 基準)	
	市災		第 1 配備	ア 市内で震度5強を記録したとき イ 東海地震予知情報(警戒宣言)が発令さ れたとき ウ その他の状況により本部長が必要と認 めるとき	・本部員 ・全班長 ・各班長が定めた所属職員の 概ね 1/3	市災害		第1配備	ア 市内で震度5強を記録したとき イ 東海地震予知情報(警戒宣言)が発令されたとき ウ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	・本部員・全班長・各班長が定めた所属職員の 概ね 1/3	
	对本部 設置後	非常配備	第2配備	ア 市内で震度 6 弱を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認 めるとき	・本部員・全班長及び副班長・各班長が定めた所属職員の 概ね 2/3	対策本部設置	非常配備	第2配備	ア 市内で震度 6 弱を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認 めるとき	・本部員・全班長及び副班長・各班長が定めた所属職員の 概ね 2/3	
			第 3 配備	ア 市内で震度6強以上を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認 めるとき	・全 職 員	後		第3配備	ア 市内で震度 6 強以上を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認 めるとき	・全 職 員	
 -	■風水害時等の配備基準					■風刀	k害時	等の	配備基準		
	体制区分 配備基準 配備人員		1	本制区	分	配備基準	配備人員				
	市災対本部設置前	準備 <u>f</u>	<u>体制</u>	ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき(ア)気象業務法に基づく予報。 大雨注意報(イ)水防団待機水位(江戸川) ※水防計画:水防準備体制	・防災危機管理課の全職員 ・河川課、道路管理課、消防 防災課の課長及び職員数名 ・各課長等が予め指名する職 員(1名基準)	市災害対策本部設置前	準備	i <u>配備</u>	ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき(ア)気象業務法に基づく予報。 大雨注意報(イ)水防団待機水位(江戸川)※水防計画:水防準備体制	・防災危機管理課の全職員 ・河川課、道路管理課、消防 防災課の課長及び職員数名 ・各課長等が予め指名する職 員(1名基準)	

注意	配備	ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表しくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき(ア)気象業務法に基づく予報。 大雨注意報 b. 洪水注意報	・防災危機管理課の全職員 ・河川課、道路管理課、消防 防災課、道路建設課、 <u>下水</u> <u>道業務課、</u> 下水道建設課の 課長及び職員数名		注意	配備	ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報	・防災危機管理課の全職員・河川課、道路管理課、消防防災課、道路建設課、下水道建設課の課長及び職員数
		(イ)水防法 <u>(第10条の2)</u> に基づく予報 a. 江戸川 <u>はん濫</u> 注意情報 ※水防計画:水防注意体制	・各課長等が予め指名する職 員 (1名基準) -				 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法に基づく予報 a. 江戸川<u>氾濫</u>注意情報 ※水防計画:水防注意体制 	名 ・各課長等が予め指名する職員(1名基準)
警戒	配備	ア 流山市域に次の警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 暴風警報 c. 洪水警報 (イ)水防法 (第10条の2) に基づく予報 a. 江戸川 <u>はん濫</u> 警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ※水防計画:水防警戒体制(水防本部設置)	・防災危機管理課の全職員 ・水防本部の本部員、全班長 ・各班長が定めた所属職員 (1/4 基準) ・各公共施設の管理者		警戒	配備	ア 流山市域に次の警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 暴風警報 c. 洪水警報 (イ)水防法に基づく予報 a. 江戸川 <u>氾濫</u> 警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ※水防計画:水防警戒体制(水防本部設置)	・防災危機管理課の全職員・水防本部の本部員、全班長・各班長が定めた所属職員(1/4 基準)・各公共施設の管理者
市災対本部設	第1配備 第2配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な 災害が発生するおそれがある場合等で、本 部長が必要と認めたとき ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生す るおそれがある場合で、本部長が必要と認	 ・全班長 ・各班長が定めた所属職員の概ね 1/3 ・本部員 ・全班長及び副班長 ・各班長が定めた所属職員の 	市災害対策本部	非常配備	第1配備 第2配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な 災害が発生するおそれがある場合等で、本 部長が必要と認めたとき ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生す るおそれがある場合で、本部長が必要と認	 ・本部員 ・全班長 ・各班長が定めた所属職員の概ね 1/3 ・本部員 ・全班長及び副班長 ・各班長が定めた所属職員の
設 置 後 	第3配備	めたとき ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法(昭和22年法律第118号) による救助を適用する災害が生じたとき	概ね 2/3 ・全 職 員	設置後	VIII	第3配備	めたとき ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法(昭和22年法律第118号) による救助を適用する災害が生じたとき	概ね 2/3 ・全 職 員

頁 現行(平成 24 年度修正) 修正案(平成 28 年度修正)

ウ 市長は自らの判断又は上記意見具申を受けて、災対本部の設置を決定し、防災危機管理課 長(及び河川課長)に対して所要の指示をする。

※() 内は、風水害時

【不在時及び連絡不能時の代行者】

役職	代行者
市長	副市長
副市長	市民生活部長
市民生活部長	防災危機管理課長
防災危機管理課長	防災危機管理課長補佐
河川課長	河川課長補佐

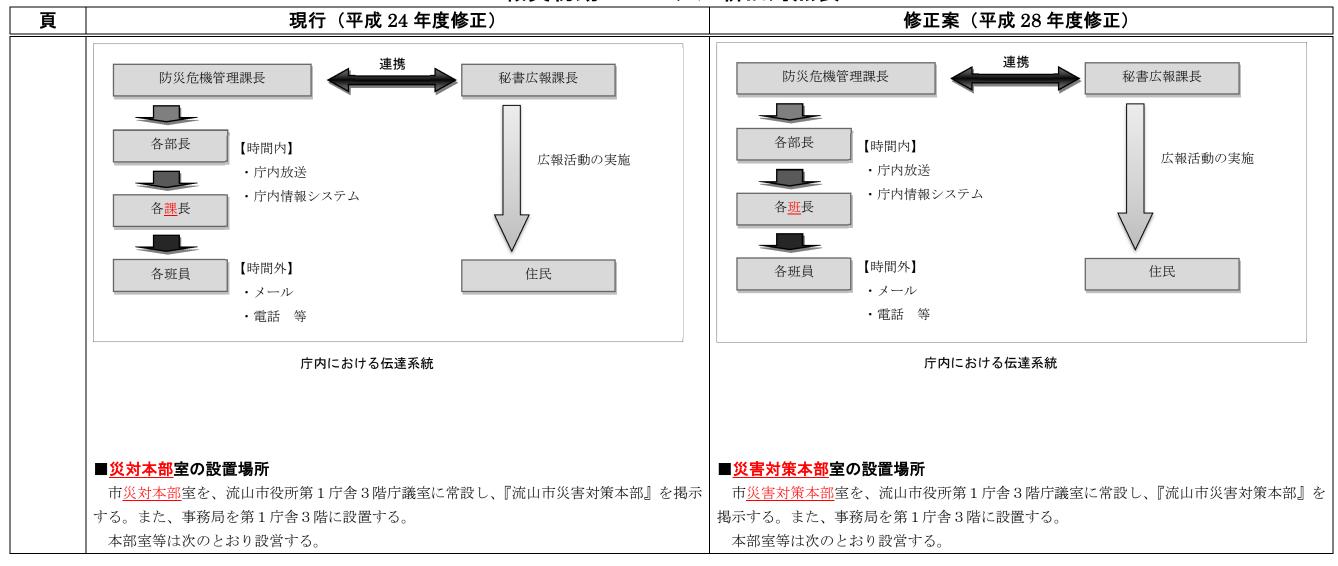
■<mark>災対本部</mark>の設置基準

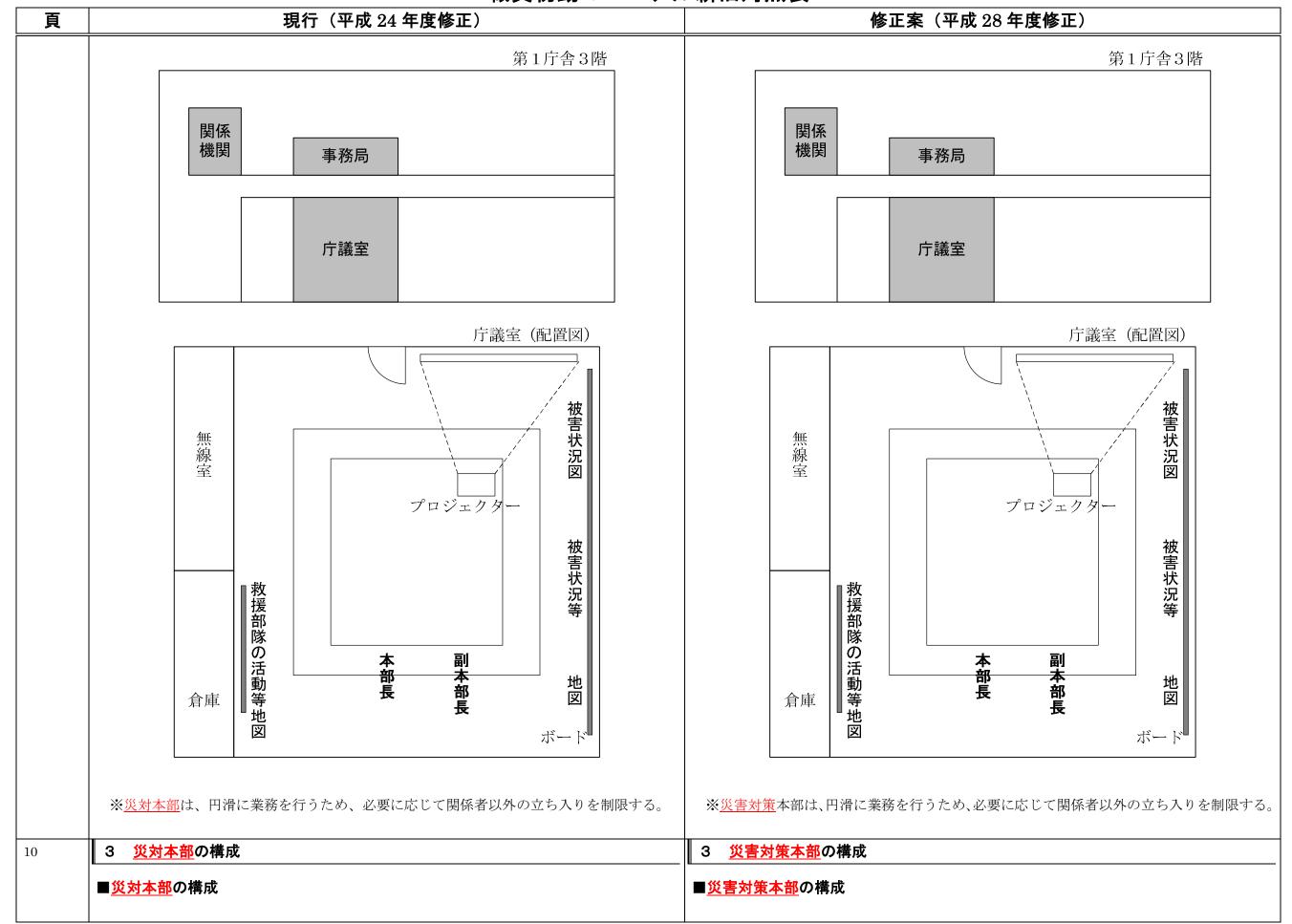
災害	設 置 基 準
	ア 市内で震度5強以上を記録したとき
	イ 東海地震警戒宣言が発令(東海地震予知情報が発表)されたとき
	ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき
地 震 時	
風水害時	ア 水防法 (第 10 条の 2) に基づく予報のうち、 <u>江戸川河川氾らん危険情報</u> が発表されたとき イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生する おそれがある場合で、市長が必要と認めるとき ウ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) による救助を適用する災害が生 じたとき

■災害対策本部の設置基準

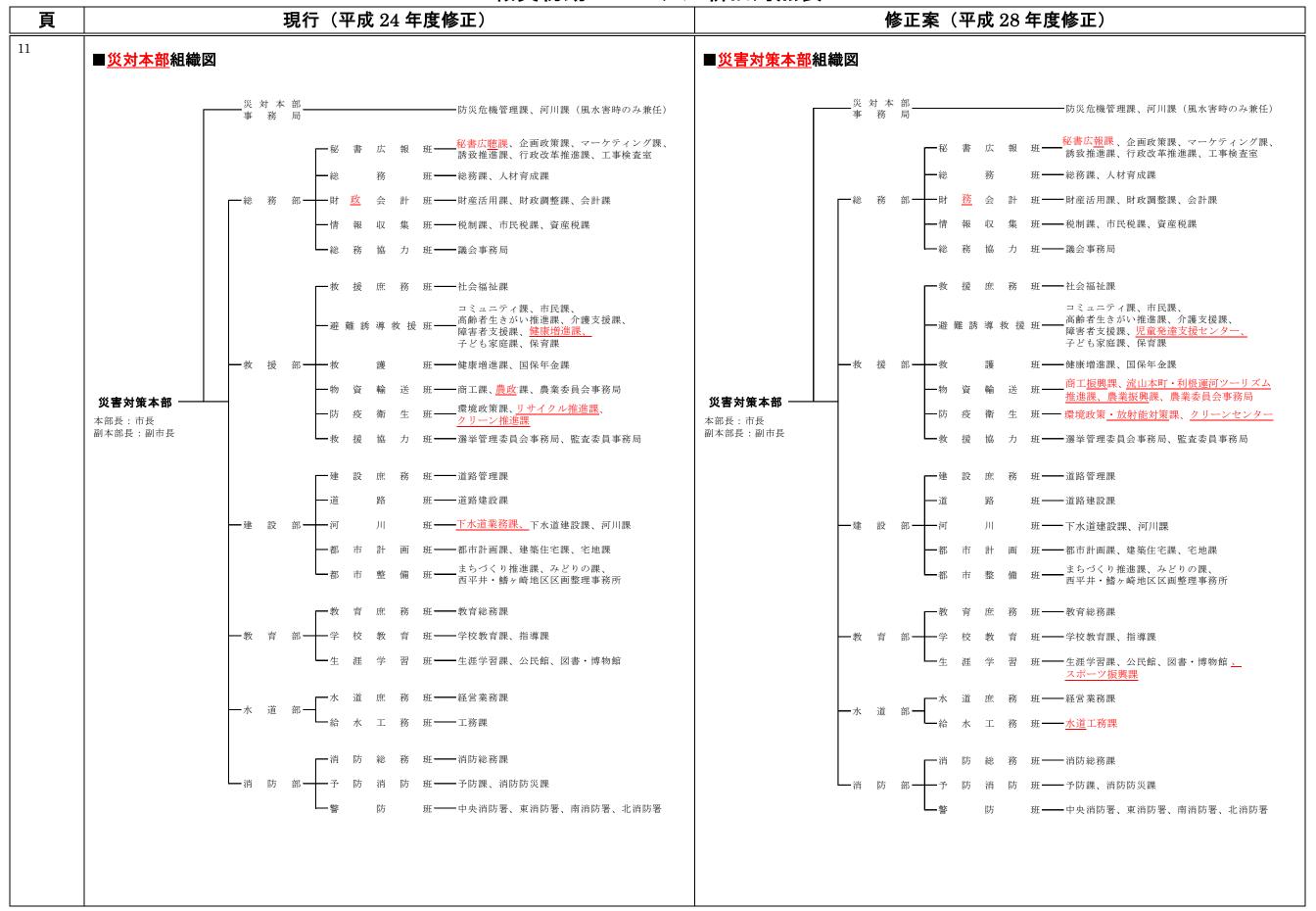
■火舌刈束本部の設直奉年						
災害	設 置 基 準					
	ア 市内で震度 5 強以上を記録したとき					
	イ 東海地震警戒宣言が発令(東海地震予知情報が発表)されたとき					
	ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき					
	<u>(ア) 防災危機管理課長は、上記の基準に照らして、災害対策本部設置</u>					
地 震 時	<u>の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を</u>					
	受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとす					
	<u>5.</u>					
	<u>(イ)</u> 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、災害対策本部の					
	設置を決定し、防災危機管理課長に対して所要の指示をする。					
	ア 市域に特別警報(大雨、暴風、暴雪雨、大雪)が発表され、市長が必要					
	と認めたとき					
	イ 水防法に基づく予報のうち、 <u>江戸川氾濫危険情報</u> が発表されたとき					
	ウ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生する					
	おそれがある場合で、市長が必要と認めるとき					
	エ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助を適用する災害が生					
	じたとき					
風水害時	オ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき					
	(ア) 防災危機管理課長及び河川課長は、上記の基準に照らして、災害					
	対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副					
	市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申					
	<u>するものとする。</u>					
	(イ) 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、災害対策本部の					
	設置を決定し、防災危機管理課長及び河川課長に対して所要の指示					
	<u>をする。</u>					

		現行(平成 24 年度修正)			修正案(平成 28 年度修	正)
					において、次の職の者の連絡不能等	による職務の代行順位は以下
			_	<u>3りとする。</u> 【不在時及び連絡不能時	の代行者】	
				<u> </u>	代行者	
				市長	副市長	
				副市長	市民生活部長	
				市民生活部長	防災危機管理課長	
				防災危機管理課長	防災危機管理課長補佐	_
				河川課長	河川課長補佐	
■災対本	忲部の設置の連絡			■災害対策本部の設置	の連絡	
	<mark>本部</mark> の設置の連絡 <u>、部</u> を設置した場合	は、次の機関に伝達する。	•	■<u>災害対策本部</u>の設置 <u>災害対策本部</u> を設置し	の連絡 た場合は、次の機関に伝達する。	
災対本		は、次の機関に伝達する。			た場合は、次の機関に伝達する。	
災対本 防災危機	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	は、次の機関に伝達する。		<u>災害対策本部</u> を設置し 災危機管理課長の伝	た場合は、次の機関に伝達する。	情報システム
災対本	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	は、次の機関に伝達する。		災害対策本部を設置し	た場合は、次の機関に伝達する。	
災対本 防災危機 庁内	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	は、次の機関に伝達する。 執務時間内:庁内放送、庁内情報システム		<u>災害対策本部</u> を設置し 災危機管理課長の伝	た場合は、次の機関に伝達する。 達 執務時間内:庁内放送、庁内付 執務時間外:メール、電話で 電話:043-223-2175	
災対本 防災危機 庁内 千葉県	<mark>部</mark> を設置した場合 幾管理課長の伝達	は、次の機関に伝達する。 執務時間内:庁内放送、庁内情報システム 執務時間外:メール、電話で各部長等に伝達		災害対策本部を設置しが危機管理課長の伝 庁内千葉県防災危機管理部	た場合は、次の機関に伝達する。 達 執務時間内:庁内放送、庁内付 執務時間外:メール、電話で 電話:043-223-2175	
災対本 防災危機 庁内 千葉県 野田市	一部を設置した場合機管理課長の伝達上防災危機管理部	は、次の機関に伝達する。 執務時間内:庁内放送、庁内情報システム 執務時間外:メール、電話で各部長等に伝達 電話:043-223-2175		災害対策本部を設置しが危機管理課長の伝 庁内千葉県防災危機管理部 危機管理課災害対策室	た場合は、次の機関に伝達する。 達 執務時間内:庁内放送、庁内付 執務時間外:メール、電話で 電話:043-223-2175	
次対本 防災危機 庁内 千葉県 野田市 柏市	本部を設置した場合 機管理課長の伝達 以防災危機管理部 では、 市民生活課	は、次の機関に伝達する。 執務時間内:庁内放送、庁内情報システム 執務時間外:メール、電話で各部長等に伝達 電話:043-223-2175 電話:04-7123-1083		災害対策本部 を設置し が災危機管理課長の伝 方 庁内 千葉県防災危機管理部 危機管理課災害対策室 野田市 防災安全課	た場合は、次の機関に伝達する。 ・達 執務時間内:庁内放送、庁内付 執務時間外:メール、電話で 電話:043-223-2175 電話:04-7136-1779	





頁		現行(平成 24 年度修正)		修正案	(平成 28 年度修正)
		役職	構成員		役職	構成員
	災対本部	本部長	市長	災害対策本部	本部長	市長
		副本部長	副市長		副本部長	副市長
		指揮監	市民生活部長		指揮監	市民生活部長
		本部員	教育長		本部員	教育長
			水道事業管理者			<u>上下</u> 水道事業管理者
			総合政策部長			総合政策部長
			総務部長			総務部長
			財政部長			財政部長
			健康福祉部長			健康福祉部長
			子ども家庭部長			子ども家庭部長
			産業振興部長			経済振興部長
			環境部長			環境部長
			都市計画部長			都市計画部長
			都市整備部長			都市整備部長
			土木部長			土木部長
			学校教育部長			学校教育部長
			生涯学習部長			生涯学習部長
			消防長			消防長
			その他本部長が必要と認めた者			その他本部長が必要と認めた者
			يسوو خيرمان			



_	成 24 年度修正)	修正案(平	·成 28 年度修正)		
4 <u>災対本部</u> の事務分掌	4 <u>災対本部</u> の事務分掌		4 <u>災害対策本部</u> の事務分掌		
■災害対策本部		■災害対策本部			
本部設置時の職名	事務分掌	本部設置時の職名	事務分掌		
本部長:市長	・ 災害対策本部の事務を総括する。	本部長:市長	・ 災害対策本部の事務を総括する。		
副本部長:副市長	・ 本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に 命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	副本部長:副市長	・ 本部長を補佐する。本部長不在時及び本部 命ぜられた範囲で、その職務を代行する。		
指揮監:市民生活部長(<u>災対本部</u> 事務局長と兼務)	害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して <mark>関係防災機関</mark> 等と連絡するとともに、本部員を 指揮監督する。 ・ 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の	指揮監 : 市民生活部長(<u>災害対策本部</u> 事務 局長と兼務)	・ 本部長、副本部長を補佐し、その命を受け 害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代 て <mark>防災関係機関</mark> 等と連絡するとともに、本部 指揮監督する。 ・ 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部		
指揮監補: 防災危機管理課長 (災害対策本 部事務局次長と兼務)	職務を代行する。 ・ 指揮監を補佐する。 ・ 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	指揮監補 : 防災危機管理課長(災害対策本 部事務局次長と兼務)	職務を代行する。 ・ 指揮監を補佐する。 ・ 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられたで、その職務を代行する。		
■ <mark>災対本部</mark> 事 務局 局	事務分掌	■ <mark>災害対策本部</mark> 事務局			
<u>災対本部</u> 事務局 事務局長:市民生活部長(兼務) 事務局次長:防災危機管理課長(兼務)	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。	災害対策本部事務局 事務局長:市民生活部長(兼務) 事務局次長:①防災危機管理課長(兼務)	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営にること。2 災害情報の総括及び報告に関すること。		

総務部 総務部長 総書広報班長 2	頁		現行(平成	t 24 年度修正)		修正案(平原	成 28 年度修正)
情報収集班 1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 情報収集班長 2 被害の調査及び集計に関すること。 税制課長 3 家屋の被害認定調査に関すること。 情報収集班副班長 (2)資産税課長 総務協力班 部内他班の協力に関すること。	頁	総務部長総務部長総務部次長①総合政策部長②財政部長③議会事務局長	 秘書広報班 秘書広報班長 秘書広報班長 秘書広報班副班長 ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ⑤工事検査室長 総務班長 総務班長 総務班長 総務班長 総務班長 総務班長 総務班長 財育成課長 財務会計班 財務会計 財務会別 財務会別	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。 1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例(昭和43年流山市条例第5号。以下「部設置条例」という。)第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。	総務部 総務部長:総務部長 総務部次長: ①総合政策部長 ②財政事務局長 ④会計管理者	修正案(平月 秘書広報班 秘書広報班長: 秘書広報班報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	
議会事務局次長			情報収集班長: 税制課長 情報収集班副班長: ①市民税課長 ②資産税課長 総務協力班 総務協力班長: 議会事務局次長	7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。 1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。 部内他班の協力に関すること。	■ 救援部 部	情報収集班 情報収集班長: 税制課長 情報収集班副班長: ①市民税課長 ②資産税課長 総務協力班 総務協力班長: 議会事務局次長	

頁		現行(平成	(24 年度修正)		修正案(平原	成 28 年度修正)
良	救援部 救援部長: 健康福祉部長 救援次長: ①環境部長 ② <u>産業</u> 振興部長 ③子ども家庭部長	現行(半成 救援庶務班 救援庶務班長: 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、産業振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基	 救援部 救援部長 健康福祉部長 救援部次長 ①環境部長 ②経済振興部長 ③子ども家庭部長 	修正案(平月 救援庶務班 救援庶務班長: 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、経済振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基
	④選挙管理委員会事務局長 ⑤監查委員事務局長 ⑥農業委員会事務局 長		づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。	④選挙管理委員会事務局長 ⑤監查委員事務局長 ⑥農業委員会事務局 長		づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。
		避難誘導救援班 避難誘導救援班長: コミュニティ課長	 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。 1 避難所の開設・運営に関すること。 2 避難所への誘導に関すること。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関 		避難誘導救援班 避難誘導救援班長: コミュニティ課長	 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。 1 避難所の開設・運営に関すること。 2 避難所への誘導に関すること。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関
		避難誘導救援班副班 長: ①市民課長 ②高齢者生きがい推 進課長 ③介護支援課長	すること。 4 避難所の秩序維持に関すること。 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。 6 <u>災害時要援護者</u> に対する巡回相談に関すること。		避難誘導救援班副班 長: ①市民課長 ②高齢者生きがい推 進課長 ③介護支援課長	すること。 4 避難所の秩序維持に関すること。 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。 6 <u>避難行動要支援者</u> に対する巡回相談に関すること。
		④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	7 避難所外 <u>避難者</u> への支援に関すること。 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関すること。 9 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 10 交通機関等との連絡調整に関すること。 11 防犯活動に関すること。		④障害者支援課長 <u>⑤児童発達支援セン</u> <u>ター所長</u> <u>⑥</u> 子ども家庭課長 <u>⑦</u> 保育課長	 7 避難所外被災者への支援に関すること。 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関すること。 9 帰宅困難者対策に関すること。 10 交通機関等との連絡調整に関すること。 11 防犯活動に関すること。 1
		救護班救護班長:健康増進課長救護副班長:国保年金課長	 救護所の設置に関すること。 被災者の医療及び助産に関すること。 医療機関との連絡調整に関すること。 医療品及び衛生機(器)材の調達及び保管に関すること。 避難者の身体及び心のケアに関すること。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 感染症予防対策に関すること。 		救護班 救護班長 健康増進課長 救護班副班長 国保年金課長	 救護所の設置に関すること。 被災者の医療及び助産に関すること。 医療機関との連絡調整に関すること。 医療品及び衛生機(器)材の調達及び保管に関すること。 避難者の身体及び心のケアに関すること。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 感染症予防対策に関すること。

頁	現行(平	成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)		
	物資輸送班 物資輸送班長 : 物資輸送班長 : 物資輸送班長 : 物資輸送班長 : 物資輸送班長 : 変換	と。 4 農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 6 り災中小企業者に対する金融措置に関すること。 7 農業関係者への資金融資等に関すること。 1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。 3 仮設トイレの確保及び設置に関すること。 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関すること。 5 動物の死体の処理に関すること。 6 ペット対策に関すること。 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 8 災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 9 放射能対策に関すること。 部内他班の協力に関すること。	(教援部つづき)	<u>対策</u> 課長 <u>防疫衛生班副班長</u> :	4 農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関す ること。

■建設部

部	班	·	事務分掌
建設部	建設庶務班	1	部内各班との連絡調整に関すること。
建設部長:土木部長	建設庶務班長:	2	災害時の道路管理に関すること。
建設部次長:	道路管理課長	3	崖崩れ対策に関すること。
①都市計画部長		4	部設置条例第1条に規定する都市計画部、都
②都市整備部長		Ī	方整備部及び土木部の所管に属する施設の被
		誓	手の調査及び報告に関すること。
		5	障害物の除去に関すること。
		6	建設資機材の確保に関すること。
		7	建設団体等との連絡調整に関すること。
		8	交通規制に関すること。
		9	交通安全対策に関すること。
		10	部の庶務に関すること。
	道路班	1	道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する

■建設部

部	班	事務分掌
建設部	建設庶務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。
建設部長: 土木部長	建設庶務班長:	2 災害時の道路管理に関すること。
建設部次長:	道路管理課長	3 崖崩れ対策に関すること。
①都市計画部長		4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都
②都市整備部長		市整備部及び土木部の所管に属する施設の被
		害の調査及び報告に関すること。
		5 障害物の除去に関すること。
		6 建設資機材の確保に関すること。
		7 建設団体等との連絡調整に関すること。
		8 交通規制に関すること。
		9 交通安全対策に関すること。
		10 部の庶務に関すること。
	道路班	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する

頁 現行(平成	24 年度修正)	修正案(平	成 28 年度修正)
道路班長: 道路建設課長 河川班長: 下水道建設課長 河川班長: 下水道業務課長 ②河川課長 都市計画班 都市計画班長: 都市計画課長 都市計画課長 ②宅地課長 ②宅地課長 ②宅地課長 ①主線住宅課長 ②宅地課長 ①車整備班長: まちづくり推進課長 都市整備班長: まちづくり推進課長 都市整備班副班長: し丁本 2 を	24 平良修正) こと。 1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関すること。 1 応急仮設住宅の建築等に関すること。 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災宅地危険度判定に関すること。 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関すること。 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関すること。 1 公園施設等の復旧に関すること。 2 建物の除去に関すること。 3 部内他班の協力に関すること。	道路班長: 道路建設課長 河川班 河川班長: 下水道建設課長 河川課長 都市計画班 都市計画面班 都市計画計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計	こと。
②みどりの課長		②みどりの課長	

■教育部

部	班	事務分掌
教育部	教育庶務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。
教育部長:	教育庶務班長:	2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被
学校教育部長	教育総務課長	害の調査及び報告に関すること。
教育部次長:		3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関
生涯学習部長		すること。
		4 部の庶務に関すること。
	学校教育班	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導
	学校教育班長:	及び保護指導の助成に関すること。
	学校教育課長	2 災害時の応急教育に関すること。
	学校教育班長:	3 園児、児童及び生徒の心のケアに関するこ
	指導課長	と。
		4 学用品等の調達及び支給に関すること。
		5 教育関係機関等との連絡調整に関すること。
		6 炊き出しの協力に関すること。
		7 避難誘導救援班との連絡調整に関すること。

■教育部

部	班	事務分掌
教育部	教育庶務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。
教育部長:	教育庶務班長:	2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被
学校教育部長	教育総務課長	害の調査及び報告に関すること。
教育部次長:		3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関
生涯学習部長		すること。
		4 部の庶務に関すること。
	学校教育班	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導
	学校教育班長:	及び保護指導の助成に関すること。
	学校教育課長	2 災害時の応急教育に関すること。
	学校教育班副班長:	3 園児、児童及び生徒の心のケアに関するこ
	指導課長	と。
		4 学用品等の調達及び支給に関すること。
		5 教育関係機関等との連絡調整に関すること。
		6 炊き出しの協力に関すること。
		7 避難誘導救援班との連絡調整に関すること。

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	生涯学習班 1 社会教育施設の応急修理に関すること。 生涯学習班長: 2 教育施設に係る避難所開設協力に関すること。 生涯学習班副班長: 3 文化財の保護及び復旧に関すること。 ①公民館長 4 教育関係機関等との連絡調整に関すること。 ②図書・博物館長 5 炊き出しの協力に関すること。 6 避難誘導救援班との連絡調整に関すること。	生涯学習班 1 社会教育施設の応急修理に関すること。 生涯学習班長: 2 教育施設に係る避難所開設協力に関すること。 生涯学習班副班長: 3 文化財の保護及び復旧に関すること。 ①公民館長 4 教育関係機関等との連絡調整に関すること。 ②図書・博物館長 5 炊き出しの協力に関すること。 ③スポーツ振興課長 6 避難誘導救援班との連絡調整に関すること。

■水道部

部	班	事務分掌
水道部	水道庶務班	1 給水工務班との連絡調整に関すること。
水道部長:	水道庶務班長:	2 水道用資機材の調達及び管理に関すること。
水道局次長	<u>(水)</u> 経営業務課長	3 流山市水道事業の設置等に関する条例(昭和
		43 年流山市条例第 19 号)第 3 条に規定する水
		道局の所管に属する施設(以下「水道施設」と
		いう。)の被害調査の集計及び報告に関するこ
		と。
		4 水道関係機関との連絡調整に関すること。
		5 部の庶務に関すること。
	給水工務班	1 水道施設の応急工事に関すること。
	給水工務班長:	2 水道施設の被害調査に関すること。
	<u>(水)</u> 工務課長	3 飲料水の確保及び給水に関すること。

■消防部

沿	班	事務分掌
消防部	消防総務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。
消防部長:消防長	消防総務班長:	2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。
	消防総務課長	3 消防資機材の調達に関すること。
		4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の
		被害の調査及び報告に関すること。
		5 部の庶務に関すること。
	予防消防班	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。
	予防消防班長:	2 消防災害の情報の収集及び伝達に関するこ
	消防防災課長	と。
	予防消防班副班長:	3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する
	予防課長	こと。
		4 消防通信の統制運用に関すること。
		5 消防に係る災害の調査及び集計に関するこ
		٤.
		6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関
		すること。
		7 消防の相互応援に関すること。

■水道部

部	班	事務分掌		
水道部	水道庶務班	1 給水工務班との連絡調整に関すること。		
水道部長:	水道庶務班長:	2 水道用資機材の調達及び管理に関すること。		
上下水道局次長	経営業務課長	3 流山市水道事業 <u>及び下水道事業</u> の設置等に		
		関する条例(昭和 43 年流山市条例第 19 号)第		
		3条に規定する上下水道局の所管に属する施		
		設(以下「水道施設」という。)の被害調査の		
		集計及び報告に関すること。		
		4 水道関係機関との連絡調整に関すること。		
		5 部の庶務に関すること。		
	給水工務班	1 水道施設の応急工事に関すること。		
	給水工務班長:	2 水道施設の被害調査に関すること。		
	<u>水道</u> 工務課長	3 飲料水の確保及び給水に関すること。		

■消防部

部	班	事務分掌
消防部	消防総務班	1 部内各班との連絡調整に関すること。
消防部長:消防長	消防総務班長:	2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。
	消防総務課長	3 消防資機材の調達に関すること。
		4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の
		被害の調査及び報告に関すること。
		5 部の庶務に関すること。
	予防消防班	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。
	予防消防班長:	2 消防災害の情報の収集及び伝達に関するこ
	消防防災課長	と。
	予防消防班副班長:	3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する
	予防課長	こと。
		4 消防通信の統制運用に関すること。
		5 消防に係る災害の調査及び集計に関するこ
		と。
		6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関
		すること。
		7 消防の相互応援に関すること。

頁	職員初動マニュア 現行(平成 24 年度修正)	グレ利 Iロ 対 照 衣 修正案(平成 28 年度修正)	
19	警防班長: 1 消防警戒区域の設定に関すること。 警防班長: 2 消防災害の防御活動に関すること。 中央消防署長 3 避難に関すること。 警防班副班長: 4 現場広報に関すること。 ①上消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長 3 南消防署長	8 予防広報に関すること。 9 雨量の観測及び報告に関すること。 10 消防通信の統制運用に関すること。 警防班長: 1 消防警戒区域の設定に関すること。 中央消防署長 2 消防災害の防御活動に関すること。 事消防署長 4 現場広報に関すること。 ②南消防署長 5 河川、堤防等の巡視及び警防に関すること。 ③北消防署長 6 水防工法に関すること。	
19	第4 各班の初動	第4 各班の初動	

【留意点】

- ▶ <u>災害時対応業務</u>は、『災害発生後 24 時間以内』に着手すべき応急対策活動の業務を示して
- ▶ 継続すべき通常業務は、流山市事業継続計画(BCP)において、通常業務における着手 目標時間が『災害発生後24時間以内』の業務を示している。
- ▶ 活動の並び順については目安である。災害の規模に応じて臨機応変に対応する。
- ▶「●●」は参照先を示している。各班であらかじめ資料を別途とりまとめておく。
- ▶「◆◆」は具体的な手段や場所、方法等を示しているため、あらかじめ定めておく。
- ▶ 消防部の行動マニュアルについては、消防本部が定める計画による。
- ※ マニュアル中の「本編」については、流山市地域防災計画本編を指している。「地」、「風」、 「大」については、それぞれ地震災害対策編、風水害等対策編、大規模事故災害対策編の ページを示している。

【各種被害情報等の報告】

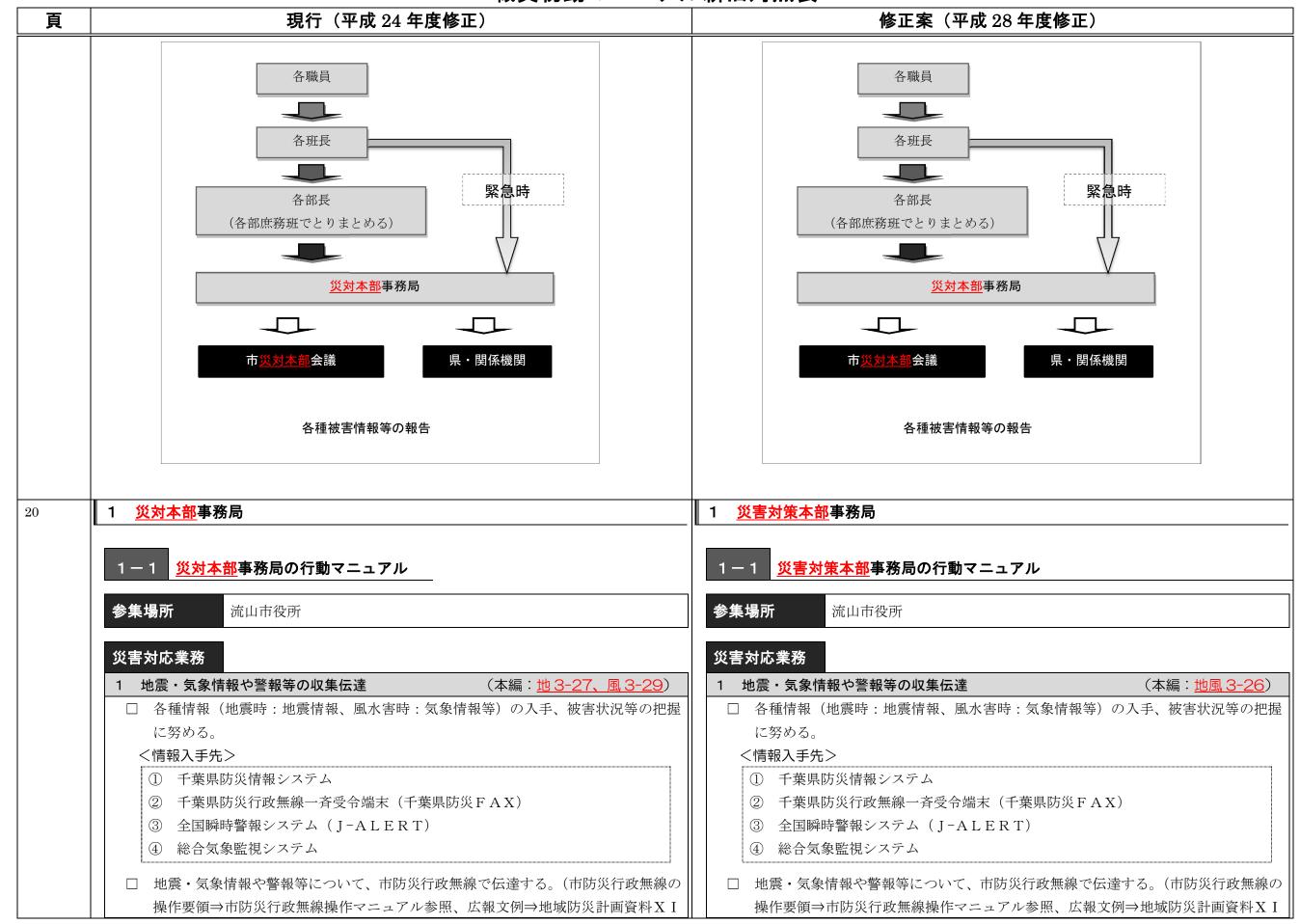
各班で調査等を実施した被害情報等については、速やかに各部の庶務班(総務部にあっては 総務班)で取りまとめ、て災対本部事務局に報告する。ただし、急を要する事態の場合は、災 対本部事務局に直接報告する。

【留意点】

- ▶ <u>災害時対応業務</u>は、『災害発生後 24 時間以内』に着手すべき応急対策活動の業務を示して
- ▶ 継続すべき通常業務は、流山市事業継続計画(BCP)において、通常業務における着手 目標時間が『災害発生後24時間以内』の業務を示している。
- ➤ 活動の並び順については目安である。災害の規模に応じて臨機応変に対応する。
- ▶「●●」は参照先を示している。各班であらかじめ資料を別途とりまとめておく。
- ▶「◆◆」は具体的な手段や場所、方法等を示しているため、あらかじめ定めておく。
- ▶ 消防部の行動マニュアルについては、消防本部が定める計画による。
- ※ マニュアル中の「本編」については、流山市地域防災計画本編を指している。「地風」、 「大」については、それぞれ地震災害対策・風水害等対策編、大規模事故災害対策編のペ ージを示している。

【各種被害情報等の報告】

各班で調査等を実施した被害情報等については、速やかに各部の庶務班(総務部にあっては 総務班)で取りまとめ、災害対策本部事務局に報告する。ただし、急を要する事態の場合は、 災害対策本部事務局に直接報告する。



頁	現行(平成 24	年度修正)	修正案(平成 28 年月	隻修正)
	参照)		参照)	
	□ 併せて秘書 <u>広聴</u> 班に伝達(※)する。(系	必書 <u>広聴</u> 班で庁内放送及び災害広報を実施)。	□ 併せて秘書 <u>広報</u> 班に伝達(※)する。(秘書 <u>広</u>	<mark>報</mark> 班で庁内放送及び災害広報を実施)。
	※庁内LANが使用できる場合はグループ	プウェアを利用して伝達。庁内LANが使用	※庁内LANが使用できる場合はグループウェ	アを利用して伝達。庁内LANが使用
	不能の場合は、手書きメモ等で伝達。ま	た、災害対策本部室のホワイトボードに最	不能の場合は、手書きメモ等で伝達。また、	災害対策本部室のホワイトボードに最
	新の被害情報を記載する。		新の被害情報を記載する。	
	2 <u>災対本部</u> の設置・運営	(本編: <u>地 3-8、風 3-10</u>)	2 <u>災害対策本部</u> の設置・運営	(本編: <u>地風3-8</u>)
	□ <u>災対本部</u> の設置基準に従って、 <u>災対本部</u>	の設置を決定する (⇒p.7)。	□ <u>災害対策本部</u> の設置基準に従って、 <u>災害対策</u> を	<mark>≰部</mark> の設置を決定する(⇒p. 7)。
	□ <mark>災対本部</mark> を設置した場合は、設置の連絡	· (※) を行う (⇒p.8)。	□ <mark>災害対策本部</mark> を設置した場合は、設置の連絡	(※) を行う (⇒p.8)。
	※災害対策本部名簿に基づき、一斉メール	送信する。庁内LANが使用できる場合は、	※災害対策本部名簿に基づき、一斉メール送信で	する。庁内LANが使用できる場合は、
	グループウェアから各自登録アドレスに	一斉送信する。庁内LANが使用不能の場	グループウェアから各自登録アドレスに一斉:	送信する。庁内LANが使用不能の場
	合は、災害時優先携帯電話を使用し、一	斉送信する。	合は、災害時優先携帯電話を使用し、一斉送付	言する。
	□ <u>災対本部</u> 室(第1庁舎3階庁議室)を設	営する (⇒p.9)。	□ <mark>災害対策本部</mark> 室(第1庁舎3階庁議室)を設ち	営する (⇒p.9)。
	□ 第1庁舎が被害等により使用不可能な場	合は、代替施設(第2庁舎 301 会議室)に	□ 第1庁舎が被害等により使用不可能な場合は、	、代替施設(第2庁舎 301 会議室)に
	<u>災対本部</u> 室を設営する。		<u>災害対策本部</u> 室を設営する。	
	□ <u>災対本部</u> 会議(本部長、副本部長、本部	3員で組織)を開催する。執務時間内に発災	□ <u>災害対策本部</u> 会議(本部長、副本部長、本部	員で組織)を開催する。執務時間内に
	した場合は発災1時間後、執務時間外に	発災した場合は発災2時間後を基準に開催。	発災した場合は発災1時間後、執務時間外に	発災した場合は発災 2 時間後を基準に
	(協議事項⇒ <u>地 p3-19、風 p3-21</u> 参照)		開催。(協議事項⇒ <u>地風 p3-19</u> 参照)	
	□ <u>災対本部</u> で協議決定した事項について、	各関係機関及び各班に連絡する。(<mark>関係機関</mark>	□ <mark>災害対策本部</mark> で協議決定した事項について、名	- 関係機関及び各班に連絡する。(<u>警察、</u>
	連絡先⇒ <u>●●</u> 参照)		<u>県、指定公共機関等</u> 連絡先⇒ <u>p. 67</u> 参照)	
	3 【執務時間外の場合】参集状況の把握		3 【執務時間外の場合】参集状況の把握	
	□ 参集職員は、 ○ 次対本部 室に登庁する。		□ 参集職員は、 <u>災害対策本部</u> 室に登庁する。	
	□ 職員の参集状況を把握しつつ、参集して	きた職員に当初の任務を付与する。	□ 職員の参集状況を把握しつつ、参集してきた耳	
	□ 「流山市事業継続計画」に基づき、非常	時優先業務の実施に必要な対策案を作成し、	□ 「流山市事業継続計画」に基づき、非常時優欠	日業務の実施に必要な対策案を作成し、
	<u>災対本部</u> 会議に提示する。		<u>災害対策本部</u> 会議に提示する。	
	□ 初動期の事務(当初の任務)の終了後、	又は職員の参集状況に応じて、 <mark>災対本部</mark> の	□ 初動期の事務(当初の任務)の終了後、又は	職員の参集状況に応じて、 <mark>災害対策本</mark>
	決定に基づき、BCP(流山市事業継続計画	回) を発動し、所定の業務を実施することを	部の決定に基づき、BCP(流山市事業継続計画)を発動し、所定の業務を実施するこ
	伝達する。		とを伝達する。	
	4 被害情報の収集・伝達	(本編: <u>地 3-40、風 3-47</u>)	4 被害情報の収集・伝達	(本編: <u>地風 3-43</u>)
	□ 各職員の参集報告書(様式63)から被領	手情報を収集する。	□ 各職員の参集報告(様式 <u>60</u>)から被害情報を	収集する。
	□ 各部署、各機関から報告された被害情報	を取りまとめる。	□ 各部署、各機関から報告された被害情報を取り	りまとめる。
	□ 報告が必要な事態が発生した場合(地p	<u>3−44、風 p3−51</u>)は、県(東葛飾振興事務所)	□ 報告が必要な事態が発生した場合(<mark>地風 p3-4</mark> 6	<u>う</u>)は、県(東葛飾 <u>地域</u> 振興事務所)に
	に対して災害緊急報告を行う (手段:電	話・FAX、無線等)。	対して災害緊急報告を行う(手段:電話・FAX	、無線等)。
	□ 情報が錯綜しないよう <u>災対本部</u> 事務局に	おいて情報を集約し、一元管理を行う。	□ 情報が錯綜しないよう <u>災害対策本部</u> 事務局に	おいて情報を集約し、一元管理を行う。
	□ 常に最新情報を庁内LAN及び災害対策	在部室内のホワイトボードに掲載し、情報	□ 常に最新情報を庁内LAN及び災害対策本部:	室内のホワイトボードに掲載し、情報
	の共有を図る。		の共有を図る。	
	□ 異常現象発見者の通報を受けた場合は、	その情報を流山警察署、消防本部、県(東	□ 異常現象発見者の通報を受けた場合は、その	情報を流山警察署、消防本部、県(東
	葛飾地域振興事務所、東葛飾土木事務所)等に報告する。	葛飾地域振興事務所、東葛飾土木事務所)等	こ報告する。
	5 避難勧告・避難指示の発令	(本編: <u>地 3-77、風 3-87</u>)	5 避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u> の発令	(本編: <u>地風 3-87</u>)

頁		現行(平成 24 年度修正)		修正案(平成 28 年度修正)
	□ 気象情報、災害の前兆現象、消防本部・警察・各班から収集した状況を把握し、必要に応じて避難情報(避難準備 <mark>情報・</mark> 避難勧告・避難指示)を発令する。		□ 気象情報、災害の前兆現象、消防本部・警察・各班から収集した状況を把握し、必要に応じて避難情報(避難準備 <u>・高齢者等避難、</u> 避難勧告 <u>、</u> 避難指示 <u>(緊急)</u>)を発令する。	
	□ 避難情報を発令し <連絡先>	」た場合は、関係機関(※以下参照)及び庁内に報告する。	□ 避難情報を発令し <連絡先>	た場合は、関係機関(※以下参照)及び庁内に報告する。
	千葉県	千葉県防災情報システム	千葉県	千葉県防災情報システム
	流山警察署警備課	4 04-7159-0110	流山警察署警備課	04-7159-0110
	流山消防署	NTT04-7158-0119	流山消防署	NTT04-7158-0119
		消防専用電話 203 (<u>指令台</u>)		消防専用電話 203 (<u>消防防災課</u>)
		衛星電話 607-721 FAX 607-722		衛星電話 607-721 FAX 607-722
	災害広報を実施っ □ 避難情報を発令っ	災行政無線において住民に伝達する。併せて秘書 <u>広聴</u> 班に伝達し、 する。(広報文例⇒地域防災計画資料XI参照) する場合は、避難所の開設について避難誘導救援班と連携し、速や	 □ 避難情報を市防災行政無線において住民に伝達する。併せて秘書<u>広報</u>班に伝達し、 災害広報を実施する。(広報文例⇒地域防災計画資料XI参照) □ 避難情報を発令する場合は、避難所の開設について避難誘導救援班と連携し、速や 	
	かに避難できる。		かに避難できるよ	
	6 帰宅困難者対策	(本編: <u>地 3-189、風 3-202</u>)	6 帰宅困難者対策	(本編: <u>地風 3-198</u>)
		上した場合等、帰宅困難者の発生が予想される場合は、「むやみに行 ┃ 	 災害が日中に発生した場合等、帰宅困難者の発生が予想される場合は、「むやみに行動しない」や災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について呼びかけを行う(市防災行政無線で呼びかける。広報文例→●参照)。 ※風水害時は、災害発生が予想される場合は早めの帰宅を呼びかけ、災害発生後に「むやみに行動しない」を呼びかける。 	
		『用伝言ダイヤル「ITI」、灰音用伝言板等による安告確認にういて (市防災行政無線で呼びかける。広報文例⇒●参照)。		
		「飛りが行政無線で好りかける。 本報文例→●●参照だ。 「発生が予想される場合は早めの帰宅を呼びかけ、災害発生後に「む」		
		リー・ を呼びかける。		
		は、避難誘導救援班と連携・調整して実施する。		は、避難誘導救援班と連携・調整して実施する。
	7 応援要請	(本編:地3-128、風3-140)	7 応援要請	(本編:地風 3-139)
	. = 3,532 3,553	か資等に不足があり、市だけでは対応不可能と判断した場合は、直		か資等に不足があり、市だけでは対応不可能と判断した場合は、直
	ちに文書(緊急	寺は電話)により応援要請を行う。	ちに文書(緊急時	時は電話)により応援要請を行う。
	※要請先:自衛隊	f、県、近隣市町、協定締結市町村、指定公共機関、民間団体等	※要請先:自衛隊	、県、近隣市町、協定締結市町村、指定公共機関、民間団体等
	く <u>自衛隊</u> への応援勢	要請>	<県への応援要請>	>
	県災害対策本部や	関係機関との連携	千葉県防災危機	管理部危機管理課
	千葉県防災危機	管理部危機管理課	電話 043-22	3–2163, 2168, 2174, 2175, 2191
	電話 043-22	23–2163, 2168, 2174, 2175, 2191	FAX 043-223	-2163
	FAX 043-223	3–2163	衛星電話 50	0-7219
	衛星電話 50	00-7219	\	
	□ 受入れ体制を確立	立する。(連絡窓口:防災危機管理課、受入れ場所:◆◆)	 □ 受入れ体制を確立	Zする。(連絡窓口:防災危機管理課、受入れ場所:◆◆)
	8 アマチュア無線ボラ	ランティアの受入れ (本編: <u>地 3-40、風 3-47</u>)	8 アマチュア無線ボラ	ランティアの受入れ (本編: <u>地風 3-42</u>)
	□ 通信系統が途絶し	ンた場合は、市内アマチュア無線局の協力を得る。	□ 通信系統が途絶し	た場合は、市内アマチュア無線局の協力を得る。
	□ 担当窓口を設置	(危機管理課)し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行	□ 担当窓口を設置	(<mark>防災</mark> 危機管理課) し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行
	う。		う。	
	□□県危機管理課「勁	受付窓口」との連絡調整を行う。	□ 県危機管理課「受	と付窓口」との連絡調整を行う。

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	9 県災害対策本部や関係機関との連携	9 県災害対策本部や関係機関との連携
	□ 収集した情報については、有線又は無線システムにより防災関係機関に連絡する。	□ 収集した情報については、有線又は無線システムにより防災関係機関に連絡する。
	(関係機関連絡先→●●参照、連絡する内容→ <u>地 p3-45、風 p3-53</u> 参照)	(関係機関連絡先→●●参照、連絡する内容→ <mark>地風 p3-48</mark> 参照)
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	□ 防災行政無線維持管理事業[着手目標:~1時間]	□ 防災行政無線維持管理事業[着手目標:~1時間]
	【参照資料】	【参照資料】
	・関係機関連絡先一覧	• 関係機関連絡先一覧
	・応援・協力機関・団体一覧	・応援・協力機関・団体一覧
	・市防災行政無線操作マニュアル	・市防災行政無線操作マニュアル
	・広報文例 (⇒地域防災計画資料 X I)	・広報文例 (⇒地域防災計画資料 X I)
23	2 総務部(秘書広報班、総務班、財務会計班、情報収集班、総務協力班)	2 総務部(秘書広報班、総務班、財務会計班、情報収集班、総務協力班)
	2-1 秘書広報班の行動マニュアル	2-1 秘書広報班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 本部長及び副本部長の秘書	1 本部長及び副本部長の秘書
	□ 本部長(市長)及び副本部長(副市長)と連絡調整、送迎を行う。	□ 本部長(市長)及び副本部長(副市長)と連絡調整、送迎を行う。
	※連絡手段:災害時優先携帯電話	※連絡手段:災害時優先携帯電話
	□ 本部長及び副本部長が本部に到着後は、秘書業務の実施。	□ 本部長及び副本部長が本部に到着後は、秘書業務の実施。
	2 情報システムの点検・補修 (通常業務:全庁LAN整備事業の継続)	2 情報システムの点検・補修 (通常業務:全庁LAN整備事業の継続)
	□ 情報システム(全庁LAN等)に異常がないか点検を行う。	□ 情報システム(全庁LAN等)に異常がないか点検を行う。
	□ 異常のある場合は、補修を行う(DSK・フューチャーイン(業者)へ依頼)。	□ 異常のある場合は、補修を行う(DSK・フューチャーイン(業者)へ依頼)。
	3 災害情報の広報 (本編: <u>地 3-48、風 3-56</u>)	3 災害情報の広報 (本編: <u>地風 3-51</u>)
	□ 最新情報を庁内LAN又は災害対策本部室内のホワイトボードから入手する。	□ 最新情報を庁内LAN又は災害対策本部室内のホワイトボードから入手する。
	□ 市ホームページ、広報車等を通じて、災害広報を実施する。	□ 市ホームページ、広報車等を通じて、災害広報を実施する。
	※広報車による広報に当たっては、広報実施者の安全を確保する。	※広報車による広報に当たっては、広報実施者の安全を確保する。
	□ 報道機関への広報要請を実施する。※要請先:松戸記者クラブ会員名簿	□ 報道機関への広報要請を実施する。※要請先:松戸記者クラブ会員名簿
	□ 避難所に <mark>対する</mark> 情報の伝達を実施する(伝達手段:FAX・電話・MCA 無線等、広報内	□ 避難所に <mark>関する</mark> 情報の伝達を実施する(伝達手段:FAX・電話・MCA 無線等、広報内
	容: <u>地 p3-51、風 p3-58</u> 参照)。	容: <u>地風 p3-54</u> 参照)。
	4 外国人の安全確保 (本編: <u>地 3-187、風 3-199</u>)	4 外国人の安全確保 (本編: <u>地風 3-194</u>)
	□ 語学ボランティアの受入れ体制の確立 (募集、登録窓口:企画政策課)。	□ 語学ボランティアの受入れ体制の確立(募集、登録窓口:企画政策課)。
	□ 県の受付窓口(総合企画部国際課)との連絡調整。	□ 県の受付窓口(総合企画部国際課)との連絡調整。
	□ 外国人への情報提供(国際交流協会や語学ボランティアとの連携)。	□ 外国人への情報提供(国際交流協会や語学ボランティアとの連携)。

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等 <u>による</u> 外国語による情報提供	□ テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等 <u>を活用した</u> 外国語による情報
		提供
	□ 外国人相談窓口については、外国人支援団体の協力を得て市役所企画政策課に開設。	□ 外国人相談窓口については、外国人支援団体の協力を得て市役所企画政策課に開設。
	5 広聴活動及び各種相談の実施 (本編: <u>地 3-52、風 3-59</u>)	5 広聴活動及び各種相談の実施 (本編: <u>地風 3-55</u>)
	□ 各種相談に迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。	□ 各種相談に迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。
	□ 市役所内に、総合相談窓口を開設する。開設した場合は、総務班を通じて <mark>災対本部</mark>	□ 市役所内に、総合相談窓口を開設する。開設した場合は、総務班を通じて <mark>災害対策</mark>
	に報告する。	<u>本部</u> に報告する。
	□ 相談窓口用の専用回線を設ける。	□ 相談窓口用の専用回線を設ける。
	□ 相談窓口の開設について、広報を行う。	□ 相談窓口の開設について、広報を行う。
	6 災害時の記録及び撮影 (本編: <u>地 3-51、風 3-58</u>)	6 災害時の記録及び撮影 (本編: <u>地風 3-54</u>)
	□ <u>災対本部</u> の活動記録、被害状況、応急対策活動等について、写真撮影による記録を	□ <u>災害対策本部</u> の活動記録、被害状況、応急対策活動等について、写真撮影による記
	行う。	録を行う。
	□ ニュース等のテレビ報道について録画等により記録を行う。	□ ニュース等のテレビ報道について録画等により記録を行う。
	□ 収集した記録を整理する(発災後1日以降)。	□ 収集した記録を整理する(発災後1日以降)。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	□ 全庁LAN整備事業(行政改革推進課)[着手目標:~1時間]	□ 全庁LAN整備事業(行政改革推進課)[着手目標:~1 時間]
	※「2.情報システムの点検・補修」に同じ。	※「2.情報システムの点検・補修」に同じ。
	【参照資料】	【参照資料】
	• 連絡先一覧	• 連絡先一覧
25	2-2 総務班の行動マニュアル	2-2 総務班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 職員及び来庁者の安全確保	1 職員及び来庁者の安全確保

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 庁内放送により、職員及び来庁者の安全確保を促す。 <放送文案>	□ 庁内放送により、職員及び来庁者の安全確保を促す。 <放送文案>
	ただいま、庁内において強い揺れを感じました。 職員の指示に従い、落ち着いて行動されるようお願いします。 職員はただちに防災措置を講じてください。 繰り返します。(・・・)	ただいま、庁内において強い揺れを感じました。 職員の指示に従い、落ち着いて行動されるようお願いします。 職員はただちに防災措置を講じてください。 繰り返します。(・・・)
	□ 庁舎に危険のある場合は、来庁者を安全な場所(※)に避難誘導を行うとともに、 職員に伝達する。※適宜安全な場所を決定して対応。 <放送文案>	□ 庁舎に危険のある場合は、来庁者を安全な場所(※)に避難誘導を行うとともに、 職員に伝達する。※適宜安全な場所を決定して対応。 <放送文案>
	ただいま、庁内において強い揺れを感じました。 (先ほど、強い地震がありました。) 庁内にいるお客様は、職員の指示に従い、外へ避難してください。落ちついて行動してください。職員は迅速に誘導してください。 繰り返します。(・・・)	ただいま、庁内において強い揺れを感じました。 (先ほど、強い地震がありました。) 庁内にいるお客様は、職員の指示に従い、外へ避難してください。落ちついて行動してください。職員は迅速に誘導してください。 繰り返します。(・・・)
	2 職員への情報伝達	2 職員への情報伝達
	□ 災害情報や職員の動員体制、 <u>災対本部</u> 設置の決定等について、 <u>災対本部</u> 事務局から の伝達要請に応じて庁内放送(※)で職員に伝達する。 ※庁内放送は、自家発電により停電時も使用可能。	□ 災害情報や職員の動員体制、 <u>災害対策本部</u> 設置の決定等について、 <u>災害対策本部</u> 事務局からの伝達要請に応じて庁内放送(※)で職員に伝達する。 ※庁内放送は、自家発電により停電時も使用可能。
	3 災害対策従事者名簿の作成	3 災害対策従事者名簿の作成
	□ <u>災対本部</u>参集報告書(様式 <u>63</u>) に基づき、職員動員報告書及び災害対策従事者の名簿を作成し、<u>災対本部</u>に報告する。□ 災害対策従事者の名簿を作成し、<u>災対本部</u>事務局に報告する。	□ <u>災害対策本部</u>参集報告(様式 <u>60</u>) に基づき、職員動員報告書及び災害対策従事者の 名簿を作成し、<u>災害対策本部</u>に報告する。□ 災害対策従事者の名簿を作成し、<u>災害対策本部</u>事務局に報告する。
	※ その他	※ その他
	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災対本部</u> 事務局に報告する。 □ 被災職員の把握(家族が被災した職員についても把握する。) □ 部の庶務に関することを行う。	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災害対策本部</u> 事務局に報告する。 □ 被災職員の把握(家族が被災した職員についても把握する。) □ 部の庶務に関することを行う。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	□ 公文書収受発送事業(総務課)[着手目標:~1日]	□ 公文書収受発送事業(総務課)[着手目標:~1日]
26	2-3 財務会計班の行動マニュアル	2-3 財務会計班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務

現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
1 庁舎管理及び庁内施設の保全(通常業務:施設管理事業)	1 庁舎管理及び庁内施設の保全(通常業務:施設管理事業)
□ 本庁の各施設点検を速やかに実施し、被害のある場合は応急対策を実施する。都市	□ 本庁の各施設点検を速やかに実施し、被害のある場合は応急対策を実施する。都市
計画班の協力を得る?	計画班の協力を得る。
□ 庁舎の被害状況について、迅速に総務班に報告する。	□ 庁舎の被害状況について、迅速に総務班に報告する。
≪各施設の点検項目≫	≪各施設の点検項目≫
□ 庁舎が利用可能か	□ 庁舎が利用可能か
□ 電気設備、放送設備、給排水・衛生設備、ガス設備、冷暖房・通風設備、ボイラー	□ 電気設備、放送設備、給排水・衛生設備、ガス設備、冷暖房・通風設備、ボイラー
設備、エレベータ設備、各施設のドア・ガラス等各設備、建物外装及び付帯施設・設	設備、エレベータ設備、各施設のドア・ガラス等各設備、建物外装及び付帯施設・設
備	備
≪応急対策≫	≪応急対策≫
□ 停電の場合:電源の確保を行う。	□ 停電の場合:電源の確保を行う。
□ 水道使用不可の場合:飲料水の確保の措置を行う。	□ 水道使用不可の場合:飲料水の確保の措置を行う。
□ トイレ使用不可の場合:備蓄用災害用トイレを組立て、使用する。	□ トイレ使用不可の場合:備蓄用災害用トイレを組立て、使用する。
□ 電話回線使用不可の場合:NTT(113)に至急修理を依頼する。	□ 電話回線使用不可の場合:NTT (113) に至急修理を依頼する。
2 公用車の集中管理、自動車の借上げ(通常業務:車両管理事業)	2 公用車の集中管理、自動車の借上げ(通常業務:車両管理事業)
(本編: <u>地 3-122、風 3-134</u>)	(本編: <u>地風 3−134</u>)
□ 使用可能な市有車両を確保する。	□ 使用可能な市有車両を確保する。
□ 各班が必要とする車両の車種、トン数、台数、日時等を把握する(各班から必要台	□ 各班が必要とする車両の車種、トン数、台数、日時等を把握する(各班から必要台
数を提示してもらう)。	数を提示してもらう)。
□ 市有車両が不足する場合は、民間団体の出動可能車両台数の確認を行い、必要台数	□ 市有車両が不足する場合は、民間団体の出動可能車両台数の確認を行い、必要台数
を確保する。また、配車場所の指示を行う。	を確保する。また、配車場所の指示を行う。
□ さらに車両が不足する場合は総務班を通じて <u>災対本部</u> 事務局に報告し、県に調達を	□ さらに車両が不足する場合は総務班を通じて <u>災害対策本部</u> 事務局に報告し、県に調
要請する。	達を要請する。
□ 燃料が不足する場合は、流山石油商組合と締結した協定に基づき調達する。(連絡先	□ 燃料が不足する場合は、流山石油商組合と締結した協定に基づき調達する。(連絡先
$\Rightarrow \bullet \bullet$)	$\Rightarrow lacktriangleright$
3 非常用備品等の購入	3 非常用備品等の購入
□ 応急復旧対策の実施に当たって必要な資機材の購入にあたり、各班が行う委託契約	□ 応急復旧対策の実施に当たって必要な資機材の購入にあたり、各班が行う委託契約
の契約書類等の経理事務を指示する。	の契約書類等の経理事務を指示する。
□ 小口経費支払処理は、簡潔な方法で行う。 <u>(マニュアルどおりだが具体的には?)</u>	□ 小口経費支払処理は、簡潔な方法で行う。
4 応急措置のための土地収用等	4 応急措置のための土地収用等
□ 土地収用班を編成する。	□ 土地収用班を編成する。
□ 応急措置のための必要な用地について整理する。	□ 応急措置のための必要な用地について整理する。
※利用目的:仮設住宅用地、災害対策活動、資機材置場、ごみ・がれき仮置き場等	※利用目的:仮設住宅用地、災害対策活動、資機材置場、ごみ・がれき仮置き場等
	□ 利用目的に応じた立地条件を考慮し、公有地、民間の空き地等を借上げる。
□ 利用目的に応じた立地条件を考慮し、公有地、民間の空き地等を借上げる。	

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 施設管理事業(財産活用課)[着手目標:~1時間]	□ 施設管理事業(財産活用課)[着手目標:~1時間]
	※「1 庁舎管理及び庁内施設の保全」に同じ。	※「1 庁舎管理及び庁内施設の保全」に同じ。
	F & DZ YZ JA N	F 45 DZZ MZ MAJ N
	「参照資料」	【参照資料】
28	・流山石油商組合の連絡先	・流山石油商組合の連絡先
28	2-4 情報収集班の行動マニュアル	2-4 情報収集班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 災害情報の収集及び伝達に関すること (本編: <u>地 3-41、風 3-48</u>)	1 災害情報の収集及び伝達に関すること <u>(本編:地風 3-43)</u>
	□ 一般通報や避難所から情報を収集する	□ 一般通報や避難所から情報を収集する
	□ 高所見張りによる火災発生等被害地区の確認を行う。	□ 高所見張りによる火災発生等被害地区の確認を行う。
	□ テレビ、ラジオによる報道情報から収集する。	□ テレビ、ラジオによる報道情報から収集する。
	□ 上記情報に基づき、被害状況の地図等を作成する。	□ 上記情報に基づき、被害状況の地図等を作成する。
	□ 収集した情報は、総務班に報告する。	□ 収集した情報は、総務班に報告する。
	2 被害の調査及び集計に関すること (本編: <u>地 3-41、風 3-48</u>)	2 被害の調査及び集計に関すること (本編: <u>地風 3-44</u>)
	□ 災害発生初動期は、被害状況・参集状況により、班編成を行い、現地調査を行う。	□ 災害発生初動期は、被害状況・参集状況により、班編成を行い、現地調査を行う。
	□ 収集した情報は、総務班に報告する。	□ 収集した情報は、総務班に報告する。
	□ 災害鎮静後は、住宅地図、固定資産税の家屋台帳、家屋配置図により、4地区に担	□ 災害鎮静後は、住宅地図、固定資産税の家屋台帳、家屋配置図により、4地区に担
	当区分を行い、被害状況(概略)を把握する。(調査要領⇒●●参照)	当区分を行い、被害状況(概略)を把握する。(調査要領⇒●●参照)
	□ 被害の概要を総務班に報告する。	□ 被害の概要を総務班に報告する。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【参照資料】	【参照資料】
	・家屋等の被害調査要領	・家屋等の被害調査要領
29	2-5 総務協力班の行動マニュアル	2-5 総務協力班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 部内他班の協力	1 部内他班の協力
	□ 総務部各班の班長からの要請に応じて班員を派遣協力する。	□ 総務部各班の班長からの要請に応じて班員を派遣協力する。
	□ 総務協力班長の指示により、それぞれ各班に協力し、応急活動を行う。	□ 総務協力班長の指示により、それぞれ各班に協力し、応急活動を行う。
	□ 必要に応じて応急活動の内容を総務協力班長に報告する。	□ 必要に応じて応急活動の内容を総務協力班長に報告する。
•		

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
		11
30	3 救援部(救援庶務班、避難誘導救援班、救護班、物資輸送班、防疫衛生班、救援 協力班)	3 救援部(救援庶務班、避難誘導救援班、救護班、物資輸送班、防疫衛生班、救援 協力班)
	3-1 救援庶務班の行動マニュアル	3-1 救援庶務班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所、出先の施設	参集場所 流山市役所、出先の施設
	災害対応業務	災害対応業務
	1 所管施設への情報伝達及び指示 (本編:地3-183、風3-195)	1 所管施設への情報伝達及び指示 (本編:地風 3-191)
	□ 所管施設(出張所、福祉会館、保育所、児童館等)との連絡手段を確保し、災害情	□ 所管施設(出張所、福祉会館、保育所、児童館等)との連絡手段を確保し、災害情
	報の伝達及び発災後の取るべき措置について指示を伝達する(連絡手段:MCA 無線、	報の伝達及び発災後の取るべき措置について指示を伝達する(連絡手段:MCA 無線、
	電話、FAX 等)。(所管施設の連絡先⇒●●参照)(市内の <mark>災害時要援護者</mark> 施設⇒地域	電話、FAX 等)。(所管施設の連絡先→●●参照)(市内の <mark>要配慮者</mark> 施設→地域防災計
	防災計画資料 <u>121</u> 参照、浸水想定区域内の災害時要援護者施設⇒地域防災計画資料 	画資料 <u>128</u> 参照、浸水想定区域内の要配慮者施設⇒地域防災計画資料 <u>129</u>)
	122)	
	2 所管施設の被害調査及び報告 (本編: <u>地 3-183、風 3-195</u>)	2 所管施設の被害調査及び報告 (本編:地風3-191)
	□ 所管施設の管理者からの被害報告を受けて取りまとめる。	□ 所管施設の管理者からの被害報告を受けて取りまとめる。
	□ 所管施設の管理者と連絡が付かない場合は、直接現地に出向き、被害調査を行う。 □	□ 所管施設の管理者と連絡が付かない場合は、直接現地に出向き、被害調査を行う。
	□ 避難所として指定されている施設については、被害のない場合は、避難所開設に協	□ <u>指定</u> 避難所として指定されている施設については、被害のない場合は、避難所開設
	力する。(各施設の災害対応マニュアル⇒●●参照)	に協力する。(各施設の災害対応マニュアル⇒●●参照)
	3 福祉避難所の確保 (本編: <u>地 3-185、風 3-197</u>)	3 福祉避難所の確保 (本編: <u>地風 3-98</u>)

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
只	□ 福祉避難所に収容が必要な <u>災害時要援護者</u> 数を把握する。 ※避難所における <mark>災害時要援護者</mark> 数や在宅の <u>災害が維持要援護者</u> で移送が必要な人数は、避難誘導救援班から報告を受ける。 □ 協定を締結している社会福祉施設等の被災状況及び受け入れ可能人数を調査する。(福祉避難所リスト⇒p. 65 参照) □ <u>災害時要援護者</u> の受入れ先を指定し、施設への移動を促す。個人で移動が困難な場合は、搬送手段を確保する等の支援を行う。 □ 市内の社会福祉施設等で受入れ困難な場合は、公的又は民間の宿泊施設等の借上げ、和室等を備えた公民館、学校の教室等を「福祉避難室」として対応する。 □ 「福祉避難室」を設置した場合は、介護職員等の確保を図る。足らない場合は、ボ	福祉避難所に収容が必要な要配慮者数を把握する。 ※避難所における要配慮者数や在宅の要配慮者で移送が必要な人数は、避難誘導救援 班から報告を受ける。 協定を締結している社会福祉施設等の被災状況及び受け入れ可能人数を調査する。(福祉避難所リスト⇒p. 66参照) 要配慮者の受入れ先を指定し、施設への移動を促す。個人で移動が困難な場合は、搬送手段を確保する等の支援を行う。 市内の社会福祉施設等で受入れ困難な場合は、公的又は民間の宿泊施設等の借上げ、和室等を備えた公民館、学校の教室等を「福祉避難室」として対応する。 「福祉避難室」を設置した場合は、介護職員等の確保を図る。足らない場合は、ボ
	ランティア等への協力要請を行う。また、介護に必要な物資(大人用おむつ等)を 準備する。 □ 福祉避難所の収容能力を超えた場合は、県に対して応援を要請する。 4 ボランティア活動の受付支援 (本編: 地 3-175、風 3-187) □ 各避難所の状況等からボランティアニーズを把握し、ボランティアの参加を市ホー	ランティア等への協力要請を行う。また、介護に必要な物資(大人用おむつ等)を 準備する。 □ 福祉避難所の収容能力を超えた場合は、県に対して応援を要請する。 4 ボランティア活動の受付支援 (本編: 地風 3-184) □ 各避難所の状況等からボランティアニーズを把握し、ボランティアの参加を市ホー
	ムページ等呼びかける。※秘書広報班に呼びかけを要請する。 □ 市社会福祉協議会と協議し、ボランティアセンターを市社会福祉協議会内に設置する。□ 市役所窓口や現場にボランティア活動の協力を申し出た場合は、ボランティアセンターに誘導する。	ムページ等呼びかける。※秘書広報班に呼びかけを要請する。 □ 市社会福祉協議会と協議し、ボランティアセンターを市社会福祉協議会内に設置する。□ 市役所窓口や現場にボランティア活動の協力を申し出た場合は、ボランティアセンターに誘導する。
	5 日本赤十字社等との連絡調整(通常業務:赤十字に関する業務) (本編: <u>地 3-175、風 3-187</u>)	5 日本赤十字社等との連絡調整(通常業務:赤十字に関する業務) (本編: <mark>地風 3−185</mark>)
	□ 必要に応じて、日本赤十字社千葉県支部に対して、応援要請を行う。 □ 応援要員が到着後、応急対策活動の進捗状況及び活動方針等を説明し、連携して作業を進める。	□ 必要に応じて、日本赤十字社千葉県支部に対して、応援要請を行う。 □ 応援要員が到着後、応急対策活動の進捗状況及び活動方針等を説明し、連携して作 業を進める。
	6 災害救助法の適用手続き (本編:地3-22、風3-24)	6 災害救助法の適用手続き (本編:地風 3-22)
	□ 災害救助法の適用基準に該当する見込みのある時は、松戸健康福祉センターを経由 して県知事に要請する。 □ 災害救助機関の延長等の特例申請は、松戸健康福祉センターを通じて行う。	□ 災害救助法の適用基準に該当する見込みのある時は、松戸健康福祉センターを経由 して県知事に要請する。 □ 災害救助期間の延長等の特例申請は、松戸健康福祉センターを通じて行う。
	7 救援物資の受領 (本編: <u>地 3-122、風 3-134</u>)	7 救援物資の受領 (本編: <u>地風 3-133</u>)
	 □ 調達すべき物資一覧表の整備、物資の受入れ、在庫管理を行う。 □ 避難誘導救援班、物資輸送班と連絡調整を行う。 ※避難誘導救援班⇒避難所ごとの必要数量の把握、物資輸送班⇒物資の調達と配送 □ 不足物資について、物資輸送班に調達を依頼する。 □ 調達した物資や救援物資は、一時保管場所(コミュニティプラザ)で受け入れる。 □ ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、物資輸送班に引き渡し、各避難所に輸送する。 ※ その他 	 □ 調達すべき物資一覧表の整備、物資の受入れ、在庫管理を行う。 □ 避難誘導救援班、物資輸送班と連絡調整を行う。 ※避難誘導救援班→避難所ごとの必要数量の把握、物資輸送班→物資の調達と配送 □ 不足物資について、物資輸送班に調達を依頼する。 □ 調達した物資や救援物資は、一時保管場所(コミュニティプラザ)で受け入れる。 □ ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、物資輸送班に引き渡し、各避難所に輸送する。 ※ その他
	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災対本部</u> 事務局に報告する。	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災害対策本部</u> 事務局に報告する。
		<u> </u>

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 部内各班との連絡調整	□ 部内各班との連絡調整
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	□ 民生委員、児童委員活動推進事業(社会福祉課)[着手目標:~1時間]	□ 民生委員、児童委員活動推進事業(社会福祉課)[着手目標:~1時間]
	□ 赤十字に関する業務(社会福祉課)[着手目標:~1時間]	□ 赤十字に関する業務(社会福祉課)[着手目標:~1 時間]
	【参照資料】	【参照資料】
	・所管施設の連絡先	・ 所管施設の連絡先
	・各施設の災害対応マニュアル	・各施設の災害対応マニュアル
	・福祉避難所リスト(⇒p. <u>65</u>)	・福祉避難所リスト(⇒p. <u>66</u>)
	・災害時要援護者施設一覧(→地域防災計画資料 <u>121</u>)	·要配慮者施設一覧(⇒地域防災計画資料 <u>128</u>)
	・浸水想定区域内の災害時要援護者施設(⇒地域防災計画資料 <u>122</u>)	・浸水想定区域内の要配慮者施設(⇒地域防災計画資料 <u>129(資料 1-2)</u>)
32	3-2 避難誘導救援班の行動マニュアル	3-2 避難誘導救援班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所、各避難所	参集場所 流山市役所、各避難所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 <u>避難所</u> の開設 (本編: <u>地3-75、風3-85</u>)	1 <u>指定避難所等</u> の開設 (本編: <u>地風 3-97</u>)
	□ 避難勧告・指示の発令による避難者や住民の自主避難の情報による避難者数を予測	□ 避難勧告・ <u>避難</u> 指示 <u>(緊急)</u> の発令による避難者や住民の自主避難の情報による避
	し、避難所の開設を決定する。(<mark>避難場所・避難所</mark> 一覧⇒p56 参照)	難者数を予測し、 <u>指定</u> 避難所の開設を決定する。(<u>指定避難所等</u> 一覧⇒p56 参照)
		□ 災害の規模や状況により、臨時の避難所を設置する。
	□ 災害の規模や状況により、臨時の避難所を設置する。	│ │ □ 指定した <u>指定緊急</u> 避難場所及び <u>指定</u> 避難所に職員を派遣する。
	□ 指定した避難場所及び避難所に職員を派遣する。	□ □ 施設管理者の協力を得ながら、自治会組織、自主防災組織と連携し、避難所の点検 □
	□ 施設管理者の協力を得ながら、自治会組織、自主防災組織と連携し、避難所の点検	を実施後、避難所を開設する(あらかじめ各避難所運営マニュアルを作成し、開設
	を実施後、避難所を開設する(あらかじめ各避難所運営マニュアルを作成し、開設	者、手順等を明確にしておく。避難所運営マニュアル⇒●●参照)
	者、手順等を明確にしておく。避難所運営マニュアル→●●参照)	□ □ 避難所を開設したときは、直ちに避難所の開設状況を <u>災害対策本部</u> 事務局、消防総 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	□ 避難所を開設したときは、直ちに避難所の開設状況を <mark>災対本部</mark> 事務局、消防総務班	務班に連絡・報告する(報告事項⇒ <mark>地風 p3-99</mark> 参照)。
	に連絡・報告する(報告事項⇒地 p3-87、風 p3-99参照)。	
	□ 自主避難者が指定避難所以外の公共機関に避難してきた場合は、指定避難所に誘導 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	する。
	+3.	□ 避難誘導救援班の職員は、直接担当避難所に参集することを基本とする。
	□避難誘導救援班の職員は、直接担当避難所に参集することを基本とする。	2 避難所への誘導
	2 避難所への誘導(本編: <u>地 3-82、風 3-94</u>)	

現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
□ 避難対象地域の住民に対して、避難勧告・指示等の発令を広報車等により周知を図	□ 避難対象地域の住民に対して、避難勧告・ <u>避難</u> 指示 <u>(緊急)</u> 等の発令を広報車等に
り、危険地域から安全な地域へ避難誘導する。	より周知を図り、危険地域から安全な地域へ避難誘導する。
※広報車による広報に当たっては、秘書広報班と連携するとともに、広報実施者の安	※広報車による広報に当たっては、秘書広報班と連携するとともに、広報実施者の安
全を確保する。	全を確保する。
※避難誘導にあたっては、自主防災組織等の協力を得て <u>災害時要援護者</u> の支援を行う。	※避難誘導にあたっては、自主防災組織等の協力を得て <u>避難行動要支援者</u> の支援を行
	う。
□ 避難対象地域の避難状況及び避難活動状況については、随時報告する。	□ 避難対象地域の避難状況及び避難活動状況については、随時報告する。
3 避難者名簿の作成 (本編: <u>地 3-87、風 3-99</u>)	3 避難者名簿の作成 (本編: <u>地風 3-99</u>)
□ 避難所に登録窓口を設置し、避難者名簿(様式 <u>46</u>)を作成する。※名簿の作成は、	□ 避難所に登録窓口を設置し、避難者名簿(様式 44)を作成する。※名簿の作成は、
	自主防災組織の協力を得る。(あらかじめ各避難所運営マニュアルに定めておく。)
	│ │ □ <mark>要配慮者</mark> について、人数、状態、滞在場所、付き添いの家族等を記録する。
	□ 避難所入所記録簿 (様式 <u>45</u>) を作成する (市民と市民以外に分けて作成)。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	┃ ┃ □ 各避難所から避難者情報の報告を受け、避難誘導救援班(本庁舎)を通じて救援庶 ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃
	務班に報告する。
	□ 避難者情報については、問合せ等に対応できるよう逐次パソコン等に入力して活用 □
する。	する。
4 帰宅困難者・滞留者対策 (本編: <u>地 3-188、風 3-202</u>)	4 帰宅困難者・滞留者対策 (本編: <u>地風 3-198</u>)
□ 交通機関との連絡体制の確保(連絡手段:◆◆)及び連絡調整を行う。(連絡先⇒●	□ 交通機関との連絡体制の確保(連絡手段:◆◆)及び連絡調整を行う。(連絡先⇒●
●参照)※ 電話が不通の場合は駅や営業所等に出向き、確認する。	●参照)※ 電話が不通の場合は駅や営業所等に出向き、確認する。
□ 「むやみに行動しない」の呼びかけの実施 ※ <u>災対本部</u> 事務局との連携	□ 「むやみに行動しない」の呼びかけの実施 ※ <u>災害対策本部</u> 事務局との連携
	│ │ □ 最寄りの <u>一時滞在施設</u> へ誘導する。 ※自主防災組織の協力を得る。(駅周辺の <u>一時</u> │
	滞在施設 →●●参照)
	5 要配慮者の安否確認、緊急保護 (本編: <u>地風 3-191</u>)
	□ 避難支援プランに従って、 <mark>避難行動要支援者</mark> へ支援を行う。
	□ 自主防災組織や民生委員・児童委員の協力を得て、 <mark>要配慮者</mark> の安否確認や避難誘導
	を行う。※把握した情報については、避難誘導救援班(本庁舎)を通じて救援庶務
	班に報告する。
	□ 搬送の必要な場合は、救急自動車や社会福祉施設所有 <u>の自動車</u> の協力により行う。 □
	□ 避難所において、 <u>要配慮者</u> に配慮した食糧及び生活必需品等を確保する。 □ 福祉避難所への移動が必要な <mark>要配慮者</mark> (避難所、在宅等すべて)の人数を把握し、
	の連絡、社会福祉施設の協力を得る等)等の支援を行う。
	□ 服薬中の人で、薬の足りない人がいないか確認する。
	6 広域一時滞在 (本編: <u>地風 3-105</u>)
	□ 避難対象地域の住民に対して、避難総告・指示等の発令を広報車等により周知を図り、危険地域から安全な地域へ避難誘導する。 ※広報車による広報に当たっては、秘書広報班と連携するとともに、広報実施者の安全を確保する。 ※避難誘導にあたっては、自主防災組織等の協力を得て災害時要援護者の支援を行う。 □ 避難対象地域の避難状況及び避難活動状況については、随時報告する。 3 避難者名簿の作成 (本編:地3-87、風3-99) □ 避難所に登録窓口を設置し、避難者名簿(様式 16)を作成する。※名簿の作成は、自主防災組織の協力を得る。(あらかじめ各避難所運営マニュアルに定めておく。) □ 災害時要援護者について、人数、状態、滞在場所、付き添いの家族等を記録する。 □ 避難所入所記録簿(様式 52、53)を作成する(市民と市民以外に分けて作成)。 日連 との連難者情報については、間合せ等に対応できるよう逐次パソコン等に入力して活用する。 □ 選業者情報については、間合せ等に対応できるよう逐次パソコン等に入力して活用する。 □ がおいて、関合で等に対応できるよう逐次パソコン等に入力して活用する。 □ がおいて、の呼びかけの実施 ※災対本部事務局との連携 最寄りの指定避難所へ誘導する。※自主防災組織の協力を得る。(駅周辺の指定返 選場所 ●● 参照) ※ 電話が不通の場合は駅や営業所等に出向き、確認する。 「むやみに行動しない」の呼びかけの実施 ※災対本部事務局との連携 最高りの指定避難所へ誘導する。※自主防災組織の協力を得る。(駅周辺の指定返 選場所 ●● 参照) ・ 災害時要援護者の支援を行う。 ※担定の必要な提供を行う。 ※担定の協力を得る。(駅周辺の指定返 選場所の協力により行う。

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 各避難所からの報告により、避難所の 収容 状況を把握する。	□ 各避難所からの報告により、避難所の <mark>受入</mark> 状況を把握する。
	□ <u>市の避難所のみでは収容できない</u> 場合は、 <u>災対本部</u> 事務局を通じて、被災区域外	の <u>市内の受入能力を超過した</u> 場合、 <u>災害対策本部</u> 事務局を通じて、被災区域外の市町
	市町村等に避難者の受入れを要請する。	村等に避難者の受入れを要請する。
	□ 避難者の受入れ可能な市町村と連携し、市内避難者を輸送する。輸送に当たって	は、 □ 避難者の受入れ可能な市町村と連携し、市内避難者を輸送する。輸送に当たっては、
	財務会計班に輸送車両の手配等を要請する。	財務会計班に輸送車両の手配等を要請する。
	7 避難所外 <u>避難者</u> への対応 (本編: <u>地 3-95、風 3-107</u>)	7 避難所外 <u>被災者</u> への対応 (本編: <u>地風 3-106</u>)
	※避難所外 <u>避難者</u> :自動車、ビニールハウス、テント、市外(疎開)等への <u>避難者</u>	※避難所外 <u>被災者</u> :自動車、ビニールハウス、テント、市外(疎開)等への <u>被災者</u>
	□ 自主防災組織の協力を得て、避難所外にいる <mark>避難者</mark> を把握し、食料等の支援の要	否 □ □ 自主防災組織の協力を得て、避難所外にいる <mark>被災者</mark> を把握し、食料等の支援の要否 □
	について確認する。	について確認する。
	□ 情報、食料・物資等の提供、健康予防対策の呼びかけ等を行う。	□ 情報、食料・物資等の提供、健康予防対策の呼びかけ等を行う。
	□ 市外避難者の避難先及び安否の把握については、秘書広報班に依頼し、市ホーム	ペ □ □ 市外避難者の避難先及び安否の把握については、秘書広報班に依頼し、市ホームペ □
	ージや報道機関を通じて、市外避難者から市に連絡をするよう呼びかける。	ージや報道機関を通じて、市外避難者から市に連絡をするよう呼びかける。
	8 物品受払簿の作成 (本編: <u>地 3-120、風 3-131</u>	8 物品受払簿の作成 (本編: <u>地風 3-131</u>)
	□ 避難所入所記録簿に基づき、食糧及び生活必需品等の必要数量を把握する。	□ 避難所入所記録簿に基づき、食糧及び生活必需品等の必要数量を把握する。
	□ 市備蓄物資から、食糧や生活必需品について支給対象者に対して支給する。	□ 市備蓄物資から、食糧や生活必需品について支給対象者に対して支給する。
	□ 物資を支給する際は、配布日時、場所等について広報を行う。	□ 物資を支給する際は、配布日時、場所等について広報を行う。
	□ 不足する物資については、救援庶務班に報告する。(調達は物資輸送班で行う。)	□ 不足する物資については、救援庶務班に報告する。(調達は物資輸送班で行う。)
	□ 供給以外で必要な物品については現地において確保する。	□ 供給以外で必要な物品については現地において確保する。
	□ 物 <u>資</u> 受払簿(様式 <u>53</u>)を記録する。	□ 物 <u>品</u> 受払簿(様式 <u>51</u>)を記録する。
	9 避難所 の運営 (本編: <u>地 3-88、風 3-100</u>)	9 避難所の運営 (本編: <u>地風 3-100</u>)
	※あらかじめ各避難所運営マニュアルを作成しておく必要がある。	※あらかじめ各避難所運営マニュアルを作成しておく必要がある。
	□ 避難所運営組織(市職員、施設管理者又は指定管理者、自主防災組織)を結成す	る。 □ □ 避難所運営組織(市職員、施設管理者又は指定管理者、 <u>自治会・</u> 自主防災組織)を
	組織には、女性の参画の促進に努める。	結成する。組織には、女性の参画の促進に努める。
	□ 各避難所運営組織で協議し、避難所生活のルール等を作成する。 災害時要援護者	や □ 各避難所運営組織で協議し、避難所生活のルール等を作成する。 <mark>高齢者、障害者、乳</mark>
	女性に配慮したルールとする。	<u>幼児、妊産婦等の要配慮者</u> や女性に配慮したルールとする。
	□ 避難所責任者は、避難所の情報について、逐一避難誘導救援班を通じて救援庶務	班
	に報告する(避難所における連絡手段:MCA無線、携帯電話、FAX等)。	に報告する(避難所における連絡手段:MCA 無線、携帯電話、FAX 等)。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	□ 住民基本台帳事務管理業務(市民課)[着手目標:~1時間]	□ 住民基本台帳事務管理業務(市民課)[着手目標:~1 時間]
	□ 住民基本台帳ネットワーク事業(市民課)[着手目標:~1時間]	□ 住民基本台帳ネットワーク事業(市民課)[着手目標:~1 時間]
	□ 戸籍事務管理事業(市民課)[着手目標:~1 時間]	□ □ 戸籍事務管理事業(市民課)[着手目標:~1 時間]
	□ 地域包括支援センター運営事業(介護支援課)[着手目標:~1時間]	□ 地域包括支援センター運営事業(介護支援課)[着手目標:~1 時間]
	□ 訪問看護事業(介護支援課)[着手目標:~1時間]	□ □ 訪問看護事業(介護支援課)[着手目標:~1 時間]
	【参照資料】	【参照資料】
	・ <u>避難場所・避難所</u> 一覧(⇒p. 56)	・ <u>指定避難所等</u> 一覧(⇒p. 56)
	・避難所運営マニュアル	・避難所運営マニュアル

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	・各交通機関の連絡先	・各交通機関の連絡先
35	3-3 救護班の行動マニュアル	3-3 救護班の行動マニュアル
	参集場所 保健センター	参集場所 保健センター
	《中九六类》	
	災害対応業務	災害対応業務
	1 医療機関との連絡調整 (本編: <u>地 3-96、風 3-108</u>)	1 医療機関との連絡調整 (本編: <u>地風 3-108</u>)
	□ 救護班長は、医療指揮者(※)や現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進	□ 救護班長は、医療指揮者(※)や現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進
	するよう、必要な連絡調整を行い、業務の総合調整を行う。	するよう、必要な連絡調整を行い、業務の総合調整を行う。
	※医療指揮者は、 <mark>医師会長</mark> が務める。	※医療指揮者は、 <u>災害医療コーディネーター</u> が務める。
	□ 緊急連絡手段(災害時優先携帯電話※)を確保し、医師会連絡網を確保する。(連絡	□ 緊急連絡手段(災害時優先携帯電話※)を確保し、医師会連絡網を確保する。(連絡
	先⇒地域防災計画資料 <u>102</u>) ※医師会長、歯科医師会長は災害時優先携帯電話を持	先→地域防災計画資料 <u>109</u>) ※医師会長、歯科医師会長は災害時優先携帯電話を持
	っている。	っている。
	□ 救護所及び避難所との連絡手段(※)を確保する。	□ 救護所及び <u>指定</u> 避難所との連絡手段(※)を確保する。
	※救護所との連絡手段:MCA無線	※救護所との連絡手段:MCA無線
	※避難所との連絡手段:MCA無線、PHSイエデンワ	※ <mark>指定</mark> 避難所との連絡手段:MCA無線、PHSイエデンワ
	2 被災者の医療及び助産 (本編: <u>地 3-97、風 3-109</u>)	2 被災者の医療及び助産 (本編: <u>地風 3-109</u>)
	□ 医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、日本赤十字社千葉県支部長に対して救護班	□ <u>災害医療コーディネーターに災害救護対策本部の設置</u> を要請する。(要請先→巻末資
	<u>の出動</u> を要請する。(要請先→巻末資料 p. <u>71</u> 参照)	料 p. <u>72</u> 参照)
	□	□ <u>市医療救護活動マニュアルに基づき、医療救護班</u> を編成する。何班編成にするかは □
	を募りと編成する。何班編成にするかは災害の状況による。	災害の状況による。
	│ │ ≪医療救護活動≫	≪医療救護活動≫
	□ 傷病者に対するトリアージ作業の実施	□ 傷病者に対するトリアージ作業の実施
	□ 傷病者に対する応急措置	□ 傷病者に対する応急措置
	□ 後方医療施設への転送の要否及び搬送順位の決定	□ 後方医療施設への転送の要否及び搬送順位の決定
	□ 軽症患者に対する医療	□ 軽症患者に対する医療
	□ 避難所等での医療	□ 避難所等での医療
	□ 助産救護	□ 助産救護
	3 救護所の設置 (本編: <u>地 3-97、風 3-109</u>)	3 救護所の設置 (本編: <u>地風 3-110</u>)
	□ 救護所は、概ね次の順位により開設する。救護所の設置は、医師会等による救護班	□ 救護所は、東深井中学校、常盤松中学校、南部中学校、東部中学校、南流山中学校
	及び災対本部事務局と連携して行う。	(武道場・格技場)とし、傷病者が存在する限り継続して設置することを基本とす
	①外科施設を有する病院又は診療所(⇒地域防災計画資料 102 参照)	<u>るが必要に応じ規模の縮小等を検討する。</u>
	②上記以外の病院又は診療所(⇒地域防災計画資料 102 参照)	
	③保健センター、学校、集会所、公民館等	
	※災害の状況により、救護所が設置できない場合には、テント、簡易ベッド等の臨時・	※災害の状況により、救護所が設置できない場合には、テント、簡易ベッド等の臨時・移
	移動救護所を設置する。周知の方法については、防災行政無線、各避難所等に最寄	動救護所を設置する。周知の方法については、防災行政無線、各避難所等に最寄の救護所

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	の救護所の案内を掲示する。	の案内を掲示する。
	□ 救護所を設置した場合は表示・周知を行い、夜間は文字表示の赤色灯を掲げる。	□ 救護所を設置した場合は表示・周知を行い、夜間は文字表示の赤色灯を掲げる。
	□ 災害の規模に応じて、救護班員の増員を <mark>医師会等</mark> に要請する。負傷者が多い時は、	□ 災害の規模に応じて、 <u>医療</u> 救護班員の増員を <u>災害救護対策本部</u> に要請する。負傷者
	県を通じてDMATの派遣を要請する。(要請先⇒松戸健康福祉センター⇒千葉県災	が多い時は、県を通じてDMATの派遣を要請する。(要請先⇒松戸健康福祉センタ
	害対策本部:千葉県健康福祉部)	一⇒千葉県災害対策本部:千葉県健康福祉部)
	また、DMATのみでなく、医療スタッフの派遣要請も行う。	
	□ 重傷者及び人工透析者等の医療依存度の高い傷病者については県及び関係機関の協	□ 重傷者及び人工透析者等の医療依存度の高い傷病者については県及び関係機関の協
	力を得て被災地以外の対応可能病院についての情報収集や搬送手続きを行う。	力を得て被災地以外の対応可能病院についての情報収集や搬送手続きを行う。
	□ 保健センターに医療ボランティアの受付窓口を開設し、医療・救護の専門ボランテ	□ 保健センターに医療ボランティアの受付窓口を開設し、医療・救護の専門ボランテ □
	ィアを確保する。	イアを確保する。
	□ 医療ボランティアを各救護所に派遣する。	□ 医療ボランティアを各救護所に派遣する。
	4 医薬品及び衛生機(器)材の調達 (本編: <u>地 3-98、風 3-110</u>)	4 医薬品及び衛生機(器)材の調達 (本編: <u>地風 3-110</u>)
	□ 医薬品、衛生機(器)材について、不足する種類、数量等の情報収集を行う。	□ □ 医薬品、衛生機(器)材について、不足する種類、数量等の情報収集を行う。
	□ 市保健センターにて、医薬品、衛生機(器)材を調達・確保する。	□ 市保健センターにて、医薬品、衛生機(器)材を調達・確保する。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	□ 調達・確保については、松戸健康福祉センター、流山市薬剤師会に対して協力を要	┃ ┃ □ 調達・確保については、松戸健康福祉センター、流山市薬剤師会に対して協力を要 ┃
	請する。	請する。
	5 被災者の健康状態の把握 (本編: <u>地 3-105、風 3-118</u>)	5 被災者の健康状態の把握
	□ 医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成する。編成にあたっては、松戸 □	
	健康福祉センターの助言・指導を得る。	健康福祉センターの助言・指導を得る。
	□ 巡回相談で把握した問題等については、医療ミーティングを適宜開催し、効果的な	│ │ □ 巡回相談で把握した問題等については、医療ミーティングを適宜開催し、効果的な
	対応方法、処遇の検討を行う。	対応方法、処遇の検討を行う。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	□ 第2次救急医療機関指定事業(健康増進課)[着手目標:~3時間]	┃ ┃ □ 第2次救急医療機関指定事業(健康増進課)[着手目標:~3時間] ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃
	□ 第3次救急医療機関・災害発生時対策事業(健康増進課)[着手目標:~3時間] □ 第3次救急医療機関・災害発生時対策事業(健康増進課)[着手目標:~3時間]	│
	□ 平日夜間診療事業(健康増進課)[着手目標:~3時間]	□ 平日夜間診療事業(健康増進課)[着手目標:~3時間]
	【参照資料】	【参照資料】
	・医療機関一覧(⇒地域防災計画資料 <u>102</u>)	・医療機関一覧 (⇒地域防災計画資料 109)
	・ <mark>災害時救護班</mark> 要請先リスト(⇒巻末資料 p. 71)	・災 <u>害救護対策本部設置</u> 要請先リスト(⇒巻末資料 p. <u>72</u>)
37	3-4 物資輸送班の行動マニュアル	3-4 物資輸送班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 商工業・農業関係被害の調査・報告 (本編: <u>地 3-153、風 3-164</u>)	1 商工業・農業関係被害の調査・報告 (本編: <u>地風 3-162</u>)

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 商工会議所等関係団体との連絡体制を確立する。	□ 商工会議所等関係団体との連絡体制を確立する。
	<関係団体>	<関係団体>
	・応援協定を締結している組合・企業等 10 団体(社)	・応援協定を締結している組合・企業等 10 団体(社)
	・商工会議所	・商工会議所
	・JAとうかつ中央農業協同組合(関係団体緊急時連絡先⇒●●参照)	・JAとうかつ中央農業協同組合 (関係団体緊急時連絡先⇒●●参照)
	□ 商工業関係被害状況を収集する。	□ 商工業関係被害状況を収集する。
	□ 農業関係被害状況を収集する。	□ 農業関係被害状況を収集する。
	□ 商工業・農業関係の被害情報をとりまとめ、救援庶務班に報告する。	□ 商工業・農業関係の被害情報をとりまとめ、救援庶務班に報告する。
	2 食糧・生活必需品の調達・配送 (本編: <u>地 3-116、風 3-128</u>)	2 食糧・生活必需品の調達・配送 (本編: 地風 3-127)
	□ 救援庶務班の調査により調達依頼の指示を受け、必要な物資を災害時応援協定に基	□ 救援庶務班の調査により調達依頼の指示を受け、必要な物資を災害時応援協定に基
	づき、調達する。(関係団体一覧⇒●●参照)	づき、調達する。(関係団体一覧⇒●●参照)
	□ さらに不足する場合は、 災対本部事務局を通じて近隣市・県・国に要請する。	□ さらに不足する場合は、 <u>災害対策本部</u> 事務局を通じて近隣市・県・国に要請する。
	□ 財務会計班に対して、物資集配用車両の確保を依頼する。	□ 財務会計班に対して、物資集配用車両の確保を依頼する。
	□ 調達した物資を一時保管場所(コミュニティプラザ)で受け入れる。	□ 調達した物資を一時保管場所(コミュニティプラザ)で受け入れる。
	□ 救援庶務班で仕分けた物資を各避難所に配送し、避難誘導救援班に引き渡す。	□ 救援庶務班で仕分けた物資を各避難所に配送し、避難誘導救援班に引き渡す。
	※物資の配布にあたっては、避難誘導救援班が指揮をとり、必要な場合は物資輸送班	※物資の配布にあたっては、避難誘導救援班が指揮をとり、必要な場合は物資輸送班
	が協力する。	が協力する。
	□ 炊出しを行う食料については、炊出しを実施する場所に配送する。	□ 炊出しを行う食料については、炊出しを実施する場所に配送する。
	3 政府所有米穀の調達・配送 (本編: <u>地 3-117、風 3-129</u>)	3 政府所有米穀の調達・配送 (本編: <u>地風 3-128</u>)
	□ 援庶務班の調査により調達依頼の指示を受け、必要な米穀の数量を把握する。	□ 救援庶務班の調査により調達依頼の指示を受け、必要な米穀の数量を把握する。
	□ 必要とする米穀の数量について、県を通じて農林水産省 <u>生産局長</u> に要請する(県と	□ 必要とする米穀の数量について、県を通じて農林水産省 <mark>政策統括官</mark> に要請する(県
	連絡が取れない場合は、直接農林水産省 <u>生産局長</u> に要請する)。	と連絡が取れない場合は、直接農林水産省 <u>政策統括官</u> に要請する)。
	□ 受託事業者から引き渡しを受ける。	□ 受託事業者から引き渡しを受ける。
	□ 政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引き渡しであるため、米穀販売事	□ 政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引き渡しであるため、米穀販売事
	業者等の精米機により精米する。	業者等の精米機により精米する。
	□ 炊出しを実施する場所に配送する。	□ 炊出しを実施する場所に配送する。
	似体ナベキ等的業務	似体ナベキスが光双
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【参照資料】	【参照資料】
	・関係団体緊急時連絡先	 ・関係団体緊急時連絡先
38	3-5 防疫衛生班の行動マニュアル	3-5 防疫衛生班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務

頁	現行(平成 24 년	丰度修正)		修正案(平成 28 年度	修正)
	1 仮設トイレの確保及び設置	(本編: <u>地 3-164、風 3-176</u>)	1	仮設トイレの確保及び設置	(本編: <u>地風 3-175</u>)
	□ 上・下水道の被災状況により、仮設トイ	レの必要箇所及び台数を把握し、仮設トイ		上・下水道の被災状況により、仮設トイレの必	要箇所及び台数を把握し、仮設トイ
	レを確保する。(確保先⇒巻末資料 p. <u>72-</u>	<u>74</u> 参照)		レを確保する。(確保先⇒巻末資料 p. <u>73-75</u> 参月	段)
	※設置基準(目安): 概ね1台/80人			※設置基準(目安): 概ね1台/80人	
	□ 設置場所は、避難所等公共施設に優先的	に設置する。続いて、在宅の被災者のため		設置場所は、避難所等公共施設に優先的に設置	する。続いて、在宅の被災者のため
	に公園等に設置する。			に公園等に設置する。	
	□ 避難所に設置する場合は、男女別にした	り、設置場所についても性犯罪に巻き込ま		避難所に設置する場合は、男女別にしたり、設	置場所についても性犯罪に巻き込ま
	れないよう安全なルートで行ける場所にて	するなど、女性に配慮する。		れないよう安全なルートで行ける場所にするな	ど、女性に配慮する。
	□ 仮設トイレの使用方法の案内、故障等のi	車絡先、注意事項の掲示を行う。		仮設トイレの使用方法の案内、故障等の連絡先	、注意事項の掲示を行う。
	□ 避難者や地域住民に対して仮設トイレ設	置の広報を行う。		避難者や地域住民に対して仮設トイレ設置の広	報を行う。
	2 災害時のし尿及びごみ処理	(本編: <u>地 3-164、風 3-176</u>)	2	災害時のし尿及びごみ処理	(本編: <u>地風 3-173</u>)
	≪活動体制の確立≫		≪活	動体制の確立≫	
	□ ごみ処理施設、し尿処理施設の被害状況、	稼動状況について確認を行う。		ごみ処理施設、し尿処理施設の被害状況、稼動	状況について確認を行う。
	□ 避難所収容人数、自宅に在宅する住民の	人数等から、し尿及びごみの発生量を推計		<u>指定</u> 避難所収容人数、自宅に在宅する住民の人	数等から、し尿及びごみの発生量を
	する。			推計する。	
	□ ごみ処理実施計画・し尿処理実施計画を	作成する(収集・処理体制・スケジュール		ごみ処理実施計画・し尿処理実施計画を作成す	る(収集・処理体制・スケジュール
	等)。			等)。	
	□ 収集車及び人員を確保する。(指定委託業	者⇒巻末資料 p. <u>72-74</u> 参照)		」 収集車及び人員を確保する。(指定委託業者→巻	学末資料 p. <u>73-75</u> 参照)
	□ ごみ及びし尿の収集・処理の進捗につい	て、救援庶務班に報告する。		ごみ及びし尿の収集・処理の進捗について、救	援庶務班に報告する。
	≪生活ごみの収集・処理≫		│	揺活ごみの収集・処理≫	
	□ ごみ一時集積場を確保する。] ごみ一時集積場を確保する。	
	□ 避難所等に一時仮置場を設置する。			避難所等に一時仮置場を設置する。	
	□ ごみの分別排出を周知・徹底し、分別収録	集を徹底する。		ごみの分別排出を周知・徹底し、分別収集を徹	底する。
	□ ごみ収集に関する情報を避難者及び地域	住民に広報する。臨時ごみ集積所には案内		ごみ収集に関する情報を避難者及び地域住民に	広報する。臨時ごみ集積所には案内
	掲示を設置する。			掲示を設置する。	
	□ 一時仮置場の管理は、自主防災組織等の	協力を得るものとし、定期的に消毒を実施		一時仮置場の管理は、自主防災組織等の協力を	·得るものとし、定期的に消毒を実施
	し、そ族昆虫の駆除、感染症発生防止に変	努める。		し、そ族昆虫の駆除、感染症発生防止に努める	0
	≪し尿の処理≫		≪∟	.尿の処理≫	
	□ し尿処理に関する情報を広報する。			し尿処理に関する情報を広報する。	
	□ 仮設トイレの維持管理を行う(点検、清技	帚、消毒等)。		仮設トイレの維持管理を行う(点検、清掃、消	毒等)。
	※清掃については、避難所運営組織に要請	する。点検、消毒、汲み取り等については		※清掃については、避難所運営組織に要請する。	点検、消毒、汲み取り等については
	民間業者に委託する。			民間業者に委託する。	
	3 災害時の防疫及び消毒	(本編: <u>地 3-102、風 3-114</u>)	3	災害時の防疫及び消毒	(本編: <u>地風 3-114</u>)

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 松戸健康福祉センター、 <mark>救護班</mark> と協議・連携して実施する。	□ 松戸健康福祉センター、 <u>災害救護対策本部</u> と協議・連携して実施する。
	□ 避難所及び被災地の情報収集、分析を行い、活動方針を定めて速やかに対応する。	□ 避難所及び被災地の情報収集、分析を行い、活動方針を定めて速やかに対応する。
		□ 松戸健康福祉センター(松戸保健所)と密に連携し、救援部を中心として、応援職
		<u>員及び作業員等により、防疫衛生班を編成する。</u>
	□ <u>防疫体制を確立し、</u> 薬剤 <u>機器材、</u> 人員の確保を行う。	□ 薬剤・器具機材・人員等の確保を行う。
	≪消毒の実施≫	≪消毒の実施≫
	□ 消毒の優先順位	□ 消毒の優先順位
	①感染症が発生した地域	①感染症が発生した地域
	②浸水地域・その他衛生条件が良好でない地域	②浸水地域・その他衛生条件が良好でない地域
	③避難所の消毒	③避難所の消毒
	④そ族昆虫の大量発生場所	④そ族昆虫の大量発生場所
	⑤飲料水(井戸水の消毒)	⑤飲料水(井戸水の消毒)
	□ 自治会長等を通じて住人に配布し、薬剤を用いて自らの家屋等の消毒を指導する。	□ 自治会長等を通じて住人に配布し、薬剤を用いて自らの家屋等の消毒を指導する。
	□ 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動を強化する。	□ 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動を強化する。
	≪食品衛生≫	≪食品衛生≫
	□ 食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全確保を行う。	□ 食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全確保を行う。
	□ 炊出し場所や弁当調整施設の衛生指導を行い、食品衛生監視活動を実施する。	□ 炊出し場所や弁当調整施設の衛生指導を行い、食品衛生監視活動を実施する。
	□ 食中毒を発見した場合や防疫活動の状況は、随時松戸健康福祉センターに報告する。	□ 食中毒を発見した場合や防疫活動の状況は、随時松戸健康福祉センターに報告する。
	4 放射能対策 (本編:大 <u>35</u>)	4 放射能対策 (本編:大 <u>25</u>)
	□ 放射性物質に係る事故が発生した場合は、迅速に情報収集を行う。	□ 放射性物質に係る事故が発生した場合は、迅速に情報収集を行う。
	□ 秘書広報班に依頼し、広報車やインターネット等を通じて地域住民に円滑に情報を	□ 秘書広報班に依頼し、広報車やインターネット等を通じて地域住民に円滑に情報を
	伝達する。併せて、正確な情報収集に努めることを呼びかける。	伝達する。併せて、正確な情報収集に努めることを呼びかける。
	□ 市民からの問い合わせに対応するため、 <u>専用電話を備えた</u> 窓口の設置、人員の配置	□ 市民からの問い合わせに対応するため、窓口の設置、人員の配置を行う。
	を行う。 □ 県が行うモニタリング活動に協力を行う。	□ □ 県が行うモニタリング活動に協力を行う。
	□ ポパイプ・ログラック 相勤に協力を行う。 □ 必要に応じて、市有施設等の放射線量を測定し、結果は速やかに市ホームページや □	
	安心メール等で公表する。	安心メール等で公表する。
	□ 必要に応じて、農作物・食品・水道水、廃棄物への放射能対策をとる。	□ 必要に応じて、農作物・食品・水道水、廃棄物への放射能対策をとる。
	□ 必要に応じて、除染計画を作成し、除染を実施する。	□ 必要に応じて、除染計画を作成し、除染を実施する。
	継続すべき通営業務	継続すべき通常業務
	□ し尿汚泥処分委託事業(<u>リサイクル推進課</u>)[着手目標:~12 時間]	□ し尿汚泥処分委託事業(<u>クリーンセンター</u>)[着手目標:~12 時間]
	 継続すべき通常業務 ごみ処理施設管理事業 (クリーン推進課) [着手目標:~1時間] ごみ収集事業 (クリーン推進課) [着手目標:~12時間] ごみ中間処理事業 (クリーン推進課) [着手目標:~12時間] ごみ最終処理処分事業 (クリーン推進課) [着手目標:~12時間] し尿処理施設維持管理事業 (リサイクル推進課) [着手目標:~12時間] し尿収集委託事業 (リサイクル推進課) [着手目標:~12時間] 	 継続すべき通常業務 □ ごみ処理施設管理事業 (クリーンセンター) [着手目標:~1 時間] □ ごみ収集事業 (クリーンセンター) [着手目標:~12 時間] □ ごみ中間処理事業 (クリーンセンター) [着手目標:~12 時間] □ ごみ最終処理処分事業 (クリーンセンター) [着手目標:~12 時間] □ し尿処理施設維持管理事業 (クリーンセンター) [着手目標:~12 時間] □ し尿収集委託事業 (クリーンセンター) [着手目標:~12 時間]

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	【参照資料】	【参照資料】
	・廃棄物関連業者一覧表(⇒巻末資料 p. <u>72-74</u>)	・廃棄物関連業者一覧表(⇒巻末資料 p. <u>73-75</u>)
41	3-6 救援協力班の行動マニュアル	3-6 救援協力班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 部内他班への協力【継続】	1 部内他班への協力【継続】
	□ 救援協力班長は、救援部各班長からの要請に応じて、班員を派遣協力する。	□ 救援協力班長は、救援部各班長からの要請に応じて、班員を派遣協力する。
	□ 救援協力班員は、必要に応じて応急活動の内容を救援協力班長に報告する。	□ 救援協力班員は、必要に応じて応急活動の内容を救援協力班長に報告する。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
42	4 建設部(建設庶務班、道路班、河川班、都市計画班、都市整備班)	4 建設部(建設庶務班、道路班、河川班、都市計画班、都市整備班)
	4-1 建設庶務班の行動マニュアル	4 — 1 建設庶務班の行動マニュアル
		年
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 体制の確立	1 体制の確立
	□ 建設部各班と協力し、相互応援体制を確立し、市域の被害状況(以下項目 2, 3)	□ 建設部各班と協力し、相互応援体制を確立し、市域の被害状況(以下項目2,3)
	を把握する。	を把握する。
	□ 市域の被害状況を把握した後、復旧体制を確立する。	□ 市域の被害状況を把握した後、復旧体制を確立する。
	□ 協定締結団体や建設協会等の土木建築関係事業者等と連絡・協力体制を確立する。	□ 協定締結団体や建設協会等の土木建築関係事業者等と連絡・協力体制を確立する。
	(協定団体、土木建築関係事業者の連絡先⇒●●参照)	(協定団体、土木建築関係事業者の連絡先⇒●●参照)
	□ 機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時	□ 機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時
	雇用による応援体制を確立する。	雇用による応援体制を確立する。
	2 災害時の道路管理 (本編: <u>地 3-69、風 3-81</u>)	2 災害時の道路管理 (本編: <u>地風 3-158</u>)

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 土木班と連携し、パトロールによる巡視を実施し、道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握する。 □ 被害状況を把握した場合は、必要に応じて警察署と協議し、交通規制等の措置を講じる。 □ 交通規制を講じた場合は、う回路の選定、広報等を行う。※広報にあたっては、 ※ 対本部事務局を通じて、秘書広報班に依頼する。	□ 土木班と連携し、パトロールによる巡視を実施し、道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握する。 □ 被害状況を把握した場合は、必要に応じて警察署と協議し、交通規制等の措置を講じる。 □ 交通規制を講じた場合は、う回路の選定、広報等を行う。※広報にあたっては、 <u>災</u> 害対策本部事務局を通じて、秘書広報班に依頼する。
	□ 被害状況、復旧状況については、部内の被害状況等を取りまとめた上で <u>災対本部</u> 事 務局に報告する。	□ 被害状況、復旧状況については、部内の被害状況等を取りまとめた上で <u>災害対策本</u> <mark>部</mark> 事務局に報告する。
	3 崖崩れ対策 (本編: <u>地 3-153、風 3-164</u>)	
	 □ 急傾斜地崩壊危険区域をパトロールし、災害発生の兆候について的確に把握する。 □ 災害が発生した場合、又はおそれのある場合は、迅速に災対本部事務局に報告し、周辺住民等の避難等を最優先する。 □ 東葛飾土木事務所等関係機関と協議し、必要な応急措置を行う。 4 建設資機材の確保 (本編: 地3-162、風3-174) □ 建設資機材を保有する民間業者に要請する。(民間業者の連絡先⇒●参照) 	 □ 急傾斜地崩壊危険区域をパトロールし、災害発生の兆候について的確に把握する。 □ 災害が発生した場合、又はおそれのある場合は、迅速に災害対策本部事務局に報告し、周辺住民等の避難等を最優先する。 □ 東葛飾土木事務所等関係機関と協議し、必要な応急措置を行う。 4 建設資機材の確保 (本編: 地風 3-171) □ 建設資機材を保有する民間業者に要請する。(民間業者の連絡先⇒●●参照)
	5 障害物の除去 (本編:地 <u>3-161、風 3-173</u>)	5 障害物の除去 (本編: <u>地風 3-170</u>)
	□ 障害物の除去における体制の確立(→1 体制の確立) □ 障害物の除去の実施。(集積場所⇒市汚泥再生処理センター(まち <u>の</u> エコセンター)) 集積場所が足らなくなった場合は、住民の日常生活に支障 <u>のない</u> 場所 <u>を選定する</u> 。	□ 障害物の除去における体制の確立 (→1 体制の確立) □ 障害物の除去の実施。(集積場所⇒市汚泥再生処理センター (<u>森の</u> まちエコセンター))集積場所が足らなくなった場合は、住民の日常生活に支障 <u>を与えない次の</u> 場所に集積する。 ・廃棄:市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所 ・保管:保管する工作物等に対応した適当な場所
	□ 自衛隊の協力が必要な場合は、 <u>災対本部</u> 事務局を通じて派遣要請を求める。 □ 軽易な道路上等の障害物等については、極力周辺住民等の手によって除去等をして もらうよう、自治会及び自主防災組織等へ働きかける。	□ 自衛隊の協力が必要な場合は、 <u>災害対策本部</u> 事務局を通じて派遣要請を求める。 □ 軽易な道路上等の障害物等については、極力周辺住民等の手によって除去等をしてもらうよう、自治会及び自主防災組織等へ働きかける。
	※ その他	※ その他
	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災対本部</u> 事務局に報告する。 □ 部の庶務に関すること。	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災害対策本部</u> 事務局に報告する。 □ 部の庶務に関すること。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【参照資料】 ・協定団体、土木建築関係事業者の連絡先 ・パトロール実施体制	【参照資料】 ・協定団体、土木建築関係事業者の連絡先 ・パトロール実施体制
	・障害物の集積場所(候補地含む)及び集積可能容量	・障害物の集積場所(候補地含む)及び集積可能容量

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
44	4-2 道路班の行動マニュアル	4-2 道路班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務 ※建設庶務班と連携して対応	災害対応業務 ※建設庶務班と連携して対応
	1 道路及び橋梁の応急修理 (本編: 地3-69・3-163、風3-81・3-175)	1 道路及び橋梁の応急修理 (本編: <u>地風 3-78・3-172</u>)
	□ 建設庶務班と連携し、パトロールによる巡視を実施するとともに、地域住民等から	□ 建設庶務班と連携し、パトロールによる巡視を実施するとともに、地域住民等から
	の道路情報の収集に努め、道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握する。	の道路情報の収集に努め、道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握する。
	□ 国及び県道の緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施する。	□ 国及び県道の緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施する。
	□ 応急復旧について、国道は国土交通省千葉国道事務所に、県道は東葛飾土木事務所	□ 応急復旧について、国道は国土交通省千葉国道事務所に、県道は東葛飾土木事務所
	に建設庶務班を通じて要請する。	に建設庶務班を通じて要請する。
	≪市道の応急措置≫	≪市道の応急措置≫
	□ 道路上に著しい障害を及ぼしているものについては、除去作業を実施し、交通の確	□ 道路上に著しい障害を及ぼしているものについては、除去作業を実施し、交通の確
	保に努める。(建設庶務班と連携し、体制の確立、建設資機材の確保を行う。)	保に努める。(建設庶務班と連携し、体制の確立、建設資機材の確保を行う。)
	□ 応急修理を必要とする場合は、早急に流山建設業協同組合に暫定工事を要請する。	□ 応急修理を必要とする場合は、早急に流山建設業協同組合に暫定工事を要請する。
	□ 被害状況、復旧状況については、建設庶務班に報告する。	□ 被害状況、復旧状況については、建設庶務班に報告する。
	※ その他	※ その他
	□ 資機材置場の被害状況を確認し、その結果を建設庶務班に報告する。(資機材置場の	□ 資機材置場の被害状況を確認し、その結果を建設庶務班に報告する。(資機材置場の
	リスト⇒●●参照)	リスト⇒●●参照)
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【参照資料】	【参照資料】
	・資機材置場一覧	• 資機材置場一覧
	(その他は建設庶務班と同じ)	(その他は建設庶務班と同じ)
45	4-3 河川班の行動マニュアル	4-3 河川班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 水防活動 (本編: <u>地 3-62、風 3-68</u>)	1 水防活動 (本編: <u>地風 3-65</u>)

頁	現行(平成 24 年度修正)		修正案(平成 28 年度修正)	
□ 水防活動は、「流山ī	- 市水防計画」に基づいて実施する。		水防活動は、「流山市水防計画」に基づいて実施する。	
□ 堤防の変状や降雨量	の状況から災害発生の危険が予想される場合は、避難勧告・指		堤防の変状や降雨量の状況から災害発生の危険が予想される場合は	、避難勧告・
示の発令等の措置を	<u>災対本部</u> 事務局に要請する。	;	<u>難</u> 指示 <u>(緊急)</u> の発令等の措置を <u>災害対策本部</u> 事務局に要請する。	
□ 被害状況、活動状況	等は、 <mark>災対本部</mark> 事務局、県東葛飾土木事務所、その他防災関係		被害状況、活動状況等は、 <mark>災害対策本部</mark> 事務局、県東葛飾土木事務	所、その他防犯
機関に報告する。			関係機関に報告する。	
≪地震時≫		≪地震	時≫	
□ 地震(震度4以上)	が発生した場合は、直ちに浸水区域等の有無の確認及び警戒に		地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに浸水区域等の有無の	確認及び警戒は
あたる。			あたる。	
□ 江戸川及び利根運河	等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収		江戸川 <u>、坂川</u> 及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周	辺住民からの
集し、現地調査を実	施する。		報を収集し、現地調査を実施する。	
≪風水害時≫		≪風水	害時≫	
□ 風水害時は、「流山市	市水防計画」に基づく。		風水害時は、「流山市水防計画」に基づく。	
□ 河川班の主な水防活	動は次のとおり。		河川班の主な水防活動は次のとおり。	
・水防技術に関するこ	ک	• :	水防技術に関すること	
・河川・下水道施設の	巡視、応急修理及び復旧	• ?	河川・下水道施設の巡視、応急修理及び復旧	
・水門の監視及び操作		• :	水門の監視及び操作	
・樋管等閉鎖による内	水のいっ水防止	• 7	樋管等閉鎖による内水のいっ水防止	
・流山排水機場の操作		• ;	流山排水機場の操作	
2 河川・下水道施設の応	急修理 (本編: <u>地 3-153、風 3-164</u>)	2 河	川・下水道施設の応急修理 (本編:	地風 3-162)
	位情報、河川・下水道施設の被害状況等を収集する。(情報収集		気象情報や河川の水位情報、河川・下水道施設の被害状況等を収集で	する。(情報収集
先⇒●●参照)			先⇒●●参照)	
	を確立し、市内巡回を行い、被害調査及び点検を行う。		参集した職員で体制を確立し、市内巡回を行い、被害調査及び点検	を行う。
	、樋門、堤防、護岸等の河川施設		・河川、水路、樋管、樋門、堤防、護岸等の河川施設	
・下水道施設			・下水道施設	
	建設庶務班に報告する。		被害状況について、建設庶務班に報告する。	
	、流山市管工事協同組合、流山市消防団、その他防災関係機関		流山建設業協同組合、流山市管工事協同組合、流山市消防団、その	
	要に応じて応急対策を実施する。(関係機関の連絡先⇒●●参照)		との連携を図り、必要に応じて応急対策を実施する。(関係機関の連絡	
	害を及ぼしているものについては除去作業を実施する。		河川施設に著しい障害を及ぼしているものについては除去作業を実	<u> </u>
3 千葉県湛水防除事業流		-		:地風 3-72)
	き、被害状況を確認する。		流山排水機場に出向き、被害状況を確認する。	
□□被害状況は、建設庶	務班に報告する。		被害状況は、建設庶務班に報告する。	
□ 被害状況に応じて、	専門業者等に応急措置を依頼する。		被害状況に応じて、専門業者等に応急措置を依頼する。	
NI = 11		※ そ	の他	
※ その他				
	害状況を調査し、建設庶務班に報告する。(水防倉庫⇒ <u>地 p2−68、</u>		水防倉庫について被害状況を調査し、建設庶務班に報告する。(水防倉庫⇒ <mark>地</mark>

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 汚水管渠維持管理事業(下水道 <u>業務</u> 課)[着手目標:~1 時間]	□ 汚水管渠維持管理事業(下水道 <u>建設</u> 課)[着手目標:~1 時間]
	【参照資料】	【参照資料】
	•情報収集先	・情報収集先
	・関係機関の連絡先	・関係機関の連絡先
	・専門業者	・専門業者
	・水防倉庫(⇒ <u>地 p2-68、風 p2-57</u>)	・水防倉庫(⇒ <u>地風 p2-77</u>)
	・パトロール実施体制	・パトロール実施体制
47	4-4 都市計画班の行動マニュアル	4-4 都市計画班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 所管施設の被害状況の把握・報告	1 所管施設の被害状況の把握・報告
	□ 市営住宅の各団地の管理人(不在の場合は入居者)と連絡をとり、状況の報告を受	□ 市営住宅の各団地の管理人(不在の場合は入居者)と連絡をとり、状況の報告を受
	ける。(市営住宅管理人一覧⇒別資料(班で管理)参照)	ける。(市営住宅管理人一覧⇒別資料(班で管理)参照)
	□ 連絡の取れない団地は、現地調査に出向く。	□ 連絡の取れない団地は、現地調査に出向く。
	□ 被害のあった団地を現地調査し、被害の程度の把握を行う。	□ 被害のあった団地を現地調査し、被害の程度の把握を行う。
	□ 調査結果を建設庶務班、県(都市整備局住宅課 <mark>住宅政策室</mark>)に報告する。	□ 調査結果を建設庶務班、県(都市整備局住宅課 <u>住宅政策班</u>)に報告する。
	<報告先>	<報告先>
	千葉県 県土整備部 都市整備局 住宅課 <u>住宅政策室</u>	千葉県 県土整備部 都市整備局 住宅課 <u>住宅政策班</u>
	TEL 043-223- <u>3223</u> FAX 043-225-1850	TEL 043-223- <u>3255</u> FAX 043-225-1850
	2 被災建築物応急危険度判定の実施 (本編: <u>地 3-172、風 3-184</u>)	2 被災建築物応急危険度判定の実施 (本編: <u>地風 3-180</u>)

	現行(平成 24 年度修正)			修正案(平成 28 年度修正)	
□ 県(都市整備局	建築指導課耐震防災室)に応急危険度判定士の)派遣要請を行う。 [」 県(都市整備局建	築指導課耐震防災室)に応急危険度判定:	士の派遣要請を行う。
<連絡先>			<連絡先>		
千葉県 県土整	前部 都市整備局 建築指導課 耐震防災室		千葉県 県土整備部	B 都市整備局 建築指導課 耐震防災室	Ĕ
TEL 043-223-318	6 FAX 043-225-0913		TEL 043-223-3186	FAX 043-225-0913	
□ 判定士の活動の	支援を行う(案内、滞在場所、食糧等)。		コ 判定士の活動の支	援を行う(案内、滞在場所、食糧等)。	
※判定士は市内の	也理や被害状況について不案内なこともあり得	るため、支援を行う。	※判定士は市内の地球	理や被害状況について不案内なこともあ	り得るため、支援を行う。
□ 応急危険度判定	の実施体制を確立し、判定作業を行う。		□ 応急危険度判定の	実施体制を確立し、判定作業を行う。	
※被災建築物の応	急危険度判定は、家屋の被害認定調査とは違う	うものであることに留	※被災建築物の応急	危険度判定は、家屋の被害認定調査とは	違うものであることに脅
意する。			意する。		
<実施体制>			<実施体制>		
実施体制	1日当り2人1組で86組		 実施体制	1日当り2人1組で86組	
	本部に10人			本部に10人	
準備するもの	判定ステッカー(赤、黄、青)、判定調査	票、	準備するもの	判定ステッカー(赤、黄、青)、判定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(組数分)	街区マップ、ガムテープ、バインダー		(組数分)	街区マップ、ガムテープ、バインダ	
3 被災宅地危険度判	(本編: <mark>地 3</mark> ·	- <u>173、風 3-185</u>) 3	被災宅地危険度判定	 の実施	(本編: <u>地風 3-181</u>)
□ 判定士を千葉県	坡災宅地危険度判定地域連絡協議会に要請する	」。(要請先⇒県:都市 □	判定士を千葉県被	災宅地危険度判定地域連絡協議会に要請	する。(要請先⇒県:都下
整備局都市計画	课開発審查 <mark>室</mark>)		整備局都市計画課	開発審查 <u>班</u>)	
<連絡先>			<連絡先>		
千葉県 県土整	前部 都市整備局 都市計画課 開発審査室		千葉県 県土整備部	B 都市整備局 都市計画課 開発審查 <mark>5</mark>	<u>E</u>
TEL 043-223- <mark>32</mark> 4	<u>0</u> FAX 043-222-7844		TEL 043-223- <u>3245</u>	FAX 043-222-7844	
□ 判定士の活動の	支援を行う(案内、滞在場所、食糧等)。		□ 判定士の活動の支援を行う(案内、滞在場所、食糧等)。		
※判定士は市内の	地理や被害状況について不案内なこともあり得	;るため、支援を行う。	※判定士は市内の地	理や被害状況について不案内なこともあ	り得るため、支援を行う
□ 被災宅地危険度	判定の実施体制を確立し、判定作業を行う。] 被災宅地危険度判	定の実施体制を確立し、判定作業を行う。	
<実施体制>			<実施体制>		
実施体制	1日当たり2人1組で2組		 実施体制	1日当たり2人1組で2組	
プスルビ (干・10-1)	本部に4人)\nE\r+\n)	本部に4人	
準備するもの	判定ステッカー(赤、黄、青)、判定調金		準備するもの	判定ステッカー(赤、黄、青)、判定	
(組数分)	街区マップ、ガムテープ、バインダー、	カメラ	(組数分)	街区マップ、ガムテープ、バインダ	ー、カメラ
	(木絙:地 2)	-171、風 3-183) 4	公的住宅等の提供		(本編:地風3-180)
4 公的住宅等の提供	(本編・地)				
4 公的住宅等の提供 □ 市営住宅の空き	***************************************] 市営住宅の空き家	状況を把握する。	
□ 市営住宅の空き	***************************************	□握する。民間賃貸住 □	•	状況を把握する。 用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等	を把握する。民間賃貸付
□ 市営住宅の空き□ 必要に応じて、	家状況を把握する。	型握する。民間賃貸住 C	□ 必要に応じて、利		を把握する。民間賃貸

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 市営住宅管理事業(建築住宅課)[着手目標:~3時間]	□ 市営住宅管理事業(建築住宅課)[着手目標:~3時間]
	【参照資料】	【参照資料】
	・市営住宅管理人一覧	・市営住宅管理人一覧
49	4-5 都市整備班の行動マニュアル	4-5 都市整備班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 避難場所に指定されている公園等の被害状況の把握・報告	1 <u>指定緊急</u> 避難場所に指定されている公園等の被害状況の把握・報告
	□ 避難場所に指定されている公園等を巡視し、状況を把握する。(<u>避難場所</u> 一覧⇒p. 56 参照)	□ <u>指定緊急</u> 避難場所に指定されている公園等を巡視し、状況を把握する。(<u>指定避難所</u> 等一覧⇒p. 56 参照)
	□ 公園等に避難した被災者については、避難誘導救援班と連携して、適切な対応を図	□ 公園等に避難した被災者については、避難誘導救援班と連携して、適切な対応を図
	る。	
	□ 被災状況により、施設の倒壊、擁壁の崩壊等の危険のある公園施設について、立ち 入り禁止、仮復旧等の措置を講じ、安全対策に努める。	□ 被災状況により、施設の倒壊、擁壁の崩壊等の危険のある公園施設について、立ち 入り禁止、仮復旧等の措置を講じ、安全対策に努める。
	2 部内各班の協力	2 部内各班の協力
	□ 住民の避難及びライフライン等の復旧には道路の安全確保が最優先であることから、建設庶務班に協力し、道路の点検調査を行う。	□ 住民の避難及びライフライン等の復旧には道路の安全確保が最優先であることから、建設庶務班に協力し、道路の点検調査を行う。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【参照資料】	【参照資料】
	・ <u>避難場所</u> 一覧(⇒p. 56)	・ <u>指定避難所等</u> 一覧(⇒p. 56)
50	5 教育部(教育庶務班、学校教育班、生涯学習班)	5 教育部(教育庶務班、学校教育班、生涯学習班)
	5-1 教育庶務班の行動マニュアル	5-1 教育庶務班の行動マニュアル
	参集場所 流山市役所	参集場所 流山市役所
	災害対応業務	災害対応業務
	1 部内各班との連絡調整 (本編: <u>地 3-154、風 3-166</u>)	1 部内各班との連絡調整 (本編: <u>地風 3-163</u>)

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 教育部内の各班、各施設との連絡体制(連絡手段:PHSイエデンワ、MCA無線)	□ 教育部内の各班、各施設との連絡体制(連絡手段:PHSイエデンワ、MCA無線)
	を確保する。(連絡先一覧→巻末資料 p. <u>75</u> 、 <u>避難場所</u> 一覧→p. 56 参照)	を確保する。(連絡先一覧→巻末資料 p. <u>76</u> 、 <u>指定避難所等</u> 一覧→p. 56 参照)
	□ <u>災対本部</u> からの指示、災害状況、職員配備、活動方針等の情報を迅速・的確に伝達	□ <u>災害対策本部</u> からの指示、災害状況、職員配備、活動方針等の情報を迅速・的確に
	する。	伝達する。
	2 児童・生徒等や所管施設の被害状況の把握 (本編: <u>地 3-154、風 3-166</u>)	2 児童・生徒等や所管施設の被害状況の把握 (本編: <u>地風 3-163</u>)
	□ 児童・生徒等の避難状況や安否情報について学校(園)長から報告を受ける。	□ 児童・生徒等の避難状況や安否情報について学校(園)長から報告を受ける。
	□ 所管施設の被害状況について学校(園)長から報告を受ける。	□ 所管施設の被害状況について学校(園)長から報告を受ける。
	□ 学校(園)長と連絡が取れない場合は直接出向き、被害状況等を調査する。	□ 学校(園)長と連絡が取れない場合は直接出向き、被害状況等を調査する。
	※ その他	※ その他
	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災対本部</u> 事務局に報告する。	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災害対策本部</u> 事務局に報告する。
	□ 部の庶務に関すること	□ 部の庶務に関すること
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	 【参照資料】	【参照資料】
	・避難場所一覧 (⇒p. 56)	・指定避難所等一覧 (⇒p. 56)
	 ・PHSイエデンワ一覧(⇒巻末資料 p. <u>75</u>) ※ <u>避難場所</u> 一覧にも掲載。	・PHSイエデンワ一覧(⇒巻末資料 p. <u>76</u>) ※ <mark>指定避難所等</mark> 一覧にも掲載。
51	5-2 学校教育班の行動マニュアル	5-2 学校教育班の行動マニュアル
	4 11 -	4 10 T
	参集場所	参集場所
	災害対応業務 ※各学校における防災に関する計画に基づいて行動する。	災害対応業務 ※各学校における防災に関する計画に基づいて行動する。
	1 園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導 (本編: <u>地 3-154、風 3-166</u>)	1 園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導 (本編: <mark>地風 3-163</mark>)
	□ 園児、児童及び生徒の避難誘導、保護者への引き渡しについては、あらかじめ定め	□ 園児、児童及び生徒の避難誘導、保護者への引き渡しについては、あらかじめ定め
	た「各学校における防災に関する計画」に基づき応急措置を講じる。	た「各学校における防災に関する計画」に基づき応急措置を講じる。
	□ 通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒等を下校させる。	□ 通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒等を下校させる。
	□ 災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、	□ 災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、
	構内 保護し、速やかに保護者との連絡に努める。保護者への引き渡しができない場	<u>校内</u> 保護し、速やかに保護者との連絡に努める。保護者への引き渡しができない場
	合は、 <mark>構内</mark> 保護する。	合は、 <mark>校内</mark> 保護する。
	□ 避難誘導、安全確保、保護者への連絡、引き渡し、人的被害等については、速やか	□ 避難誘導、安全確保、保護者への連絡、引き渡し、人的被害等については、速やか
	にその状況を教育庶務班に報告する。	にその状況を教育庶務班に報告する。
	□ 学校の被害状況や児童・生徒等の措置情報について広報を行う。	□ 学校の被害状況や児童・生徒等の措置情報について広報を行う。
	2 施設被害の調査・報告 (本編: <u>地 3-154、風 3-166</u>)	2 施設被害の調査・報告 (本編: <u>地風 3-163</u>)

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 学校(園)長は、学校施設の被害を調査する。	□ 学校(園)長は、学校施設の被害を調査する。
	□ 被害調査結果を教育庶務班に報告する。	□ 被害調査結果を教育庶務班に報告する。
	□ 施設に被害を受けた場合又は余震等により被害のおそれがある場合は、直ちにその	□ 施設に被害を受けた場合又は被害のおそれがある場合は、直ちにその状況を教育庶
	状況を教育庶務班に報告する。	務班に報告する。
	□ 被害を受けた場合は、直ちに児童・生徒、職員を安全な場所に避難させ、安全を確	□ 被害を受けた場合は、直ちに児童・生徒、職員を安全な場所に避難させ、安全を確
	保する。	保する。
	3 避難誘導救援班との連絡調整 (本編: <u>地 3-154、風 3-166</u>)	3 避難誘導救援班との連絡調整 (本編: <u>地風 3-163</u>)
	□ 学校施設の安全が確保されている場合は、避難所としての機能を有することから、	□ 学校施設の安全が確保されている場合は、避難所としての機能を有することから、
	避難所の開設に協力するとともに、役割、施設の利用区分・方法等を整備する。	避難所の開設に協力するとともに、役割、施設の利用区分・方法等を整備する。
	□ 学校関係者と地域住民の融和・共存を図る。	□ 学校関係者と地域住民の融和・共存を図る。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【参照資料】	【参照資料】
	・各学校における防災に関する計画	・各学校における防災に関する計画
52	5-3 生涯学習班の行動マニュアル	5-3 生涯学習班の行動マニュアル
	参集場所 各施設	参集場所 各施設
	災害対応業務	災害対応業務
	1 施設利用者の安全確保及び避難誘導	1 施設利用者の安全確保及び避難誘導
	□ 館内放送により、職員及び施設利用者の安全確保を促す。※停電や故障等で館内放	□ 館内放送により、職員及び施設利用者の安全確保を促す。※停電や故障等で館内放
	送が使用できない場合は、口頭で指示等を伝達する。	送が使用できない場合は、口頭で指示等を伝達する。
	□ 施設に危険のある場合は、安全な場所に避難誘導を行う。	┃ ┃ □ 施設に危険のある場合は、安全な場所に避難誘導を行う。
	□ 人的被害の状況や避難状況について、教育庶務班に報告する。	□ 人的被害の状況や避難状況について、教育庶務班に報告する。
	2 施設被害の調査・報告	2 施設被害の調査・報告
	□ 施設の管理者は、被害を調査する。	□ 施設の管理者は、被害を調査する。
	□ 被害調査結果を教育庶務班に報告する。	□ 被害調査結果を教育庶務班に報告する。
	□ 施設に被害を受けた場合又は <mark>余震等により</mark> 被害のおそれがある場合は、直ちにその	│ □ 施設に被害を受けた場合又は被害のおそれがある場合は、直ちにその状況を教育庶
		務班に報告する。
	□ 被害を受けた場合は、直ちに施設利用者及び職員を安全な場所に避難させ、安全を	□ 被害を受けた場合は、直ちに施設利用者及び職員を安全な場所に避難させ、安全を
	確保する。	確保する。
	3 避難誘導救援班との連絡調整 (本編: <u>地 3-85、風 3-97</u>)	3 避難誘導救援班との連絡調整 (本編: <mark>地風 3-97</mark>)

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	□ 避難所として指定されている施設において、施設の安全が確保されている場合は、 避難所の開設に協力するとともに、役割、施設の利用区分・方法等を整備する。	□ <u>指定</u> 避難所として指定されている施設において、施設の安全が確保されている場合は、 <u>指定</u> 避難所の開設に協力するとともに、役割、施設の利用区分・方法等を整備する。
	□ 派遣された避難所責任者と連絡・調整し、施設関係者と地域住民の融和・共存を図 る。	□ 派遣された避難所責任者と連絡・調整し、施設関係者と地域住民の融和・共存を図 る。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【 参照資料 】 ・各施設における行動マニュアル	【 参照資料 】 ・各施設における行動マニュアル
53	6 水道部(水道庶務班、給水工務班)	6 水道部(水道庶務班、給水工務班)
	6-1 水道庶務班の行動マニュアル	6-1 水道庶務班の行動マニュアル
	参集場所 水道局	参集場所 水道局
	災害対応業務	災害対応業務
	1 給水工務班との連絡調整	1 給水工務班との連絡調整
	□ 人員を確保し、災害時における給水体制を速やかに確立する。	□ 人員を確保し、災害時における給水体制を速やかに確立する。
	□ 指示や状況把握等に漏れがないよう注意する。	□□指示や状況把握等に漏れがないよう注意する。
	2 水道関係機関との連絡調整(本編: <u>地 3-147、風 3-158</u>)	2 水道関係機関との連絡調整 (本編: <u>地風 3-156</u>)
	□ 流山市管工事協同組合、千葉県総合企画部水政課、北千葉広域水道企業団との連絡	□ 流山市管工事協同組合、千葉県総合企画部水政課、北千葉広域水道企業団との連絡
	手段(◆◆)を確保し、連絡調整を行う。(連絡先⇒●●参照)	手段(◆◆)を確保し、連絡調整を行う。(連絡先⇒●●参照)
	□ 連絡事項、指示事項等をまとめた上で、情報が錯そうしないよう、水道部長の指示	□ 連絡事項、指示事項等をまとめた上で、情報が錯そうしないよう、水道部長の指示 □ のまして行る
	のもとに行う。 3 水道局所管の施設の被害調査の集計・報告 (本編:地3-147、風3-158)	のもとに行う。 3 水道局所管の施設の被害調査の集計・報告 (本編:地風 3-156)
	□ 被害状況について、給水工務班の職員から携帯電話又は無線で報告を受ける。	□ 被害状況について、給水工務班の職員から携帯電話又は無線で報告を受ける。
	□ 報告に基づき、施設設備毎に被害調査報告様式により集計を行う。	□ 報告に基づき、施設設備毎に被害調査報告様式により集計を行う。
	□ 取りまとめた被害状況を <mark>災対本部</mark> 事務局に報告する。	□ 取りまとめた被害状況を <mark>災害対策本部</mark> 事務局に報告する。
	4 水道用資機材の調達・管理 (本編: <u>地 3-133、風 3-145</u>)	4 水道用資機材の調達・管理 (本編: <u>地風3-144</u>)
	□ 流山市管工事協同組合に連絡し、市内4地域毎に管工事業者を配備し、応急措置に	□ 流山市管工事協同組合に連絡し、市内4地域毎に管工事業者を配備し、応急措置に
	対する体制を整える。	対する体制を整える。
	□ 給水工務班からの被害状況報告に基づき、必要な資機材を把握する。	□ 給水工務班からの被害状況報告に基づき、必要な資機材を把握する。
	□ 千葉県水道災害相互応援協定に基づき、県企画部水政課を通じて水道水及び水道用	□ 千葉県水道災害相互応援協定に基づき、県 <u>総合</u> 企画部水政課を通じて水道水及び水
	資機材の応援を要請する。	道用資機材の応援を要請する。
	□ 水道用資機材が紛失しないよう、管理を徹底する。	□ 水道用資機材が紛失しないよう、管理を徹底する。

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)
	※ その他	※ その他
	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災対本部</u> 事務局に報告する。	□ 部各班で把握した被害情報を取りまとめ、 <u>災害対策本部</u> 事務局に報告する。
	□ 部の庶務に関すること。	□ 部の庶務に関すること。
	継続すべき通常業務	継続すべき通常業務
	【参照資料】	【参照資料】
	・連絡先一覧	・連絡先一覧
	• 施設設備一覧	• 施設設備一覧
54	6-2 給水工務班の行動マニュアル	6-2 給水工務班の行動マニュアル
	参集場所 水道局	参集場所 水道局
	災害対応業務	災害対応業務
	1 水道施設の被害調査及び行動 (本編: <u>地 3-147、風 3-158</u>)	1 水道施設の被害調査及び行動 (本編: <u>地風 3-156</u>)
	□ 水道部長は、水道局地震対策マニュアルにより作業体制を確立する。班長は、水道	□ 水道部長は、水道局地震対策マニュアルにより作業体制を確立する。班長は、水道
	局緊急連絡網により指示を伝達する。	局緊急連絡網により指示を伝達する。
	□ 勤務者(浄水場運転業務受託者を含む。)は、水道局地震対策マニュアルにしたがっ	□ 勤務者(浄水場運転業務受託者を含む。)は、水道局地震対策マニュアルにしたがっ
	て、担当業務を行う。	て、担当業務を行う。
	≪浄水場・自己水源≫	≪浄水場・自己水源≫
	□ 浄水場担当者は、おおたかの森浄水場の当日勤務者に浄水場の運転状況あるいは目	□ 净水場担当者は、おおたかの森浄水場の当日勤務者に浄水場の運転状況あるいは目
	視できる範囲で被害状況を聴取する。	視できる範囲で被害状況を聴取する。
	□ 浄水場担当者は、聴取した情報を水道庶務班に報告する。	□ 浄水場担当者は、聴取した情報を水道庶務班に報告する。
	□ 断水等で浄水場機能停止の場合は、水道庶務班を通して <mark>災対本部</mark> 事務局に報告する。 □	│ │ □ 断水等で浄水場機能停止の場合は、水道庶務班を通して <mark>災害対策本部</mark> 事務局に報告 │ │ │
	││≪配水管・給水管≫	する。
	□ 配水管等担当者は、水道局地震対策マニュアルにしたがって、配水管等の被害調査 □	≪配水管・給水管≫
	を行う。	□ 配水管等担当者は、水道局地震対策マニュアルにしたがって、配水管等の被害調査
	□ 被害調査の結果を水道庶務班に報告する。	を行う。
	□ 給水管は、緊急調査の対象から除外する。家屋の給水管等の破損等については、需	□ 被害調査の結果を水道庶務班に報告する。
	要者からの連絡を受けてから対処する。	□ 給水管は、緊急調査の対象から除外する。家屋の給水管等の破損等については、需
	2 飲料水の確保及び給水 (本編: <u>地 3-113、風 3-125</u>)	要者からの連絡を受けてから対処する。
		2 飲料水の確保及び給水 (本編: <u>地風 3-125</u>)

頁				/	171	7 2 7117 2	<u> </u>	· 逐正案(平成	と 28 年度	医修正)		
	 □ 浄水場の運転が停止でルを基準とする。 □ 応急給水資機材等の設備をできた援係をに基づき応援を ● 参照) □ 飲料水を浄水場からが □ 災害用井戸は、飲料で防災計画資料 104 □ 給水活動を行う場合が 	した場合は、応急給水活動を行調達を行う。給水用の車両や資を求める。さらに不足する場合に 給水車等により応急給水所に輸送可能な井戸において、給水を行うな、	う。※1日 機材が不足 は県に要請で 送し、応急だ う。(災害用 こついて、F	する場合は、相互応 する。(応援要請先⇒ 給水を行う。 井戸設置 <mark>場所</mark> ⇒地域 的確に広報を行う。		ルを基準 応急給水 接協定に ● ● 参料水を 以害用井 防災計画 局 給水活動	とする。 資機材等の記 基づき応援を) 浄水場から終 戸は、飲料 資料 <u>111</u>) を行う場合に	周達を行う。給 ≥求める。さら 合水車等により 可能な井戸にお	水用の車両 に不足する 応急給水所 いて、給水	可や資機を り場合は場 がに輸送し なを行う。	材が不足	井戸設置 <u>状況</u> ⇒地域 内確に広報を行う。
	(連絡先⇒●●参照)	合や専門の業者等と連絡をとり、	速やかに作			(連絡先	工事協同組合				をかに作	扁: <u>地風 3-156</u>) =業体制を確立する。
	□ 給水活動は、「給水活 継続すべき通常業務	f動の配慮事項(地 <u>p3−147、風 r</u>	<u>53-159</u>)∫ &	ご踏まえて行う。		□ 給水活動 続すべき通!		動の配慮事項	(地風 <u>p3-1</u>	<u>.26</u>)」を	踏まえて?	仃ク。
	□ 浄水場の運転・維持管理 □ 漏水等防止事業(工務語	理業務(工務課)[着手目標:~ 課)[着手目標:~1 時間]	√1 時間]								~1 時間	
	【参照資料】 ・応援要請先 ・災害用井戸設置 <u>一覧</u> (⇒地域)・業者等連絡先	域防災計画資料 <u>104</u>)			· 応 • 災	照資料】 援要請先 害用井戸設置 者等連絡先	<u>状况</u> (⇒地均	或防災計画資料	· <u>111</u>)			
56	第5 避難場所一覧				第	5 指定证	<u>避難所等</u>	一覧				
	■ <u>避難場所</u>			(1/4)	■ <u>指</u>	定緊急避難	<u>場所</u>					(1/4)
	No. 名称 所在地	連絡先 (070- はPHSイエデンワ) 避難施設 面積 (m²)		避難地区	No.	名称	所在地	連絡先 (070- はPHSイエデンワ)	避難施設	面積 (m²)	収容 人員	避難地区
	1 流山小学校 流 山 4 丁 目 359番地	7158-1043 070-6520-4104 グラウンド 7,529	3, 762	大字流山 流山1~9 丁目 西平井 平和 台2~4丁目	1	1 /€5 / / → ′ λ/ ≥	流 山 4 丁 目 359番地	7158-1043 070-6520-4104	グラウンド	7, 525	3, 762	大字流山 流山1~9 丁目 西平井 平和 台2~4丁目
	2 新川小学校 中野久木338番地	9 7152-3004 070-6520-4699 グラウンド 6, 414	3, 207	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士 見台1・2丁目 西初 石1丁目	2	新川小学校	中野久木339番地	7152-3004 070-6520-4699	グラウンド	6, 414	3, 207	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士 見台1・2丁目 西初 石1丁目
	3 八木南小学校 芝崎92番地	7158-1142 070-6520-4207 グラウンド 9,696	3 4,848	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前 平 井 後 平 井 野々下1・2丁目 新旧・事業継続	3	八木南小学校	芝崎92番地	7158-1142 070-6520-4207	グラウンド	9, 696	4, 848	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前 平井 後 平井 野々下1・2丁目

新旧・事業継続 50 / 71

			現行(平成	24 年度	修正)					僧	正案(平成	え 28 年度	修正)		
4	1 八木北小学校	美田208番地	7152-4604 070-6520-4324	グラウンド	7, 420	3, 710	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初 石1~4丁目	4	八木北小学校	美田208番地	7152-4604 070-6520-4324	グラウンド	7, 420	3, 710	駒木 駒木台 青 十太夫 美田 東 石1~4丁目
5	江戸川台小学校	△ 江戸川台東3 丁目11番地	7152-0103 070-6520-5838	グラウンド	9, 412	4, 706	江戸川台東1~4丁目 江戸川台西1~4丁目 こうのす台	5	江戸川台小学 校	江戸川台東3 丁目11番地	7152-0103 070-6520-5838	グラウンド	9, 412	4, 706	江戸川台東1~47 江戸川台西1~47 こうのす台
6	5 東小学校	名都借856番 地	7145-3369 070-6520-5477	グラウンド	11, 170	5, 585	前ヶ崎 向小金1~4 丁目 名都借 松ヶ 丘1~6丁目 西松ヶ 丘1丁目	6	東小学校	名都借856番 地	7145-3369 070-6520-5477	グラウンド	11, 170	5, 585	前ヶ崎 向小金1 丁目 名都借 札 丘1~6丁目 西札 丘1丁目
7	東深井小学校	1地(0)2	070-6520-6151	グラウンド	7, 936	3, 968	東深井 こうのす台	7	東深井小学校	東深井879番 地の2	7153-3430 070-6520-6151	グラウンド	7, 936	3, 968	東深井 こうので
8	8 鰭ヶ崎小学校	が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	7158-5911 070-6520-6375	グラウンド	6, 308	3, 154	大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎南流山1・4・5丁目	8	鰭ヶ崎小学校	鰭ヶ崎7番地 の1	7158-5911 070-6520-6375	グラウンド	6, 308	3, 154	大字鰭ヶ崎・鰭 南流山1・4・5丁
g		347番地	070-6520-6721	グラウンド	5, 425	2,712	桐ケ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉 台 西初石2~4丁目	9	西初石小学校	西初石4丁目 347番地	7154-5863 070-6520-6721	グラウンド	5, 425	2, 712	桐ケ谷・谷・上 下花輪 大畔 : 台 西初石2~4
1	0 向小金小学校	向小金3丁目 149番地の1	7174-1320 070-6520-6503	グラウンド	10, 689	5, 344	前ヶ崎 向小金1~4 丁目	10	向小金小学校	向小金3丁目 149番地の1	7174-1320 070-6520-6503	グラウンド	10, 689	5, 344	前ヶ崎 向小金 丁目
		野々下2丁目	7145-2111	グラウンド	9, 007	4, 503	野々下2~6丁目 長	11	長崎小学校	野々下2丁目 10番地の1	7145-2111 070-6520-8598	グラウンド	9,007	4, 503	野々下2~6丁目
1	1 長崎小学校	10番地の1	070-6520-8598 - 級冠川江東	·			崎1・2丁目 名都借			· · ·					
)の <mark>避難場所</mark> 浸水することだ	10番地の1 f については、 が想定されま す	- 一級河川江戸J	<u> </u> が増水し、	万が一市	 市内の堤隙	崎1・2丁目 名都借 方が決壊した場合には	<u>12</u> 注)	小山小学校の指定緊急	<u>十太夫97番</u> <u>地の1</u>	7154-6937 070-6520-8093	<u>グラウンド</u> T川江戸川2		4,518 万が一市	市野谷 駒木 夫 東初石5・6 西初石5・6丁目
)の <mark>避難場所</mark> 浸水することだ	10番地の1 f については、 が想定されま す	- 一級河川江戸/ 。	<u> </u> が増水し、	万が一市	 市内の堤隙		<u> </u> 注)[の <u>指定緊急</u> 場合には浸水で	<u>+ 太夫97番</u> <u>地の1</u> <mark>避難場所</mark> につ することが想定	7154-6937 070-6520-8093 Pいては、一級活	可 川江戸川;	が増水し、	, 万が一市	市野谷 駒木 夫 東初石5・6 西初石5・6丁目 「内の堤防が決場
)の <mark>避難場所</mark> 浸水することだ	10番地の1 f については、 が想定されま す	- 一級河川江戸J 。 常水時に浸水す [,]	<u> </u> が増水し、	万が一市	 市内の堤隙 		<u> </u> 注)[の <u>指定緊急</u> 場合には浸水で	<u>+ 太夫97番</u> <u>地の1</u> <mark>避難場所</mark> につ することが想定	7154-6937 070-6520-8093 Pいては、一級深されます。	可 川江戸川;	が増水し、	, 万が一市	市野谷 駒木 夫 東初石5・6 西初石5・6丁目 万内の堤防が決壊
	 の <mark>避難場所</mark> 浸水することだの <u>避難場所</u> にこ	10番地の1 f については、 が想定されま す	- 一級河川江戸/ 。	<u> </u> が増水し、	万が一市	 市内の堤隙	方が決壊した場合には (2/4) 避難地区	<u> </u> 注)[の <u>指定緊急</u> 場合には浸水で	<u>+ 太夫97番</u> <u>地の1</u> <mark>避難場所</mark> につ することが想定	7154-6937 070-6520-8093 Pいては、一級深されます。	可 川江戸川;	が増水し、	, 万が一市	万内の堤防が決壊
*	の <u>避難場所</u> 浸水することだの <mark>避難場所</mark> にこ	10番地の1 <u>F</u> については、 が想定されます ついては河川増	ー級河川江戸」。 水時に浸水すん 連絡先 (070- はPHSイエデンワ)	川が増水し、	万が一市 Eされます 面積 (m2)	 市内の堤 原 ト。	方が決壊した場合には (2/4)	<u> </u> 注)[の <u>指定緊急</u> 場合には浸水で	<u>+ 太夫97番</u> <u>地の1</u> <mark>避難場所</mark> につ することが想定	7154-6937 070-6520-8093 Pいては、一級深されます。	可 川江戸川;	が増水し、	, 万が一市	市野谷 駒木 夫 東初石5・6 西初石5・6丁目 万内の堤防が決壊・。
X N 1 1	の <u>避難場所</u> 浸水することだの <mark>避難場所</mark> にこ	10番地の1 f(については、 が想定されます かいては河川増 所在地 十太夫97番 地の1	一級河川江戸J。 水時に浸水すん 連絡先 (070- はPHSイエデ ンワ) 7154-6937 070-6520-8093	川が増水し、 ることが想気 避難施設 グラウンド	万が一市 Eされます 面積 (m2) 9,037	 	(2/4) 避難地区 市野谷 駒木 十 太夫 東初石5・6丁 目 西初石5・6丁目 大字加 加一~六 丁目 大字三輪野 山 三輪野山一~ 五丁目 平和台1・5	注)[**の	の <u>指定緊急</u> 場合には浸水で <mark>指定緊急避難</mark>	<u>+ 太夫 97番</u> 地 <u>の1</u> <mark>避難場所</mark> につ することが想定 場所について	7154-6937 070-6520-8093 Pいては、一級記されます。 は河川増水時間 連絡先 (070- はPHS (エデ ンワ)	可川江戸川; こ浸水する	が増水し、 ことが想え 面積 (m2)	、万が一市 定されます 収容	市野谷 駒木 夫 東初石5・6 西初石5・6丁目 5内の堤防が決壊 。 ば難地区 大字目 中野山 丁山 丁目 市野谷
No No	の <u>避難場所</u> 浸水することだの <mark>避難場所</mark> にこ の 名称	10番地の1 所については、 が想定されます いては河川埠 所在地 十太夫97番 地の1 加一丁目795 番地の1	一級河川江戸J。 は水時に浸水する 連絡先(070- はPHSイエデンワ) 7154-6937 070-6520-8093 7159-5674 070-6520-8676	川が増水し、 ることが想気 避難施設 グラウンド	万が一	 	(2/4) 避難地区 市野谷 駒木 十 太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目 大字加 加一~六 丁目 大字三輪野 山 三輪野山一~	注) **の No.	の <u>指定緊急</u> 場合には浸水で 指定緊急避難 名称	<u>北</u> 大 夫 97番 <u>地の1</u> 避難場所 につまることが想定 場所について 所在地	7154-6937 070-6520-8093 Pいては、一級記されます。 には河川増水時間 連絡先(070- はPHSイエデンワ) 7159-5674 070-6520-8676	「川江戸川 に浸水する 避難施設	が増水し、 ことが想え 面積 (m2) 9,941	、 万が一 市 定されます 収容 人員	<u>市野谷</u> 駒木 夫 東初石5・6 西初石5・6丁目 7内の堤防が決壊 -。 (避難地区 大字 加 大字 リー・ 丁山 三輪野山ー 五丁目 平和台
No No	の <mark>避難場所</mark> え水することがの <mark>避難場所</mark> にこの	10番地の1 f(こついては、 が想定されます のいては河川増 がわいては河川増 がわいては河川増 がわいては河川増 がおいては河川増	一級河川江戸J。 水時に浸水すん 連絡先(070- はPHSイエデ・ンワ) 7154-6937 070-6520-8093 7159-5674 070-6520-8676	川が増水し、 ることが想気	万が一 清 されます 面積 (m2) 9,037 9,941	 †内の堤 が 十。 収容 人員 4,518 4,970	(2/4) 避難地区 市野、東初石5・6丁目 下野、西初石5・6丁目 大丁山、丁目、市野、山、丁目、市野、田、平方村新、田、西、田、平方村、東、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	注) **の No. 13	の <u>指定緊急</u> 場合には浸水 <mark>指定緊急避難</mark> 名称 流山北小学校	土太夫97番地の1避難場所についてすることが想定場所について所在地加一丁目795番地の1西深井67番地の1	7154-6937 070-6520-8093 Pいては、一級済 されます。 は河川増水時 は河川増水時 7159-5674 070-6520-8676	河川江戸川 で 浸水する 避難施設 グラウンド	が増水し、 ことが想な 面積 (m2) 9,941	、 万が一市 定されます 収容 人員 4,970	市野谷 駒木 夫 東初石5・6 西初石5・6丁目 方内の堤防が決場 -。 健難地 大丁山 工目 本婦 工門 大輪 平野和谷 大井 大井

頁			3		24 年度							· 逐正案(平成	は 28 年度	き修正)		
																初石5・6丁目
								大字流山 流山1~								大字流山 流山1~
	<u>16</u>	南部中学校	加三丁目600 番地の1	7158-0137 070-6569-3348	グラウンド	13, 218	6, 609	9丁目 大字加 加 一~六丁目 三輪 三輪野山 三輪野山一~ 大字 三輪野五丁目	<u>17</u>	南部中学校	加三丁目600 番地の1	7158-0137 070-6569-3348	グラウンド	13, 218	6, 609	9丁目 大字加 加 大字加 大字加 大字目 大字加 大事 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
	<u>17</u>	北部中学校	中野久木577番地	7152-0036 070-6569-5283	グラウンド	10, 545	5, 272	平方 美原1~4丁 目 中野 久 木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸 川台西1~4丁目 富士見台 富士見 台1・2丁目	<u>18</u>	北部中学校	中野久木577番地	7152-0036 070-6569-5283	グラウンド	10, 545	5, 272	平方 美原1~4丁 目 中野 久 木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸 川台西1~4丁目 富士見台 富士見 台1・2丁目
	<u>18</u>	東部中学校	名都借865番 地	7144-3514 070-6569-6003	グラウンド	14, 053	7, 026	前ヶ崎 向小金1~ 4丁目 名都借 松 ヶ丘1~6丁目 西 松ヶ丘1丁目	<u>19</u>	東部中学校	名都借865番 地	7144-3514 070-6569-6003	グラウンド	14, 053	7, 026	前ヶ崎 向小金1~ 4丁目 名都借 松 ヶ丘1~6丁目 西 松ヶ丘1丁目
	<u>19</u>	東深井中学校	東深井47番地	7154-5864 070-6569-6205	グラウンド	10, 926	5, 463	深井新田・平方村新 田 西深井 東深 井 平方	<u>20</u>	東深井中学校	東深井47番地	7154-5864 070-6569-6205	グラウンド	10, 926	5, 463	深井新田・平方村新 田 西深井 東深 井 平方
	<u>20</u>	常盤松中学校	東初石3丁目 134番地	7152-0842 070-6569-4095	グラウンド	10, 708	5, 354	十太夫 美田 東 初石1~5丁目	<u>21</u>	常盤松中学校	東初石3丁目 134番地	7152-0842 070-6569-4095	グラウンド	10, 708	5, 354	十太夫 美田 東 初石1~5丁目
	7	<u></u> 曼水することが	想定されます。					が決壊した場合には	±,	 場合には浸水で	することが想定					
58				連絡先 (070-	避難施	面積	収容	(3/4)				連絡先 (070-	避難施	面積	 収容	(3/4)
	No.	名称	所在地	はPHSイエテ゛ンワ)	設	(m ²)	人員	避難地区	No.	名称	所在地	はPHSイエテ゛ンワ)	設	(m ²)	人員	避難地区
	21	八木中学校	古間木210番 地の2	7159–7461 070–6569–6851	グラウンド	10, 256	5, 128	西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井中 芝崎 古間木野々下1・2丁目 長崎1・2丁目	22	八木中学校	古間木210番 地の2	7159-7461 070-6569-6851	グラウンド	10, 256	5, 128	西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井中 芝崎 古間木野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
	22	南流山中学校	流山 2539番 地の1	7159–2551 070–6569–8036	グラウンド	15, 360	7, 680	大字流山 流山7・8 丁目 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 木 南 流山1~8丁目	<u>23</u>	南流山中学校	流 山 2539 番 地の1	7159–2551 070–6569–8036	グラウンド	15, 360	7, 680	大字流山 流山7・8 丁目 大字鰭ヶ 崎・鰭ヶ崎 木 南 流山1~8丁目
	<u>23</u>	西初石中学校	西初石4丁目 455番地の1	7154-3091 070-6569-8782	グラウンド	14, 766	7, 383	上新宿 南 桐ケ 谷・谷・上貝塚 下 花輪 大畔 若葉		西初石中学校	西初石4丁目 455番地の1	7154-3091 070-6569-8782	グラウンド	14, 766	7, 383	上新宿 南 桐ケ 谷・谷・上貝塚 下 花輪 大畔 若葉

頁			Ŧ	見行(平成	. 24 年度	修正)					修	正案(平月	龙 28 年度	隻修正)		
								台 西初石1~5丁目								台 西初石1~5丁 目
	<u>24</u>	流山高等学校	東初石2丁目 98番地	7153-3161	グラウンド	14, 000	7,000	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東 初石1~4丁目	<u>25</u>	流山高等学校	東初石2丁目 98番地	7153-3161	グラウンド	14, 000	7,000	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東 初石1~4丁目
	<u>25</u>	流山おおたか の森高等学校	大畔275番地 の5	7154-3551	グラウンド	32, 439	16, 219	上新宿 南 桐ケ 谷・谷・上貝塚 下 花輪 大畔 若葉 台 西初石1~5丁 目	<u>26</u>	流山おおたか の森高等学校	大畔275番地 の5	7154-3551	グラウンド	32, 439	16, 219	上新宿 南 桐ケ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
	<u>26</u>	特別支援学校 流山高等学園 第二キャンパ ス	名都借140番	7141-9900	グラウンド	16, 815	8, 407	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目	<u>27</u>	特別支援学校 流山高等学園 第二キャンパ ス	名都借140番	7141-9900	グラウンド	16, 815	8, 407	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
	27	流山南高等学 校	: 流 山 9 丁 目 800番地の1	7159-1231	グラウンド	18, 082	9, 041	大字流山 流山1~ 9丁目 西平井 大 字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目	28	流山南高等学 校	流 山 9 丁 目 800番地の1	7159-1231	グラウンド	18, 082	9, 041	大字流山 流山1~ 9丁目 西平井 大 字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目
	<u>28</u>	流山北高等学 校	・中野久木7番 地の1	7154-2100	グラウンド	19, 190	9, 595	深井新田・平方村新田 平方 美原1~4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 新田 南富士見台 富士見台1・2丁目	<u>29</u>	流山北高等学 校	・中野久木7番 地の1	7154-2100	グラウンド	19, 190	9, 595	深井新田・平方村新 田 平方 美原1~ 4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見 台1・2丁目
	<u>29</u>	特別支援学校流山高等学園	野々下2丁目 496番地の1	7148-0200	グラウンド	10, 532	5, 266	芝 崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ 崎 名都借	30	特別支援学校 流山高等学園	野々下2丁目 496番地の1	7148-0200	グラウンド	10, 532	5, 266	芝 崎 古 間 木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ 崎 名都借
	7	ラ水することが	「については、・ 「想定されます。 いては河川増	•					ţ	 場合には浸水 ⁻	1 <u>避難場所</u> につ することが想定 <u>¹場所</u> について	されます。				
59	No.	名称	所在地	 連絡先	避難施設	面積 (m²)	 収容 人員	(4/4) 避難地区	No.	名称	所在地	 連絡先	避難施設	面積 (m²)	 収容 人員	(4/4) 避難地区
	<u>30</u>	東洋学園大学	鰭ヶ崎 1660 番地	7150-3001	グラウンド		20,936	西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 宮園1 ~3丁目 思井	<u>31</u>	東洋学園大学	鰭ヶ崎 1660 番地	7150-3001	グラウンド		20,936	西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 宮園1 ~3丁目 思井
	<u>31</u>	江戸川大学	駒木474番地	7152-0661	グラウンド	58, 063	29, 031	駒木 駒木台 十 太夫 美田 東初 石5・6丁目	<u>32</u>	江戸川大学	駒木474番地	7152-0661	グラウンド	58, 063	29, 031	駒木 駒木台 十 太夫 美田 東初 石5・6丁目
	32	園	東深井815番地	7150-6092	公園	55, 337	27, 668	東深井 こうのす	33	園	東深井815番地	7150-6092	公園	55, 337	27, 668	東深井 こうのす
	<u>33</u>	南流山中央公 園	· 南流山3丁目 14番地	7150-6092	公園	12, 155	6,077	南流山1~6丁目	<u>34</u>	南流山中央公園	南流山3丁目 14番地	7150-6092	公園	12, 155	6, 077	南流山1~6丁目
	<u>34</u>	東部近隣公園	名都借240番 地	7150-6092	公園	16, 751	8, 375	名都借 松ヶ丘2~ 4丁目 西松ヶ丘1 丁目	<u>35</u>	東部近隣公園	名都借240番 地	7150-6092	公園	16, 751	8, 375	名都借 松ヶ丘2~ 4丁目 西松ヶ丘1 丁目

頁		現行(平成	24 年度修正)		<u> </u>		·	修正案(平	成 28 年度	と を と と と と と と と と と と と と と と と と と と		
	35 三輪野山近隣 三輪野 公園 丁目292		公園 10,79	7 5, 398	加三・四丁目 大字 三輪野山 三輪野 山一〜五丁目 下 花輪 市野谷	<u>36</u>	三輪野山近隣 三輪野山 公園 丁目292番地	7 150-6092	公園	10, 797	5, 398	加三・四丁目 大字 三輪野山 三輪野 山一~五丁目 下 花輪 市野谷
	36 ※運河水辺公 東深井3 地の1	68番 7150-6092	公園 24,12	9 12,064	西深井 東深井	<u>37</u>	※運河水辺公 東深井368園 地の1	番 7150-6092	公園	24, 129	12, 064	西深井 東深井
	37 平和台2号公 平和台2 園 12番地	丁目 7150-6092	公園 5,816	2, 908	西平井 平和台1~ 5丁目 思井 中 前平井 後平井	<u>38</u>	平和台2号公 平和台2丁 園 12番地	月 7150-6092	公園	5, 816	2, 908	西平井 平和台1~ 5丁目 思井 中 前平井 後平井
	38 松ヶ丘ふるさ 松ヶ丘4 と公園 495番地	7 150-6002	公園 13,54	6,774	名都借 松ヶ丘1・ 2・4~6丁目	<u>39</u>	松ヶ丘ふるさ 松ヶ丘4丁 と公園 495番地の1	月 7150-6092	公園	13, 548	6, 774	名都借 松ヶ丘1・ 2・4~6丁目
	39 西初石近隣公 西初石 を 園 815の11	丁目 7150-6092	公園 20,00	10,000	西初石5·6丁目 市 野谷 十太夫 東 初石5·6丁目	<u>40</u>	西初石近隣公 園 815の11	目 7150-6092	公園	20,000	10,000	西初石5·6丁目 市 野谷 十太夫 東 初石5·6丁目
	<u>40</u>	7150-6092	緑地 143, 4 0	71,710	流山7・8丁目 木 南流山7・8丁目	<u>41</u>	※江戸川河川 敷緑地	7150-6092	緑地	143, 42 0	71, 710	流山7・8丁目 木 南流山7・8丁目
			合計	$\frac{6}{370, 122}$					合計	754, 56 1	<u>377, 272</u>	
		_		(平成 <u>24</u>	年4月1日現在)						(平成 <u>28</u>	年4月1日現在)
	注) の <u>避難場所</u> について		が増水し、万が-	-市内の堤	防が決壊した場合には	_	の指定緊急避難場所に		河川江戸川:	が増水し	、万が一つ	方内の堤防が決壊した
	浸水することが想定され ※の <mark>避難場所</mark> については河	· ·	スニレが相守されま	╘╁			易合には浸水することが想 指定緊急避難場所につい		はに 温水 する	ーレが相。	シャカ まる	_
59		川垣小时に皮小りで	のことが必任される	F 9 o		×0,	<u>担化系心型無物別</u> に 20	「いまり」「日本」	すに反外りる	ここので	EC1159	0
	■広域避難場所		1			■戊	域避難場所			I — I		
	No. 名称 所在		避難施設 面積 (m²)	収容 人員	避難地区	No.	名称 所在地	連絡先	避難施設	面積 (m²)	収容 人員	避難地区
	流山市総合 野々下 1 運動公園 1		公園 <u>150, 3</u> <u>9</u>	<u>4</u> 75, 174	全域	1	流山市総合運動公園事を下1⁻¹目40番地の1		公園	150, 35 0	<u>75, 175</u>	全域
60	■避難所					■ <u>推</u>	<mark>定</mark> 避難所					
					(1/6)	ļ						(1/6)
	No. 名称 所在地	連絡先 (070- はPHSイエデンワ)	76金里比 164 35	i積 収容 ㎡) 人員	避難地区	No.	名称 所在地	連絡先 (070- はPHSイエデンワ)	避難施設	面積 (m²)	収容 人員	避難地区
	1 流山小学校 流山4丁目 番地	070-6520-4104	普通教室22	_	大字流山 流山1~9丁 目 西平井 平和台2 ~4丁目	1	流山小学校 番地	7158-1043 070-6520-4104	屋内体育館 普通教室2 その他の教室	2 —	— F	~4丁目
	2 新川小学校 中野久木番地	070-6520-4699	34) - 4 1 - 4	98 349 !	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見 台1・2丁目 西初石1丁	2	新川小学校 番地	7152-3004 070-6520-4699	屋内体育館 普通教室1 その他の教育	3 —	349	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見 台1・2丁目 西初石1丁
	3 八木南 芝崎92番地	1070-6520-42071	普通教室6	97 398 - - - -	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前 平井 後平井 野々下 L・2丁目	3	八木南 小学校 芝崎92番地	7158-1142 070-6520-4207	屋内体育館 普通教室6 その他の教室	6 —	398	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前 平井 後平井 野々下 ・2丁目

頁				現行(平成	24 年度修	E)						修正案(平	成 28 年度修	正)		
	4	八木北 小学校	美田208番地	7152-4604 070-6520-4324	屋内体育館 普通教室21 その他の教室11	793 — —	396 — —	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石 1~4丁目	4	八木北 小学校	美田208番地	7152-4604 070-6520-4324	屋内体育館 普通教室21 その他の教室11	793 — —		駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石 1~4丁目
	5	江戸川台 小学校	江戸川台東3 丁目11番地	7152-0103 070-6520-5838	屋内体育館 普通教室18 その他の教室11	751 — —	375 — —	江戸川台東1〜4丁目 江戸川台西1〜4丁目 こうのす台	5	江戸川台 小学校	江戸川台東3 丁目11番地	7152-0103 070-6520-5838	屋内体育館 普通教室18 その他の教室11	751 — —	_	江戸川台東1~4丁目 江戸川台西1~4丁目 こうのす台
	6	東小学校	名都借856番 地	7145-3369 070-6520-5477	屋内体育館 普通教室23 その他の教室8	833 — —	416 — —	前ヶ崎 向小金1~4丁 目 名都借 松ヶ丘1 ~6丁目 西松ヶ丘1丁 目	6	東小学校	名都借856番 地	7145–3369 070–6520–5477	屋内体育館 普通教室23 その他の教室8	833 — —	416	前ヶ崎 向小金1~4丁 目 名都借 松ヶ丘1 ~6丁目 西松ヶ丘1丁 目
	7	東深井 小学校	東深井879番 地の2	7153-3430 070-6520-6151	屋内体育館 普通教室24 その他の教室3	756 — —	378 — —	東深井 こうのす台	7	東深井 小学校	東深井879番 地の2	7153-3430 070-6520-6151	屋内体育館 普通教室24 その他の教室3	756 — —	378 — —	東深井 こうのす台
	8	,	鰭ヶ崎7番地 の1	7158-5911 070-6520-6375	屋内体育館 普通教室18 その他の教室10	735 — —	367 — —	大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 南流山1・4・5丁目	8	鰭ヶ崎 小学校	鰭ヶ崎7番地の1	7158-5911 070-6520-6375	屋内体育館 普通教室18 その他の教室10	735 — —	_	大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎南流山1・4・5丁目
	9	**	西初石4丁目 347番地	7154-5863 070-6520-6721	屋内体育館 普通教室20 その他の教室5	762 — —	381 — —	桐ケ谷·谷·上貝塚 下 花輪 大畔 若葉台 西初石2~4丁目	9	西初石 小学校	西初石4丁目 347番地	7154-5863 070-6520-6721	屋内体育館 普通教室20 その他の教室5	762 — —		桐ケ谷・谷・上貝塚 下 花輪 大畔 若葉台 西初石2~4丁目
	10	向小金 小学校	向小金3丁目 149番地の1	7174-1320 070-6520-6503	屋内体育館 普通教室18 その他の教室6	741 — —	370 — —	前ヶ崎 向小金1~4丁 目	10	向小金 小学校	向小金3丁目 149番地の1	7174-1320 070-6520-6503	屋内体育館 普通教室18 その他の教室6	741 — —	370 — —	前ヶ崎 向小金1~4丁 目
	11	長崎小学校	野々下2丁目 10番地の1	7145-2111 070-6520-8598	屋内体育館 普通教室17 その他の教室4	754 — —	377 — —	野々下2~6丁目 長崎 1・2丁目 名都借	11	長崎小学校	野々下2丁目 10番地の1	7145-2111 070-6520-8598	屋内体育館 普通教室17 その他の教室4	754 — —	377 — —	野々下2~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
	12	小山小学校	十太夫97番地 の1	7154-6937 070-6520-8093	屋内体育館 普通教室22 その他の教室2	1, 185 — —	592 — —	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初 石5・6丁目	12	小山小学校	十太夫97番地 の1	7154-6937 070-6520-8093	屋内体育館 普通教室22 その他の教室2	1, 185 — —		市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初 石5・6丁目
	注)		想定されます。 ついては、自治 の管理運営に 示します。 は、普段の学校	。 会の連絡拠点と 必要なスペース 生活及び普通 <i>0</i>	こして一部教室を	・使用する 避難所。 対室。	ること	利用可能な教室につい	に 注)等 す て 音	」 対浸水するこ 学校教室につい でた、避難所 では、別途指 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ことが想定され ついては、自治 の管理運営に ;示します。 は、普段の学校	ます。 会の連絡拠点。 必要なスペース 生活及び普通の	として一部教室を	使用す 避難所 な室。	·ること。 fとして	利用可能な教室につい
61		1		連絡先(070-		面積	収容	(2/6)				連絡先 (070-		面積	収容	(2/6)
	No.	名称	所在地	はPHSイエデンク)	避難施設		人員	避難地区	No.	名称	所在地	はPHSイエデンク)	避難施設	(m²)	人員	遊難地区
	13		加一丁目795 番地の1	7159–5674 070–6520–8676	屋内体育館 普通教室27 その他の教室6	749 — —	374 — —	大字加 加一〜六丁目 大字三輪野山 三輪野 山一〜五丁目 平和台 1・5丁目 市野谷	13	流山北 小学校	加一丁目795 番地の1	7159–5674 070–6520–8676	屋内体育館 普通教室27 その他の教室6	749 — —	374	大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野 山一~五丁目 平和台 1・5丁目 市野谷
	14	1.1.1	西深井67番地 の 1	7154-8655 070-6520-9238	屋内体育館 普通教室8 その他の教室8	751 — —		深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1~4丁目	14	西深井 小学校	西深井67番地 の 1	7154-8655 070-6520-9238	屋内体育館 普通教室8 その他の教室8	751 — —		深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1~4丁目
	15	南流山 小学校	木487番地	7159-2521 070-6520-9861	屋内体育館 普通教室20 その他の教室10	767 — —	383 — —	大字流山 木 南流山 2・3・6~8丁目	15	南流山 小学校	木487番地	7159-2521 070-6520-9861	屋内体育館 普通教室20 その他の教室10	767 — —		大字流山 木 南流山 2・3・6~8丁目

頁			現行(平成	戊 24 年度修正		<u> </u>			<u> </u>	修正案(平	成 28 年度條	》正)	
							<u>16</u>	おおたかの 森小・中学 <u>校</u>	市野谷621番場 <u>の1</u>	7150-6103 070-5592-0880 (小学校) 070-5070-9165 (中学校)	<u>屋内体育館</u> <u>普通教室36</u> その他の教室23	2273 = 3 =	加三丁目 大字三輪野 1137 山 三輪野山二~五丁 一 月 後平井 市野谷 一 野々下1丁目 大畔 西初石5・6丁目
		加三丁目600 番地の1	7158–0137 070–6569–3348	屋内体育館 1 普通教室21 その他の教室15	, 392 696 — — —	大字流山 流山1~9丁目 大字加 加一~六丁目 大字三輪野山三~五丁目三輪野山一~五丁目西平井 大字鰭ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目 下花輪 前平井後平井 市野谷	<u>17</u>	南部中学校	加三丁目600 番地の1	7158-0137 070-6569-3348	屋内体育館 普通教室21 その他の教室18	<u> </u>	大字流山 流山1~9丁目 大字加 加一~六丁目 大字三輪野山696 三輪野山一~五丁目 西平井 大字鰭ヶ崎・一 鰭ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目 下花輪 前平井後平井 市野谷
		中野久木577 番地	7152-0036 070-6569-5283	屋内体育館 1 普通教室16 その他の教室15	, 689 844 — — —	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台 1・2丁目	18	北部中学校	中野久木577番地	7152-0036 070-6569-5283	屋内体育館 普通教室16 その他の教室18	_	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台 1・2丁目
	18 東部中学校	名都借865番 地	7144-3514 070-6569-6003	屋内体育館 1 普通教室17 その他の教室17	, 581 790 — — —	前ヶ崎 向小金1~4丁 目 名都借 松ヶ丘1 ~6丁目 西松ヶ丘1丁 目	<u>19</u>	東部中学校	名都借865番 地	7144-3514 070-6569-6003	屋内体育館 普通教室17 その他の教室17	_	790 前ヶ崎 向小金1~4丁 目 名都借 松ヶ丘1 ~6丁目 西松ヶ丘1丁 目
	19 東深井 中学校	東深井47番地	7154-5864 070-6569-6205	屋内体育館 1 普通教室11 その他の教室19	, 378 689 — — — —	深井新田·平方村新田 西深井 東深井 平方	20	東深井中学校	東深井47番地	7154-5864 070-6569-6205	屋内体育館 普通教室11 その他の教室19	_	689 二 一 四深井 西深井 東深井 東深井 東深井 平方
	20 常盤松 中学校	東初石3丁目 134番地	7152-0842 070-6569-4095	屋内体育館 1 普通教室13 その他の教室13	, 571 785 — — —	十太夫 美田 東初石 1~5丁目	21	常盤松 中学校	東初石3丁目 134番地	7152-0842 070-6569-4095	屋内体育館 普通教室13 その他の教室13	_	785 — 十太夫 美田 東初石 1~5丁目
	1 1 1 1 1 T T 11 1-1 (N)	古間木2 1 0番 地の2	7159–7461 070–6569–6851	屋内体育館 1 普通教室9 その他の教室16	, 668 834 — — —	西平井 大字鰭ヶ崎・ 鰭ヶ崎 木 南流山1 ~8丁目 宮園1~3丁 目 思井 中 芝崎 古間木 野々下1・2丁 目 長崎1・2丁目	22	八木中学校	古間木2 1 0番 地の2	7159-7461 070-6569-6851	屋内体育館 普通教室9 その他の教室16	_	西平井 大字鰭ヶ崎・ 鰭ヶ崎 木 南流山1 ~8丁目 宮園1~3丁 目 思井 中 芝崎 古間木 野々下1・2丁 目 長崎1・2丁目
	水することが 注)学校教室にて また、避難所 ては、別途指 普通教室とは	想定されます。 ういては、自治 の管理運営に 示します。 :、普段の学校	。 会の連絡拠点。 必要なスペース 生活及び普通の	として一部教室を使	を 注難所として 室。	- 「利用可能な教室につい	注)	は浸水する。 学校教室に また、避難所 ては、別途指 普通教室とは	ことが想定され ついては、自治 fの管理運営に f示します。 は、普段の学校	ます。 合会の連絡拠点 ご必要なスペー. を生活及び普通	として一部教室を	を使用す 、避難所 数室。	として利用可能な教室につい
62			連絡先 (070-	-	五律 仮宏	(3/6)			1	連絡先 (070-		云往	(3/6)
	1 22	流山2539番地	はPHSイエデ`ンワ)	避	面積 収容 (㎡) 人員 ,501 750 — — —	避難地区 大字流山 流山7・8丁 目 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 木 南流山1~8丁	No. <u>23</u>	名称 南流山 中学校	所在地 流山2539番地 の 1	lはPHSイエデ`ンワ)	避難施設 屋内体育館 普通教室17 その他の教室18	(m²) 1, 501 —	収容 人員 遊難地区 750 大字流山 流山7・8丁 目 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ 崎 木 南流山1~8丁 目
					l .	新山• 車業継続		l	1	I	L		

頁				現行(平成	, 24 年度修	E)						修正案(平	成 28 年度修	≸正)		
	<u>23</u>	西初石 中学校	西初石4丁目 455番地の1	7154-3091 070-6569-8782	屋内体育館 普通教室9 その他の教室 17	1,713 — —	856 — —	上新宿 南 桐ケ谷・ 谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石 1~5丁目	24	西初石 中学校	西初石4丁目 455番地の1	7154-3091 070-6569-8782	屋内体育館 普通教室9 その他の教室 17	1,713 — —	856 — —	上新宿 南 桐ケ谷・ 谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石 1~5丁目
	<u>24</u>	流山高等 学校	東初石2丁目 98番地	7153-3161	屋内体育館	2, 497	1, 248	江戸川台東1丁目 駒 木台 青田 東初石1 ~4丁目	<u>25</u>	流山高等 学校	東初石2丁目 98番地	7153-3161	屋内体育館	2, 497	1, 248	江戸川台東1丁目 駒 木台 青田 東初石1 ~4丁目
	<u>25</u>	流山おおた かの森 高等学校	大畔275番地の5	7154-3551	屋内体育館	1,511	755	上新宿 南 桐ケ谷・ 谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石 1~5丁目	<u>26</u>	流山おおた かの森 高等学校	大畔275番地の5	7154-3551	屋内体育館	1, 511	755	上新宿 南 桐ケ谷・ 谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石 1~5丁目
	<u>26</u>		名都借 1 40番 地	7141-9900	屋内体育館	1, 369	684	前ヶ崎 名都借 松ヶ 丘1~6丁目 西松ヶ丘 1丁目	<u>27</u>	特別支援学 校流山高等 学園第二 キャンパス	名都借 1 40番 地	7141-9900	屋内体育館	1, 369		前ヶ崎 名都借 松ヶ 丘1~6丁目 西松ヶ丘 1丁目
	<u>27</u>		流山9丁目800 番地の1	7159-1231	屋内体育館	2, 969	1, 484	大字流山 流山1~9丁 目 西平井 大字鰭ヶ 崎・鰭ヶ崎 平和台1~ 5丁目 南流山1~8丁 目	28	流山南高等 学校	流山9丁目800 番地の1	7159–1231	屋内体育館	2, 969	1, 484	大字流山 流山1~9丁 目 西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 平和台1~ 5丁目 南流山1~8丁
	<u>28</u>		中野久木7番 地の1	7154-2100	屋内体育館	2, 367	1, 183	深井新田・平方村新田 平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見 台1・2丁目	29	流山北高等 学校	中野久木7番 地の1	7154-2100	屋内体育館	2, 367	1, 183	深井新田・平方村新田 平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見 台1・2丁目
	<u>29</u>	特別支援学 校流山 高等学園	野々下2丁目 496番地の1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎 古間木 野々下 1~6丁目 長崎1・2丁 目 前ヶ崎 名都借	30	特別支援学 校流山 高等学園	野々下2丁目 496番地の1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎 古間木 野々下 1~6丁目 長崎1・2丁 目 前ヶ崎 名都借
	<u>30</u>		鰭ヶ崎 1 660 番地	7150-3001	屋内体育館	1, 392	696	西平井 大字鰭ヶ崎・ 鰭ヶ崎 宮園1~3丁目 思井	31	東洋学園 大学	鰭ヶ崎 1 660 番地	7150-3001	屋内体育館	1, 392	696	西平井 大字鰭ヶ崎・ 鰭ヶ崎 宮園1~3丁目 思井
	<u>31</u>	江戸川大学	駒木474番地	7152-0661	屋内体育館	691	345	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目	32	江戸川大学	駒木474番地	7152-0661	屋内体育館	691	1 3/15	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
	注) in a second and a second a second and a second a second and a second a second and a second a	 	想定されます。 ついては、自治 の管理運営に 示します。 は、普段の学校	。 ·会の連絡拠点と	:して一部教室を があることから、)授業を受ける教	・使用す 避難所 対室。	-ること frとして	利用可能な教室につい	注): 注): -	は浸水するこ 学校教室につまた、避難所 では、別途指 普通教室とに	ことが想定され ついては、自治 の管理運営に i示します。 は、普段の学校	ます。 会の連絡拠点 こ必要なスペース 生活及び普通(として一部教室を	を使用す 、避難所 数室。	^ト ること 所として	利用可能な教室につい
63			Г	1				(4/6)			Т	T	T	7.4		(4/6)
	No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区	No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m²)	収容 人員	避難地区
	32	勤労者総合 福祉 センター	大畔25番地の 17	7155–5701	全室	1, 929	964	上新宿南桐ケ谷・谷・上貝塚下花輪大畔若葉台西初石1~5丁目	33	勤労者総合 福祉 センター	大畔25番地の 17	7155-5701	全室	1, 929	964	上新宿 南 桐ケ谷・ 谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石 1~5丁目

							战員	初動マニュアノ	レ新	旧対照				£\		
頁				現行(平月	え 24 年度修	正)						修正案(平	成 28 年度	多正)		
	33	勤労者体育 施設	大畔64番地の 1	7155–5701	全室	1, 106	553	上新宿 南 桐ケ谷・ 谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石 1~5丁目	34	勤労者体育 施設	大畔64番地の 1	7155-5701	全室	1, 106	553	上新宿 南 桐ケ谷・ 谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石 1~5丁目
	<u>34</u>	博物館	加一丁目 1 225番地の6	7159-3434	全室	1, 752	876	流山1丁目 加一~六 丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 平和台1~5丁目	<u>35</u>	博物館	加一丁目 1 225番地の6	7159-3434	全室	1, 752	876	流山1丁目 加一~六 丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 平和台1~5丁目
	35	中野久木保育所	中野久木373 番地	7152-0921	全室	704	352	平方 美原1~4丁目 中野久木 北·小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見 台1·2丁目 西初石1丁 目	36	中野久木 保育所	中野久木373番地	7152-0921	全室	704	352	平方 美原1~4丁目 中野久木 北·小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見 台1·2丁目 西初石1丁 目
	<u>36</u>	平和台 保育所	平和台2丁目6 番地の3	7158-1424	全室	1, 122	561	大字流山 流山1~9丁 目 西平井 大字鰭ヶ 崎・鰭ヶ崎 木 平和 台1~5丁目 南流山1 ~8丁目	37	平和台 保育所	平和台2丁目6 番地の3	7158-1424	全室	1, 122		大字流山 流山1~9丁 目 西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 木 平和 台1~5丁目 南流山1 ~8丁目
	<u>37</u>	江戸川台 保育所	江戸川台東3 丁目5番地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1~4丁目	38	江戸川台 保育所	江戸川台東3 丁目5番地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1~4丁目
	<u>38</u>	向小金 保育所	向小金3丁目 102番地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1~4丁目	<u>39</u>	向小金 保育所	向小金3丁目 102番地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1~4丁目
	<u>39</u>	東深井 保育所	東深井 1 77番 地の2	7154-6025	全室	792	396	東深井 江戸川台東4 丁目 こうのす台	40	東深井 保育所	東深井177番 地の2	7154-6025	全室	792	396	東深井 江戸川台東4 丁目 こうのす台
	<u>40</u>	<u>老人福祉</u> センター	東深井986番 地の1	7152-2373	全室	300	150	東深井 こうのす台	41	高齢者福祉 センター 森の <u>倶楽部</u>	東深井986番 地の1	7152-2373	全室	300	150	東深井 こうのす台
	<u>41</u>	駒木台福祉 会館	駒木台221番 地の3	7154-4821	全室	589	294	駒木台 青田 美田	<u>42</u>	駒木台福祉 会館	駒木台221番 地の3	7154-4821	全室	589	294	駒木台 青田 美田
	<u>42</u>	流山福祉 会館	流山2丁目 1 02番地	7159-1520	全室	400	200	流山1~9丁目 大字加	43	流山福祉 会館	流山2丁目 1 02番地	7159-1520	全室	400	200	流山1~9丁目 大字加
	<u>43</u>	江戸川台 福祉会館	江戸川台東1 丁目251番地	7154-3026	全室	501	250	江戸川台東1~4丁目	44	江戸川台 福祉会館	江戸川台東1 丁目251番地	7154-3026	全室	501	250	江戸川台東1~4丁目
	44	西深井福祉 会館	西深井313番 地	7154-3120	全室	148	74	深井新田·平方村新田 西深井 東深井	<u>45</u>	西深井福祉 会館	西深井313番 地	7154-3120	全室	148	74	深井新田·平方村新田 西深井 東深井
	<u>45</u>	思井福祉 会館	思井79番地の 2	7159–5666	全室	500	250	大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 宮園1~3丁目 思井 中 前平井	46	思井福祉 会館	思井79番地の 2	7159-5666	全室	500	250	大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 宮園1~3丁目 思井 中 前平井
	<u>46</u>	向小金福祉 会館	向小金2丁目 192番地の2	7173-9320	全室	465	232	前ヶ崎 向小金1~4丁 目	47	向小金福祉 会館	向小金2丁目 192番地の2	7173-9320	全室	465	232	前ヶ崎 向小金1~4丁 目
			fについては、- i想定されます。		が増水し、万が	一市内	の堤隙	が決壊した場合には浸			難所について が想定されます		[戸川が増水し、	万が一	市内の	堤防が決壊した場合に
64								(5/6)								(5/6)
	No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区	No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m²)	収容 人員	避難地区
	47	南福祉会館	南102番地の2	7155-3160	全室	104	52	北・小屋 上新宿 上 新宿新田 南 桐ケ 谷・谷・上貝塚	48	南福祉会館	南102番地の2	7155-3160	全室	104		北・小屋 上新宿 上 新宿新田 南 桐ケ 谷・谷・上貝塚

			現行(平原	戈 24 年度修	延)					•	修正案(平	成 28 年度修	逐正)	
<u>48</u>	十太夫福祉 会館	十太夫97番地 の1	7154 — 5254	全室	412	206	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初 石5・6丁目	<u>49</u>	十太夫福祉 会館	十太夫97番地 の1	7154 — 5254	全室	412	市野谷 駒木 206 東初石5・6丁目 石5・6丁目
<u>49</u>	東深井福祉 会館	東深井498番 地の30	7155-3638	全室	458	229	東深井 こうのす台	<u>50</u>	東深井福祉 会館	東深井498番 地の30	7155-3638	全室	458	229 東深井 こうので
<u>50</u>	名都借福祉 会館	名都借274番 地	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎 向小金1~4丁 目 名都借 松ヶ丘1 ~6丁目 西松ヶ丘1丁 目	<u>51</u>	名都借福祉 会館	名都借274番 地	7144-5510	全室	165	前ヶ崎 向小金: 目 名都借 松 ~6丁目 西松ヶ 目
<u>51</u>	野々下福祉 会館	野々下2丁目 709番地の3	7145-9500	全室	403	201	古間木 野々下1~6丁 目 長崎1・2丁目 名 都借	<u>52</u>	野々下福祉 会館	野々下2丁目 709番地の3	7145-9500	全室	403	古間木 野々下 201 目 長崎1・2丁 都借
<u>52</u>	南流山福祉 会館	南流山3丁目3 番地の1	7150-4320	全室	466	233	南流山1~8丁目	<u>53</u>	南流山福祉 会館	南流山3丁目3 番地の1	7150-4320	全室	466	233 南流山1~8丁目
<u>53</u>	赤城福祉会館	流山8丁目1 071番地	7158-4545	全室	523	261	大字流山 流山1~9丁 目 西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 南流山1~ 8丁目	<u>54</u>	赤城福祉会館	流山8丁目1 071番地	7158-4545	全室	523	大字流山 流山: 目 西平井 大: 崎・鰭ヶ崎 南派 8丁目
<u>54</u>	平和台福祉 会館	平和台5丁目 45番地の <u>3</u>	7158-4264	全室	138	69	大字流山 流山1~9丁 目 西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 木 平和 台1~5丁目 南流山1 ~8丁目 宮園1~3丁 目 思井 中	<u>55</u>	平和台福祉 会館	平和台5丁目 45番地の <u>34</u>	7158-4264	全室	138	大字流山 流山 目 西平井 大 崎・鰭ヶ崎 木 台1~5丁目 南 ~8丁目 宮園1 目 思井 中
<u>55</u>	生涯学習センター	中110番地	7150-7474	全室	5, 849	2, 924	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鰭ヶ崎・鰭ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎古間木 前平井 後平井	<u>56</u>	生涯学習センター	中110番地	7150-7474	全室	5, 849	大字流山 流山: 目 西平井 大: 崎・鰭ヶ崎 木 2,924 山1~8丁目 宮 丁目 思井 中 古間木 前平井 井
<u>56</u>	文化会館	加一丁目 1 6 番地の2	7158-3462	全室	2, 384	1, 192	流山1~4丁目 大字加 加一~六丁目 大字三 輪野山 三輪野山一~ 五丁目 平和台1~5丁 目 下花輪 市野谷	<u>57</u>	文化会館	加一丁目 1 6 番地の2	7158-3462	全室	2, 384	流山1~4丁目 加一~六丁目 1,192 輪野山 三輪野 五丁目 平和台 目 下花輪 市野
<u>57</u>	北部公民館	美原1丁目1 58番地の2	7153-0567	全室	394	197	平方 美原1~4丁目 中野久木 北·小屋 上新宿 江戸川台西1 ~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目	<u>58</u>	北部公民館	美原1丁目1 58番地の2	7153-0567	全室	394	平方 美原1~ 中野久木 北 197 上新宿 江戸川 ~4丁目 富士 富士見台1・2丁目
								<u>59</u>	千葉県生涯 大学校東葛 学園江戸川 台校舎	美原1丁目1 58番地の2	<u>7152–1181</u>	<u>全室</u>	<u>230</u>	平方美原1~中野久木北上新宿江戸川~4丁目富士富士見台1・2丁目
<u>58</u>	東部公民館	名都借756番 地の4	7144-2988	全室	478	239	前ヶ崎 向小金1~4丁 目 名都借 松ヶ丘1 ~6丁目 西松ヶ丘1丁 目	<u>60</u>	東部公民館	名都借756番 地の4	7144-2988	全室	478	前ヶ崎 向小金: 目 名都借 松 ~6丁目 西松ヶ

頁					現行(平原	戈 24 年度	修正)							修	正案(平	成 28 年度	修正))		
5										(6/6)										(6/6)
	No.	名称		在地	連絡先	避難施設	面積 (m²)	収容 人員		避難地区	No.	. 名称	所在地		連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員		避難地区
	<u>59</u>	初石公民館	西初7 381番	54丁目 対地の2	7154-9101	全室	530	265		[~5丁目	61	初石公民館	西初石47 381番地0		7154-9101	全室	530	265		1~5丁目
	<u>60</u>	南流山 センター		13丁目3	7159-4511	全室	698	349		山 大字鰭ヶ ヶ崎 木 南流 丁目	<u>62</u>	南流山 センター	南流山3丁 番地の1	「目3	7159-4511	全室	698	349	崎・鰭 山1~8	
											<u>63</u>	流山おおたかの森センター		21番	7158-3462	<u>全室</u>	418	209	目 後野々	目 大字三輪野 輪野山二〜五丁 後平井 市野谷 「1丁目 大畔 5・6丁目
	61	市民総合体育館	野々下 29番地	1丁目4の4	7159–1212	屋内体育館	4, 417	2, 208	大字三 山一~ ヶ崎・ 園1~3 芝崎	鰭ヶ崎 木 宮 丁目 思井 中 古間木 前平井 市野谷 野々	<u>64</u>	キッコーマ ン アリー ナ (市民総 合体育館)	B 5 下 1 −		7159–1212	屋内体育館	4, 417	2, 208	大字三 山一~ ヶ 園1~3 芝崎	古間木 前平井 市野谷 野々
									_				-							
						合計			」 成 24 年	4月1日現在)						合計			人 成 <u>27</u> 年	4月1日現在)
5		<u></u> 水することが	が想定さ		級河川江戸川			(平)	」 成 24 年	4月1日現在) した場合には済		は浸水する	ことが想定る					(平)	人 成 <u>27</u> 年	4月1日現在) ヾ決壊した場合に
5			が想定さ f	おます。		が増水し、万	が一市	「 (平 _月 「 内の堤 阪	式 成 24 年 防が決壊	した場合には浸		 は浸水する。 福祉避難所	ことが想定る	!されま ⁻	す。	戸川が増水し	ン、万が	(平) 一市内(て 成 <u>27</u> 年 の堤防か	、決壊した場合に
5	■ 1	<u></u> 水することが	が想定さ <u>f</u> 称	れます。	級河川江戸川 置場所 『平和台 2-1-2		が一市 号	(平月 内の堤隙 管理 流山下	成 24 年 防が決壊 団 体 市			は浸水する。 福祉避難所 名 流 山 市	ことが想定さ 称	されま 設し			ン、万が : 号 **	(平) 一市内(で 成 <u>27</u> 年 の堤防か 団 体 市	、決壊した場合に
5	■ 1		が想定さ <u>f</u> 称	設流山市	置場所	が増水し、万	が一市 号 35 _そ 377	(平月 内の堤 の 管理 流山市 社会福祉	成 24 年 防が決壊 団 体 市 お議会	した場合には浸		は浸水する。 福 祉避難所 名	本ーム	されま [*] 設 † 流山市 [*]	す。	戸川が増水し	ン、万が : 号 [:] 735 社 377	(平) 一 市内 (管 理 流山ī 会福祉	で 成 <u>27</u> 年 の堤防か 団 体 市 協議会	、決壊した場合に
5	■ 4	 水することが 福祉避難所 名 流 山 市 地域福祉セ	が想定さ <u>f</u> 称	おます。設流山市流山市	置 場 所	 が増水し、万 電話番 04-7159-47	が一市 : 号 : 35 ~	(平月 (平月の場所) 管理 流山下 社会福祉制 社会福祉	成 24 年 防が決壊 団 本 市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	した場合には透 備 考 特別養護老人		は浸水する。 福祉避難所 名 流 山 市 地域福祉セン 特別養護老人	本	されま [*] 設 † 流山市 [*] 流山市『	す。 置場所 平和台2-1-2	戸川が増水し 電 話 番 04-7159-47	ン、万が : 号 [*] 735 社 377	管理流山市大公司 法会福祉 社会福祉	成 <u>27</u> 年 万堤防か 団 体 市 協議会	(決壊した場合に備 考特別養護老人
5	■ 4	水することが 福祉避難所名 本山市 地域福祉セ 春の苑	が想定さ <u>f</u> 称	おます。設流山市流山市	置 場 所 「平和台 2-1-2 「東深井 518-1	が増水し、万 電 話 番 04-7159-47 04-7178-3	が一市 : 号 : 35 社	(平月 内の堤 の 管理 流山市 社会福祉	成 24 年 防が決壊 団 本 市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	した場合には落備 考 特別養護老人 ホーム		は浸水する。 福祉避難所名 流山市 地域福祉セン 特別養護老人	本	設は流山市事流山市事流山市事	す。 置場所 平和台 2-1-2 東深井 518-1	戸川が増水し 電 話 番 04-7159-47 04-7178-3	ン、万が : 号 ² 735 社 377	(平) 一 市内 (管 理 流山ī 会福祉	成 <u>27</u> 年 万堤防か 団 体 市 協議会	(決壊した場合に 備 考 特別養護老人 ホーム
5	■ 1	水することが 福祉避難所名 本山市 地域福祉セ 春の苑	が想定さ f 称 ンター	おます。	置 場 所 「平和台 2-1-2 「東深井 518-1	が増水し、万 電 話 番 04-7159-47 04-7178-3	ラ 735 2377 377	(平月 (平月の場所) 管理 流山下 社会福祉制 社会福祉	成 24 年 域	した場合には落備 考 特別養護老人 ホーム		は浸水する。 福祉避難所名 流山市地域福祉セン特別養護老人 をアホームを 特別養護老人	本 本 か を が 想定 な 本 か か か か か か か か か か か か か	設け流山市写流山市野流山市野	す。 置場所 平和台 2-1-2 東深井 518-1 東深井 520-1	戸川が増水し 電 話 番 04-7159-47 04-7178-3 04-7178-3	ン、万が : 号 : 377 377 122	管理流山市大公司 法会福祉 社会福祉	Red	(決壊した場合に) 備 考 特別養護老人 ホーム ケアハウス 特別養護老人
5	1	本することが 福祉避難所 名 流山市 地域福祉セ 春の苑 春の苑	が想定される。 f 称 シター	れます。設流流流流流流流	置 場 所 可平和台 2-1-2 東深井 518-1 東深井 520-1	間 話 番 04-7159-47 04-7178-3 04-7178-3	ラ 735 本 377 377 211 200	(平月の 堤 の で内の堤の 管理 流山下 社会福祉が 社会福祉が 社会福祉が	d	はた場合にはき 備 考 特別養護老人 ケアハウス 特別養護老人 特別養護老人		は浸水する: 福祉避難所 名	本 が か か か か か か が<	されまで、一般では、一般では、一般では、一体ので	す。 置場所 平和台 2-1-2 東深井 518-1 東深井 520-1	戸川が増水し 電 話 番 04-7159-47 04-7178-3 04-7178-3	ン、万が : 号 ² 735 社 377 122 211 200	(平) 一 市内 (管 理 法会福祉 社会和がぎる 社会和が	D	(決壊した場合に) 構 考 特別養護老人 ホーム ケアハウス 特別養護老人 ホーム 特別養護老人 ホーム 特別養護老人

特別養護老人

04-7155-2222 社会福祉法人

はまなす苑

流山市こうのす台

はまなす苑

流山市こうのす台

04-7155-2222

社会福祉法人

特別養護老人

269-1 流山あけぼの会 ホーム 269-1 あざみ苑 流山市野々下 2-488-5 04-7141-2200 特別養護老人 あざみ苑 流山市	流山あけぼの会ホーム	
	井口(大き	
	野々下 2-488-5 04-7141-2200 特別養護 ホーム	養老人
流山こまぎ安心館 流山市駒木 649-3 04-7178-5556 社会福祉法人 特別養護老人 流山こまぎ安心館 流山こまぎ安心館 流山市	駒木 649-3 04-7178-5556 社会福祉法人 特別養護 天宣会 ホーム	養老人

第6 主な連絡先

■行政機関

名 称	所在地	電話
千葉県 危機管理課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	047-361-2111
東葛飾土木事務所	松戸市竹ヶ花 24	047-364-5136
東葛飾農業事務所	柏市高田 990-1	04-7143-4121
松戸健康福祉センター	松戸市小根本7	047-361-2121
流山警察署	流山市大字三輪野山 744-4	04-7159-0110
国土交通省江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7311
千葉国道事務所	 柏市吉野沢 3-9	04-7143-4230
柏維持修繕出張所		04-7143-4230
農林水産省生産局	千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-1354
陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実 17	047-387-2171
野田市 市民生活課	野田市鶴奉 7-1	04-7123-1083
柏市 防災安全課	柏市柏 5-10-1	04-7167-1115
松戸市 防災課	松戸市根本 387-5	047-366-7309

■ライフライン関係

名 称	所在地	電話	
東日本電信電話(株)千葉支店	千葉市美浜区中瀬 1- <u>3</u>	043- <u>274-4034</u>	
東京電力(株)東葛支社	柏市新柏 1-13-2	04-7164-3311	
野田営業センター	<u>野田市宮崎 81-1</u>	04-7125-2121	
京和ガス(株)	流山市江戸川台東 1-254	04-7155-1500	
京葉瓦斯(株)	市川市市川南 2-8-8	047 225 1040	
供給保安部保安指令センター		047-325-1049	
北千葉広域水道企業団	松戸市七右衛門新田 540-5	047-345-3211	

■交通関係

第6 主な連絡先

■行政機関

名 称	所在地	電話
千葉県 危機管理課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	047-361-2111
東葛飾土木事務所	松戸市竹ヶ花 24	047-364-5136
東葛飾農業事務所	柏市高田 990-1	04-7143-4121
松戸健康福祉センター	松戸市小根本7	047-361-2121
流山警察署	流山市大字三輪野山 744-4	04-7159-0110
国土交通省江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7311
千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	柏市吉野沢 3-9	04-7143-4230
農林水産省 <u>政策統括官</u>	千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-1354
陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実 17	047-387-2171
野田市 市民生活課	野田市鶴奉 7-1	04-7123-1083
柏市 防災安全課	柏市柏 5-10-1	04-7167-1115
松戸市 危機管理課	松戸市根本 387-5	047-366-7309

■ライフライン関係

名 称	所在地	電 話	
東日本電信電話(株)千葉事業部	千葉市美浜区中瀬 1-6	043- <u>211-8652</u>	
東京電力パワーグリッド (株)			
東葛支社	柏市新柏 1-13-2	04-7164-3311	
京和ガス(株)	流山市江戸川台東 1-254	04-7155-1500	
京葉瓦斯(株)	市川市市川南 2-8-8	047-325-1049	
供給保安部保安指令センター		047-325-1049	
北千葉広域水道企業団	松戸市七右衛門新田 540-5	047-345-3211	

■交通関係

現行	(平成 24 年度修正)		修正案(平成 28 年度修正)				
名 称	所在地	電 話	名 称	所在地	電話		
東日本高速道路(株) 谷和原管理事務所	茨城県つくばみらい市筒戸 1606	0297-52- <u>2828</u>	東日本高速道路(株) 谷和原管理事務所	茨城県つくばみらい市筒戸 1606	0297-52- <u>2820</u>		
首都高速道路 (株)	千代田区霞が関 1-4-1	03-3539-9499	首都高速道路(株)	千代田区霞が関 1-4-1	03-3539-9499		
東日本旅客鉄道(株) 南流山駅	流山市南流山 1-25	04-7158-7231	東日本旅客鉄道(株) 南流山駅	流山市南流山 1-25	04-7158-7231		
東武鉄道(株) 運河駅	流山市東深井 405	04-7152-4050	東武鉄道(株) 運河駅	流山市東深井 405	04-7152-4050		
江戸川台駅	流山市江戸川台東 1-3	04-7152-9310	江戸川台駅	流山市江戸川台東 1-3	04-7152-9310		
初石駅	流山市西初石 3-100	04-7154-2818	初石駅	流山市西初石 3-100	04-7154-2818		
流山おおたかの森鳳	₹ 流山市西初石 6-181-3	04-7153-2277	流山おおたかの森駅	流山市西初石 6-181-3	04-7153-2277		
流鉄(株) 鉄道部	流山市流山 1-264	04-7158-0117	流鉄(株) 鉄道部	流山市流山 1-264	04-7158-0117		
流山駅	流山市流山 1-264	04-7158-1010	流山駅	流山市流山 1-264	04-7158-1010		
平和台駅	流山市流山 4-483	_	平和台駅	流山市流山 4-483	_		
鰭ケ崎駅	流山市大字鰭ヶ崎 1438-3	_	だけ	流山市大字鰭ヶ崎 1438-3	_		
首都圏新都市鉄道(株) コールセンター	_	0570-000-298	首都圏新都市鉄道(株) コールセンター	_	0570-000-298		
流山おおたかの森駅	流山市西初石 6-182-3	04-7156-1211	流山おおたかの森駅	流山市西初石 6-182-3	04-7156-1211		
流山セントラルパーク駅	流山市前平井 119	04-7150-5211	流山セントラルパーク駅	流山市前平井 119	04-7150-5211		
南流山駅	流山市南流山 2-1	04-7158-4311	南流山駅	流山市南流山 2-1	04-7158-4311		
│ │■報道関係			■報道関係				
名 称	所在地	電話	名称	所在地	電話		
日本放送協会 千葉放送局	千葉市中央区中央 4-14-14	043- <u>227-7311</u>	日本放送協会 千葉放送局	千葉市中央区 <u>千葉港 5-1</u>	043-203-1001		
千葉テレビ放送 (株)	千葉市中央区都町 1-1-25	043- <u>233-6681</u>	千葉テレビ放送 (株)	千葉市中央区都町 1-1-25	043- <u>231-3111</u>		
(株)ニッポン放送	千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-7622	(株)ニッポン放送	千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-7622		
(株) ベイエフエム	ブウエスト		(株) ベイエフエム	千葉市美浜区中瀬 2-6-1WBG マリ ブウエスト	043-351-7878		
(株) <u>J C N コアラ葛飾</u>			(株) <u>ジェイコム東葛葛飾</u>	松戸市新松戸 3-55	047-309-6611		
 			— ■医療関係				
名 称	所在地	電話	名称	所在地	電話		
(社) 流山市医師会	流山市西初石 4-1433-1	04-7155-2324	(一社) 流山市医師会	流山市西初石 4-1433-1	04-7155-2324		
(社) 流山市歯科医師会	流山市西初石 4-1433-1	04-7155-3355	(一社)流山市歯科医師会	流山市西初石 4-1433-1	04-7155-3355		
流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1	04-7155-6871	流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1	04-7155-687		
日本赤十字社 千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531	日本赤十字社 千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531		
流山市地区赤十字奉仕団	流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111	流山市地区赤十字奉仕団	流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111		
■その他関係機関			■その他関係機関				
				1 . I.I	声 31		
名称	所在地	電話	名 称	所在地	電 話		

頁	現行	(平成 24 年度修正)		修正案	《 (平成 28 年度修正)	
	流山市地区赤十字奉仕団	流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111			
	流山商工会議所	流山市流山 2-312	04-7158-6111	流山商工会議所	流山市流山 2-312	04-7158-6111

■病院

(平成 <u>24</u>年度)

名称	所在地	診療科目	入院設備 (床)	電話
江陽台病院	西深井 393	内・ <u>心療・</u> 外・整・脳・ <u>巡・</u> リハ・放	149	7153-2555
東葛病院	下花輪 409	内・ <u>精・神・</u> 神内・呼・ 消・循・ア・小・外・整・ <u>呼外・</u> 皮・泌・産・ <u>婦・</u> 眼・耳・リハ・麻	<u>331</u>	7159-1011
流山中央病院	東初石 2-132-1	内・呼・消・ <mark>胃・</mark> 循・ <u>ア・</u> 外・整・形・脳・皮・泌・ <u>肛・</u> 眼・リハ・放・麻	156	7154-5741
千葉愛友会記念病院	鰭ヶ崎 1−1	内・ <u>呼・</u> 消・循・小・外・ 整・脳・皮・泌・産婦・ 眼・耳 <u>・リハ・麻</u>	<u>316</u>	7159-1611
柏の葉北総病院	駒木台 233-4	内・外・皮・リハ	92	7155-5551
おおたかの森病院	柏市豊四季 113	内・呼・消・循・小・外・ 整・脳・眼・リハ・泌 <u>・</u> <u>糖</u>	199	7141-1117

^{※ 「}おおたかの森病院」は柏市にあるが、流山市と隣接している。

■病院

(平成 <u>27</u>年度)

名称	所在地	診療科目	入院設備 (床)	電話
江陽台病院	西深井 393	内・外・整・脳・リハ・ 放	149	7153-2555
東葛病院	中 102-1	内・神内・呼・消・循・ ア・小・外・整・皮・泌・ 産・ <u>代謝・</u> 眼・耳・リハ・ 麻 <u>・臨・腎・透・放</u>	<u>366</u>	7159–1011
流山中央病院	東初石 2-132-1	内・呼・消・循・外・整・ 形・脳・皮・泌・眼・リ ハ・放・麻	156	7154-5741
千葉愛友会記念病院	鰭ヶ崎 1−1	内・消・循・小・外・整・ 脳・皮・泌・産婦・眼・ 耳	<u>268</u>	7159-1611
柏の葉北総病院	駒木台 233-4	内・外・皮・リハ	92	7155-5551
おおたかの森病院	柏市豊四季 113	内・呼・消・循・小・外・ 整・脳・眼・リハ・泌・ <u>肛・心臓・ア・麻・皮・</u> <u>リウ</u>	199	7141-1117

^{※ 「}おおたかの森病院」は柏市にあるが、流山市と隣接している。

頁	現行(平成 24 年度修正)					修正案(平成 28 年度修正)				
	第7個	人行動カー	K			第7 個	固人行動カー	۴		
		書時職員初動マニ く災害発生後 24 個人行動力・ 流 山 市	1 時> - ド】	氏名 所属 緊急連絡先 住所 生年月日 持病	番号 血液型 その他		書時職員初動マニ く災害発生後 24 【個人行動力・ 流 山 市	4 時> 一ド】	所属 緊急連絡先 住所 生年月日 持病	血液型
	①自身と ②周辺の ③家族と ④所属長	市民等の安全確保 被災状況の把握 自宅の状況確認		参集場所(勤務先)	電話	①自身と ②周辺の ③家族と ④所属長	ご市民等の安全確保 対 被 災 状況 の 把握 ご 自 宅 の 状況 確認		参集場所(勤務先)	電話
	O <u>災対本</u> ※所定の <u>災対本</u>	に参集(配備基準に復 部事務局の指示を受ける 場所に参集できない。 部事務局に連絡 ⇒ (ナて行動する 場合は)4-7158-4132	最寄の市の施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電話	○ <u>災害攻</u> ※所定の <u>災 害</u> -	に参集(配備基準に <mark>1策本部</mark> 事務局の指示)場所に参集できない 対策本部事務 58-4132	を受けて行動する 場合は 局 に 連 絡 ⇒	最寄の市の施設	電話
		被害種別	自宅待機日数の指針			■自分自身	又は家族が被災した 被害種別	三場合の指針 国宅待機日数の指針	●担当業務	
	自宅被害	全壊・全焼、半壊・半焼等	0日			自宅被害	全壊・全焼、半壊・半焼等	0日		
	本人や家族の死傷	死亡(家族) 重傷(本人) 重傷(家族) 軽傷(本人) 軽傷(家族)	1日 勤務可能な状態となるまで 1日 0日 0日			本人や家族の死傷	死亡(家族) 重傷(本人) 重傷(家族) 軽傷(本人) 軽傷(家族)	1日 勤務可能な状態となるまで 1日 0日 0日		
	登庁して目で、所属長	がな状況が発生した場 自身と家族の情報を原 長の指示に従う。 おける留意事項		●連絡先		登庁して	うな状況が発生した場 自身と家族の情報を 長の指示に従う。			
	▶ 安全を第一	一に考える			· · 電話	■ 参集時に ⇒ 安全を第・	おける留意事項 に考える		●連絡先	
	▶ 登庁時の携		,			▶ 初期消火、	人命救出に努める		名称	電話
	靴 等	業着、帽子、軍手、厚 身分証明書、食糧・飲		名称	電話	→ 登庁時の持 服装 :作 靴 等	業者、帽子、軍手、厚	望手の靴下、厚底の	名称	電話
	i i	現金(小銭)、筆記用		名称	電話	帯電話	身分証明書、食糧・食 、現金(小銭)、筆記用		名称	電話
		(公共交通機関が利用 て、バイク、自転車、		名称	電話		(公共交通機関が利用	できない場合)	名称	電話
	登庁時には 様式 63() 出	は、情報収集を行い、 災害対策本部参集報告	勤務先に参集 5 <mark>書</mark>)を <u>災対本部</u> に提		ズに 1 で推行 1 でくださし		て、バイク、自転車、 は、情報収集を行い、 (災害対策本部参集報行	勤務先に参集 告)を <u>災害対策本部</u> に		ズにして進行してください

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正) 			
70	第8:災害対策本部参集報告書	第8:災害対策本部参集報告			
	■様式 <u>63</u> : 災害対策本部参集報告 <u>書</u> (提出先: <u>災対本部</u> 室)	■様式 <u>60</u> : 災害対策本部参集報告 (提出先: <u>災害対策本部</u> 室)			
	<u>整理番号</u> 流山市災害対策本部参集報告	<u>整理番号</u> 流山市災害対策本部参集報告			
	平成 年 月 日 <u>職員番号 氏名</u> 参集方法 (併記も可) 徒歩・自転車・バイク・バス・電車・その他 班名 班 きりとり線きりとり線 整理番号 【被害状況の報告】 下記図面に被害があった箇所を○で囲み、その中に次に該当する番号を記入すること。 1. 火災 2. 家屋等の倒壊 3. 道路破損 4. 救助 5. その他	平成 年 月 日 <u>職員番号 氏名</u> 参集方法 (併記も可) 徒歩・自転車・バイク・バス・電車・その他 <u>班名 班</u>			
	被害の概要	被害の概要			
	[災害対策本部周辺の地図] 又は	〔災害対策本部周辺の地図〕 又は			
	〔被害箇所及びその周辺の地図〕を添付	〔被害箇所及びその周辺の地図〕を添付			

頁			Į	見行(平	成 2	24 年	度修	正)							•			修	正案(平成	28 年	E度値	多正)					
71	第	9:巻末資	料													第	9:巻末資	料											
	救記	<u>雙班</u> (3-3)	資料													<mark> <u>災害救護対策本部</u>(3-3)資料 </mark>													
	■ 555	害時救護班 要請	青先リスト													■ ¥	害救護対策本部	『設置要請先	:リスト										
		機関	氏名				ſ	主所				電話	(無	(線)			機関	氏名				ſ	主所				電話	(無線)	
		杰山市医師会	大津 直之	診療		<u> 向小</u>				<u>- 2</u>	717	76-32	240				流山市医師会	鈴木 隆	診療		南流 山						57-66	80	
	1	Ē				<u> 向小金</u>	<u>:クリ</u>	<u>ニック</u>	<u>7</u>		()			長				モシオ 流山整			<u>1 F</u>	<u>南</u>	()	
				自宅															自宅	-	<u> Ли рч ж</u>	<i>5157</i> 1°	<u>171</u>						
	ď	杰山市歯科医	斉藤 又次	診療	折 i	南流山	I <u>1 —</u>	2 3	- 1	0 斉	715	59- <u>8</u> 1	145			,	流山市歯科医	寺田 伸一	診療	所 i	南流 山	1 <u>3 —</u>	7 —	1 5	寺	71	59– <u>71</u>	47	
	自	币会長				藤歯科	· <u>医院</u>				()			師会長				田歯科	医院				()	
	\		板津 邦彦	自宅 薬局		南流↓	ı Q —	1 Q	 _ 1	5 -	71	59-98	221				流山市薬剤師	稲田 衣子	自宅 薬局		中野久	太 5	1 1	<u> </u>	1.1	71	54-75	15	
		会長	似伴 邓彦	米内		ツシン				<u> </u>	110	<i>) </i>	<u> </u>				会長	佃田 公丁	米内	-	からめ				14	11	04 10	10	
				自宅															自宅										
		日本赤十字社	支部長	日中		千葉市 -	中央	区千	葉港	5 –	043	3-24]	1-75	31			日本赤十字社	支部長	日中		千葉市 -	中央	区千	葉港	5 —	04	3-241	-7531	
		千葉県支部	森田 健作	夜間		7 上記に	二同:				 -	記に[:" 信				千葉県支部	森田 健作	夜間		7 上記に	二 同				 	記に同	 are	
				IX IF 3		1. 10 (.,,, 0				1,	10(0)							IX IF 3			.,,,,				1	<u>на (</u>	4.0	
	W															 													
72	防犯	支衛生班(3- -	- 5)資料													防:	交衛生班(3-	- 5)資料											
	■委	託・受託関連														■委	託・受託関連												
						一廃								公							一							」 公	
					皮皮	許		燃や	有安	l	l	再	ごみ	共	剪					戸廃	許		燃や	有字	し	l	再	. *	剪
	番号	名称	事務所の所在地	電話番号	許可	浄	1 粗大	すご	害ご	尿季	尿許	生	出	施設	定枝	番号	4 名称	事務所の所在地	電話番号	許可	可 化 排	1 仕	すご	害い	尿季	尿許	生	共施設廃	定枝等
	万		別生地	万		化槽排	1	み等	み 等	委託	可	源	し支援	廃棄物	等	万		別生地	万	ごみ	化 槽 掃	Ī	み等	ごみ等	委託	可	源	支援	等
					み	汚泥		寺					抜	物						4	汚泥		寺					物	
	1	相武蔵野サー ビス 南部	南流山 8-3-14	7159-39 34	×	× :	× ×	0	×	×	×	×	×	×	×	1	(有)武蔵野サー ビス 南部	南流山 8-3-14	7159-39 34	×	×××	× ×	0	×	×	×	×	××	×
	2	㈱流山清掃事 業 北部・東部	平方 110-9	7154-73 30	0	×	×	0	×	×	×	0	×	×	×	2	㈱流山清掃事 業 北部・東部	平方 110-9	7154-73 30	0	×	×	0	×	×	×	0	×	×
	3		谷1	7158-08 21	×	0 () ×	×	×	0	0	0	×	0	×	3	(有)流山清運社	谷1	7158-08 21	×	0 0) ×	×	×	0	0	0	× O	×

頁			瑪	行(平)	成 2	4 £	F度	修正					· ·			•			修	正案(平成	28	年	度修	逐正)						
	4	江戸川清掃㈱	平方 74	7153-53 50	×	0	\circ	×	×	0	0	0	0	0	×	×	4	江戸川清掃㈱	平方 74	7153-53 50 ×	0	0	×	×	0	0	0	0	0	×	×
	5	(制関紙業 全 域	西初石 5- <u>178-29</u>	7153-11 41	0	×	×	0	×	×	×	×	0	×	×	×	5	制関紙業 全 域	西初石 5- <u>106</u>	7153-11 41	×	×	0	×	×	×	×	0	×	×	×
	6	荏原環境プラ ント (株) (リサイクル 館包括受託業 者)	下花輪 191	7159-05 50	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	6	荏原環境プラント (株) (リサイクル 館包括受託業者)	下花輪 191	7159-05 50 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	7	環境保全協同 組合 動物死体	流山 2-312	7158-77 33	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	7	環境保全協同 組合 動物死体	流山 2-312	7158-77 33 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
73	.	般廃棄許可業者															— —	般廃棄許可業者													
	番号	名称	事務所の所 在地	電話番号	一廃許可ごみ	一廃許可浄化槽汚泥	化槽清掃	粗大	燃やすごみ等	有害ごみ等	し尿委託	し尿許可	再生資源	ごみ出し支援	公共施設廃棄物	剪定枝等	番号	tr III-	事務所の所 在地	電話番号	一廃許可ごみ	一廃許可浄化槽汚泥	浄化槽清掃	粗大		有害ごみ等	し尿委託	再生資源		旭	剪定枝等
	1	制流山クリー ンサービス	西初石 3-103-14 201	7155-30 22	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	相流山クリー ンサービス	駒木560-62	<u>7143-0776</u>	0	×	×	×	×	×	×	× ×	×	×	×
	2	㈱大橋	三輪野山 744-13	7158-16	0	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	2	㈱大橋	三輪野山 744-13	7158-1600	0	×	×	×	×	×	×	< 0	×	×	×
	3	北葉実業㈱(食り有り)	野々下 6-537-1	7148-77 67	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	北葉実業㈱(食り有り)	野々下 6-537-1	7148-7767	0	×	×	×	×	×	×	× ×	×	×	×
	4	(制市川胞衣社 (限定許可)	市川市 若宮 3-30-13	047- <u>337</u> - <u>3737</u>	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4	(制市川胞衣社 (限定許可)	市川市 若宮 3-30-13	047- <u>315-384</u> <u>03</u>	0	×	×	×	×	×	×	< ×	×	×	×
	5	(有)関商店	西初石 5- <u>178-27</u>	7158-61 00	0	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	5	(有)関商店	西初石 5- <u>44-16</u>	7158-6100	0	×	×	×	×	×	×	< 0	×	×	×
	6	(郁クリーン・ アップ	南流山 8-4-10	7150-31 15	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	6	(有)クリーン・ アップ	南流山 8-4-10	7150-3115	0	×	×	×	×	×	× >	< ×	×	×	×
	7	(有)関紙業	西初石 5- <u>178-29</u>	7153-11 41	0	×	×	×	0	×	×	×	0	×	×	×	7	有関紙業	西初石 5- <u>106</u>	7153-1141	0	×	×	×	0	×	× >	< 0	×	×	×
	8	(有日東サービス	鰭ヶ崎 1309-2	7150-17 55	0	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	8	(有)日東サービ ス	鰭ヶ崎 1309-2	7150-1755	0	×	×	×	×	×	× >	< 0	×	×	×
	9	(有)柏清掃	平方 104	7153-71	0	×	×	X	×	×	×	×	×	×	×	×		(有)柏清掃	平方 104	7153-7142	\circ	×	×	×	×	×	× ×	< ×	×	×	×

頁	現行(平成 24 年度修正)														修	正案(平成	t 28	年	度修	逐正)										
				42													9															
	1 0	安蒜運送侑	東深井 265	7153-29 05	9	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	安蒜運送街	東深井 265	7153-29	905	0	×	×	×	×	×	× >	× ×	×	×	×
	1	㈱流山清掃事 業	平方 110-9	7154-73	3) ×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	1	(株)流山清掃事 業	平方 110-9	7154-73	330	0	×	×	0	×	×	× >	× ×	×	×	×
					•		•	•				•					1 2	<u>㈱髙田産業</u> <u>(限定許可)</u>	宮代町川端 4-13-5	<u>0480-34-</u> <u>1</u>	<u>-540</u>	<u>O</u>	×	×	×	×	× .	<u>×</u> >	<u>×</u> <u>×</u>	<u>×</u>	×	×
																	<u>1</u> <u>3</u>	エルエス工業 (株(限定許可)	<u>渋谷区千駄</u> <u>ケ谷</u> <u>3-2-8-503</u>	<u>03-5410-</u> <u>7</u>	<u>-362</u>	<u>O</u>	×	×	×	×	×	×	× ×	<u>×</u>	×	×
																	1 4	機丸幸 (限定 許可)	鎌ヶ谷市鎌 ヶ谷3-3-40 東ビル2F	<u>047-443-</u> <u>3</u>	<u>-090</u>	<u>O</u>	X	×	×	×	×	×	× ×	×	×	×
																											·	·				
74		尿・浄化槽				_												∠尿・浄化槽 │														
	番号	許可業者 (限定許可)	事務所の 所在地	電話番号	一廃許可ごみ	廃許可浄化槽汚泥	浄化槽清掃	粗大	燃やすごみ等	有害ごみ等	し尿委託	し尿許可	再生資源	ごみ出し支援	公共施設廃棄物	剪定枝等	番号	許可業者 (限定許可)	事務所の 所在地	電話番号	一廃許可ごみ	廃許可浄化槽汚泥	浄化槽清掃	粗大	燃やすごみ等	有害ごみ等	し尿委託	し尿許可	再生資源	ごみ出し支援	公共施設廃棄物	剪定枝等
	1	江戸川清掃㈱	平方 74	7153-53 50	×	0	0	×	×	0	\circ	0	0	0	×	×	1	江戸川清掃㈱	平方 74	7153-53 50	×	0	0	×	×	0	0	0	0	0	×	×
	2		谷1	7158-08 21	×	0	0	×	×	0	\circ	0	0	×	0	×	2	旬流山清運社	谷1	7158-08 21	×	0	0	×	×	0	0	0	0	×	0	×
	3	流山市管工事 協同組合	加 1-9-8	7159-01 15	×	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	流山市管工事 協同組合	加 1-9-8	7159-01 15	×	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	4	(有)東葛清掃	中 <u>55</u>	7158-99 91	×	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4	(有)東葛清掃	中 <u>163-1</u>	7158-99 91	×	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×
																_ _								_								
	■再:	生資源物回収業	者												瓜		■月	⊈生資源物回収賞 □	業者 			l									八	
	番号	登録業者	事務所の 所在地	電話番号	一廃許可ごみ	廃許可浄化槽	浄化槽清掃	粗大	燃やすごみ等	有害ごみ等	し尿委託	し尿許可	再生資源	ごみ出し支援	公共施設廃棄物	剪定枝等	番号	登録業者	事務所の 所在地	電話番号	一廃許可ごみ	廃許可浄化槽	浄化槽清掃	粗大	燃やすごみ等	有害ごみ等	し尿委託	し尿許可	再生資源	山し支	設良	剪定枝等

1 (株)大橋 三輪野山 7158-16 00 ○ × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	744-13 0 西初石 7158 5-44-16 0 西初石 7158	158-16 00 158-61 00 153-11	汚 泥 × × ×	×	× :	×××	×	0	×
1 (株)大橋 744-13 00 ○ × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	744-13 0 西初石 7158 5-44-16 0 西初石 7158	00			×	× ×	×	0	×
2 (前関商店 5-178-27 00 ○ × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	5- <u>44-16</u> 0 西初石 715	00 0 153-11	××	×		1			
3					×	×	×	0	×
4 ス 1309-2 55 ○ × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		41	× ×	×	0 3	×	×	0	×
		150-17	××	×	× :	×	×	0	×
業 110-9 30 業		154-73	× ×	×	×	×	×	0	×
6 江戸川清掃㈱ 平方74 7153-53	平方 74	153-53 50 × (0 0	×	×			0	0
7 (有流山清運社 谷 1 7158-08 21 × ○ ○ × × ○ × × ○ × × ○ ○ × ○ ○ × ○ ○	谷1	158-08 × (0	×	×	×		0	×

■PHSイエデンワ一覧

No	設置場所	電話番号
1	教育総務課 庶務係	070-6569-0484
2	教育総務課 施設係	070-6569-0537
3	学校教育課 学務係	070-6569-0575
4	学校教育課 保健給食係	070-6569-0847
5	指導課1	070-6569-1266
6	指導課 2	070-6569-1842
7	流山小学校	070-6520-4104
8	八木南小学校	070-6520-4207
9	八木北小学校	070-6520-4324
10	新川小学校	070-6520-4699
11	東小学校	070-6520-5477
12	江戸川台小学校	070-6520-5838
13	東深井小学校	070-6520-6151
14	鰭ヶ崎小学校	070-6520-6375

■PHSイエデンワ一覧

Νο	設置場所	電話番号
1	教育総務課 庶務係	070-6569-0484
2	教育総務課 施設係	070-6569-0537
3	学校教育課 学務係	070-6569-0575
4	学校教育課 保健給食係	070-6569-0847
5	指導課1	070-6569-1266
6	指導課 2	070-6569-1842
7	流山小学校	070-6520-4104
8	八木南小学校	070-6520-4207
9	八木北小学校	070-6520-4324
10	新川小学校	070-6520-4699
11	東小学校	070-6520-5477
12	江戸川台小学校	070-6520-5838
13	東深井小学校	070-6520-6151
14	鰭ヶ崎小学校	070-6520-6375

頁		現行(平	成 24 年度修正)		修正案(平成	28 年度修正)
	15	向小金小学校	070-6520-6503	15	向小金小学校	070-6520-6503
	16	西初石小学校	070-6520-6721	16	西初石小学校	070-6520-6721
	17	小山小学校	070-6520-8093	17	小山小学校	070-6520-8093
	18	長崎小学校	070-6520-8598	18	長崎小学校	070-6520-8598
	19	流山北小学校	070-6520-8676	19	流山北小学校	070-6520-8676
	20	西深井小学校	070-6520-9238	20	西深井小学校	070-6520-9238
	21	南流山小学校	070-6520-9861	21	南流山小学校	070-6520-9861
				22	おおたかの森小学校	070-5592-0880
	<u>22</u>	南部中学校	070-6569-3348	<u>23</u>	南部中学校	070-6569-3348
	<u>23</u>	常盤松中学校	070-6569-4095	<u>24</u>	常盤松中学校	070-6569-4095
	<u>24</u>	北部中学校	070-6569-5283	<u>25</u>	北部中学校	070-6569-5283
	<u>25</u>	東部中学校	070-6569-6003	<u>26</u>	東部中学校	070-6569-6003
	<u>26</u>	東深井中学校	070-6569-6205	<u>27</u>	東深井中学校	070-6569-6205
	<u>27</u>	八木中学校	070-6569-6851	<u>28</u>	八木中学校	070-6569-6851
	<u>28</u>	南流山中学校	070-6569-8036	<u>29</u>	南流山中学校	070-6569-8036
	<u>29</u>	西初石中学校	070-6569-8782	<u>30</u>	西初石中学校	070-6569-8782
				<u>31</u>	おおたかの森中学校	<u>070-5070-9165</u>
	<u>30</u>	附属幼稚園	070-6520-3670	<u>32</u>	附属幼稚園	070-6520-3670
76	■メモ			■メモ		

頁	現行(平成 24 年度修正)	修正案(平成 28 年度修正)